

第九十五回 参議院行財政改革に関する特別委員会会議録第十号

昭和五十六年十一月二十七日(金曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動
十一月十九日

辞任

福田 宏一君

補欠選任

楠 正俊君

佐藤 昭夫君

立君

委員の異動
十一月二十七日

辞任

市川 正一君

補欠選任

原田 立君

出席者は左のとおり。

委員長

中野 明君

玉置 和郎君

重信君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

敬義君

勇君

均君

卓志君

坂野

嶋崎

平井

降矢

小柳

野田

峯山

昭範君

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 長運輸省自動車局 | 國稅廳次長 | 大藏省証券局長 |
| 運輸省鐵道監督 | 國稅廳直稅部長 | 小山昭藏君 |
| 局長 | 國稅廳調查查察 | 吉田哲朗君 |
| 運輸省海運局長 | 文部大臣官房長 | 岸田俊輔君 |
| 務審議官 | 文部省初等中等教育局長 | 文部省初等中等教育局長 |
| 資源官房総務官 | 文部省學術國際局長 | 正木鑑君 |
| 通商產業局長 | 厚生大臣官房審議官 | 吉原健二君 |
| 農林水產省貿易局長 | 厚生省公衆衛生局長 | 大谷藤郎君 |
| 通商產業局長 | 厚生省醫務局長 | 田中明夫君 |
| 農林水產大臣官房長 | 厚生省社會局長 | 持永和見君 |
| 農林水產省畜產局長 | 厚生省兒童家庭局長 | 金田一郎君 |
| 通商產業大臣官房審議官 | 厚生省保険局長 | 幸田正孝君 |
| 資源工ネルギー局長官 | 厚生省年金局長 | 大和田潔君 |
| 通商產業局長 | 社会保険厅年金保険部長 | 山口新一郎君 |
| 農林水產大臣官房長 | 農林水產大臣官房長 | 小林功典君 |
| 農林水產省畜產局長 | 農林水產省畜產局長 | 角道謙一君 |
| 通商產業局長官 | 通商產業局長官 | 石川弘君 |
| 資源工ネルギー局長官 | 資源工ネルギー局長官 | 齊藤成雄君 |
| 通商產業局長官 | 通商產業局長官 | 中澤忠義君 |
| 農林水產大臣官房長 | 農林水產大臣官房長 | 小松豊島 |
| 資源工ネルギー局長官 | 資源工ネルギー局長官 | 杉浦永井 |
| 通商產業局長官 | 通商產業局長官 | 昭二君 |
| 資源工ネルギー局長官 | 資源工ネルギー局長官 | 国男君 |
| 資源工ネルギー局長官 | 資源工ネルギー局長官 | 喬也君 |
| 資源工ネルギー局長官 | 資源工ネルギー局長官 | 浩君 |

| | |
|--|---|
| ○行政改革に関する請願(第四号) | ○行政改革に付した案件 |
| ○國民本位の民主的行政改革実現に關する請願 付) | ○行政改革を推進するため當面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付) |
| 参考人 | 本日の会議に付した案件 |
| 住宅・都市整備 公團総裁 日本電信電話公社監査局長 日本銀行総裁 | 志村　清一君 森谷　昭夫君 前川　春雄君 |
| 説明員 | 事務局側 |
| 常任委員会専門 常任委員会専門 | 鈴木　源三君 坂上　剛之君 |
| 会計検査院事務 総局第三局長 | 伊藤　保君 |
| 日本国有鉄道總 裁 日本電信電話公 社監査局長 | 高木　文雄君 真藤　恒君 |
| 日本銀行総裁 | 小林　悦夫君 砂子田　隆君 大鷲　孝君 土屋　桂照君 |
| 建設大臣官房長 建設省計画局長 建設省河川局長 建設省道路局長 建設省住宅局長 自治大臣官房審 議官 自治省行政局公 務員部長 自治省財政局長 | 丸山　良仁君 吉田　公二君 川本　正知君 渡辺　修自君 豊蔵　一君 川島　修自君 小林　良仁君 砂子田　隆君 大鷲　孝君 土屋　桂照君 佳照君 |
| 郵政省電気通信 政策局長 労働省労働基準 局長 | 松井　和治君 守住　有信君 石井　甲二君 |

- （第一五二号外五六件）行政改革の断行に関する請願（第二三八号外一五件）
- 国民生活を豊かにする民主的行政改革実現に関する請願（第二三八〇号）
- 国行政改革に関する請願（第三二八号）
- 財界主導の行財政改革に反対、民主的財政改革の実現に関する請願（第四二三号外一一件）
- 国の行う行政改革に関する請願（第四三九号）
- 国民生活の安定と地方分権の推進に資する行政改革に関する請願（第五三三号）
- 行文閣連特例法案に反対し、教育、医療、福祉等の充実に資する行財政の民主的改革実現に関する請願（第六一六号外八件）
- 臨時答申に基づき、政府が行う行政改革に反対し、国民生活の擁護に関する請願（第六一七号外六件）
- 大企業本位の行政改革に反対し、国民生活優先の民主的行財政改革実現に関する請願（第六五四号外一二件）
- 国民の暮らしを守る行政改革実現に関する請願（第七八〇号外二件）
- 長期的、抜本的な行政改革実現に関する請願（第八六二号外二件）
- 行財政制度の改革に関する請願（第八七四号外一件）
- 臨調第一次答申の実施に反対し、行き届いた保育・教育等の実現のための行政改革に関する請願（第一一〇二二号外五一件）
- 福祉切捨ての行革特例法案反対に関する請願（第一一〇三五号）
- 行革関連特例法案に反対し、国民本位の行財政改革実現に関する請願（第一一〇八二号外七件）
- 行革関連特例法案中、国民生活関連の補助金切捨て（反対等）に関する請願（第一一五六号）

○行革関連特例法案に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願(第一一二二五号外一件)

○弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願(第一一二七五号外一七件)

○国民犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革推進に関する請願(第一五一三号外三件)

○行革関連特例法案反対・真の民主的行財政改革の実現に関する請願(第一六二四号外三四件)

○軍事費拡大のための行政改革に反対し、平和・福祉・分権・自治の行政改革推進に関する請願(第二〇九二号)

○国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願(第二〇九九号外四一件)

○教育・福祉・医療などの国民生活を圧迫する行政改革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願(第二一二五号外二件)

○民主的行政改革実現に関する請願(第二三四九号外一件)

○軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願(第二四〇六号外七件)

○軍事費を削減し、大企業優遇税制を正し、国民本位の行財政改革実現に関する請願(第二四五号)

○委員長(玉置和郎君)　ただいまから行財政改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、中野鉄造君、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補欠として和泉照雄君、市川正一君が選任されました。

また、去る十九日、市川正一君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されまし

また、本日、中野明君が委員を辞任され、その補欠として原田立君が選任されました。

○委員長(玉置和郎君) 行政改革を推進するため
当面講すべき措置の環としての国の補助金等の
縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議
題とし、質疑を行います。

賢處の多くは、常に御要言見りて、一ノ机に君。

て、締めくくりの総括質問を行うものであります。

まず、総理に見解を求めるのであります。十一月三十日以来今日までの一ヶ月間に近い審議の由

あります。議院から參議院へ延々二カ月余、この行革法案が論議されてまいりました。これに対応してまいらわれました總理の率直な見解をまずお伺いしたいのです。いまは亡い池田元總理、大平元總理にも接しまいましたが、こうして一ヵ月間近く、總理並びに閣僚の皆さんとつき合いながら論議していました。引き続き總理の人柄にも触れまし
た。總理に感じながら審議してまいりました。ただ、この行革の問題についてはたくさん意見があります。ありますが、それは後で質問をすることになります前に、衆議院から參議院へ延々二カ月余、この行革法案が論議されてまいりました。これに対応してまいらわれました總理の率直な見解をまずお伺いしたいのです。

○国務大臣(鈴木善幸君) 行財政の改革は、いまや国民的課題に相なつておるわけでございます。政府といたしましては、臨調の中間答申を受けまして、その御趣旨を最大限に尊重するという立場に立ちまして関連法案を国会に御提案いたしたわけであります。そのため、その法案は三十六本の法案を一括したものでございまして、これは余り例のない取り扱いをいたしたわけでございます。それだけに、国会におきましては特別委員会まで御設置をいただいて、そして衆議院、参議院を通じて御審議をお願いをしてまいったわけでございます。ま

いたそういう事情から、連合審査等もやつていただいたわけでござります。そういう二ヵ月余にわたる審議ではございましたが、今後の行財政改革全体に及ぼす意味合いを持ついわば第一着手である、突破口であるというようなことから、今後の行政改革のあり方等を展望した御質疑等もございました。相当の時間をかけたわけでありますけれども、なお御指摘のように、審議において十分尽くされない、今後にまつべき点が多くあつたと思うわけでございます。

しかし私は、衆参両院における真摯な国会の御審議を通じまして、行財政改革に対する国民一般

要求し、かつ政府に罷免を要求したのであります。行革委員会では理事会扱いとなつて、委員長にその取り扱いを委任いたしましたが、今日までその要求が実現しておりません。したがいまして、委員長に、今日までの取り扱われた経過、折衝された経過と今後の措置について報告を求めるものであります。

○委員長(玉置和郎君) この際、委員長の所見を申し述べます。

過般の委員会で、奥野法相とお会いをいたしました経過につきまして御報告申し上げました。その後さらに総理ともお会いをいたしまして、総理

ただ、わが党いたしましては、法務大臣辞任を要求いたしておりますから、これで満足ではありますん、了承はできませんが、総理に御意見を聞きます。この内閣、二、三日で改造だとうとが盛んに喧伝されています。法の番人である法務大臣には、少なくとも最低限として、平和憲法を尊重し、これを守る人、守るということを表明した人を充てるべきだと考えますが、総理の見解を求めるところであります。

○國務大臣（鈴木善幸君） 改造があるなしにかかわりませず、鈴木内閣の閣僚は、いま委員長からお論しがございましたように、責任の重きに任じ

○委員長（玉置和郎君）　この際、委員長の所見を申し述べます。

過般の委員会で、奥野法相とお会いをいたしました経過につきまして御報告申し上げました。その後さらに総理ともお会いをいたしまして、総理のお考えについてもお聞きをいたしましたが、そうした考えがないことが明らかになつてまいりました。このような政府の考え方を理事会に報告をして、改めて本問題に対する各党の意見をお聞きいたしましたが、一致を見ませんでした。

委員長といたしましては、国民の負託を受けて政治の要諦に携わる者は、常に厳謹であり、国民に不安や誤解を与えるがごとき言動はいささかあってはならないと考えております。今回の奥野法務大臣の発言は、現在進行中の裁判にかかるところのあるかのごとき疑いを持たせる発言であり、公正、公平を旨とし国民の最も信頼を必要とする法務行政の責任者として、時期、場所、事柄の性質に対し慎重を欠いた発言であり、こうした問題については、古くから東洋において、人、時、所といわゆる人時所の三相応を得るべしとの先哲の言葉があるとおり、まことに遺憾であります。奥野法相におかれては、その責任の重さを自覚し、今後かかることのないよう強く注意を喚起したいと要請をいたします。

また、鈴木内閣がお願いをした行財政改革の連法案の国会審議に対しても影響を与えたことは、きわめて遺憾であります。鈴木総理におかれましては閑僚に対する指導を徹底し、内閣の責任者として、今後かかることのないよう委員長から強く要請をいたします。

ただ、わが党といたしましては、法務大臣辞任を要求いたしておりますから、これで満足ではありません、了承はできませんが、總理に御意見を聞きます。この内閣、二、三日で改造だということを表明した人が充てるべきだと考えますが、總理の見解を求めるところであります。

○國務大臣（鈴木善幸君） 改造があるなしにかかわりませず、鈴木内閣の閣僚は、いま委員長からお詫びがございましたように、責任の重きに任じて嚴肅に対処していくなければならない、この上に考えております。

○小柳義君 政治の倫理の問題は私の質問の最後にいたしたいと存じますが、いま總理の見解を承りました。りっぱな内閣ができ、りっぱな法務大臣が選任されることを期待いたします。

さて、行政機構の改革の基本的諸問題について、質問並びに提言をいたします。

ここまで政府の政治姿勢について幾つかの質疑をしてまいりました。若干の前向きの答弁もあらいましたが、やはり基本的な認識で政府・自民党と私たちとは大きな異なりがある、そのことも嘆感をいたしております。何がむだで何が必要なのか、もつと国民の声を十分に聞いて、これらの政治姿勢の問題については改めて対決をいたしますけれども、私ども日本社会党としても、先日も中止しましたように行政改革に対しでは反対であります。百七十一ページ、一万語に及ぶ行政改革に対する対案を持っております。この答申が出来ますか月前にも總理にも出しておりますし、土光会長にも提出いたしております。これは国民の側にあっては、財界主導ではないか。一つは官僚の支配はないか、官僚がおつきになる行革ではないか。そして弱者切り捨て、弱い者のいじめの行革でした法律案は、巷間に言われておりますように、

ますけれども、衆議院の行革委員会で政府が答弁したことが一ヵ月もたたないのにもう変わりつづある。であるならば、この参議院でだとえべきようこの法案が成立了しましても、あすから、あさつてから、閣僚なりあるいは各官僚が適当に曲げ、変わった方向に引っ張つていつたら意味ない。

特に私は、きのう突然問題になりましたので質問しなければなりません。衆議院の方で、仲裁裁定の完全実施が行革で決まつた。ところが、三公社五現業の期末手当は今日まで交渉ができなかつた。政府がストップをかけ、交渉をストップしておつた。そして旧ベースでやるようになってしまつたと言つて、労働者の方がもうんやわんや。したがつて質問いたしますが、これは十月二十八日の与野党国会対策委員長会談です。自民党「三公社五現業の期末手当等について、法的にも労使の自主交渉にゆだねるものであるが、仲裁裁定完全実施の趣旨をふまえ、当事者間で話し合うものと思う」、「政府が抑制措置をとるなどの要求は政府に伝える」、これは自民党の国対委員長。それから、これは十月二十一日の行革委員会の速記録です。わが党的岩垂委員が、

○岩垂委員 そうしますと、政府としては、今までの仲裁判定の扱いについても労使関係に入れるということはしないと、はつきり言明いた

だけますか。政府としてはです。

○宮澤国務大臣 すでに行われました仲裁判定につきまして、政府は公労法十六条の二項の規定にかんがみまして国会の御判断を求めておる

わけでござりますので、国会の御判断に従うといふのが政府の立場でございます。

いふのが政府の立場でござります。

ともかくわらず、政府が抑制措置

すというのが政府の考え方でござります。した

がいまして、それに対しても何かの干渉をする考

えはございません。

○國務大臣(鈴木善幸君) きのう私は、いま官房

長官が申し述べたように、政府の統一見解として

私自身がこの委員会ではつきりと申し上げた点でござります。今後ともあの国会に対する私の言

明、この線に沿うてやってまいります。

○小柳勇君 それでは政府としては、仲裁裁定の方

は自主的な判断で、抑制措置はとらないとい

うことを確認して先に進みます。

私は行政改革というの、むだをなくし、不正

をなくし、不公平をなくすることに尽くるのでは

ないかと、ずっとこの行革の委員になりましてか

ら考えてまいりました。そういう意味で、むだを

なくするとは一体どういうことか、不正をなくす

るというのは一体どういうことか、また不公平、

国民生活あるいは待遇など不公平をなくするとい

うのは一体どういうことか、そういうことでたく

さんの資料を集めてしまひました。ただ、時間が

ありませんから十分な質問もできませんが、そ

ういう意味での行政改革というのは、むだをなく

し、不正をなくし、不公平をなくする、そして政

府が信頼され政治が信頼される、そういうものが

行政改革の本当の目標でなければならぬ、理念で

なければならぬ、そう考えますが、総理、いかが

でございましょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 全く小柳さんの御意見

と私も同感でございます。このことは当委員会におきましても、私が、納税者の立場に立つて行財

政改革を推進をする、それは御負担をいただいた

事大國にならうとか、そういうものではございま

せん。最小限度の自衛力を整備するということで

ござりますから、むだのためにやっているのでは

ない。これが抑止力になるという基本的な認識の

も、紛争、戦争、侵略の抑止力としての最小限度

の自衛力を整備しなければいけない、こういうこ

とでございまして、決して経済力を背景として軍

財源というものむだのないように最も効率的に

使うようにしなければいけない、そして御負担を

これ以上増すようなことのないようにといふこと

を心がけて行財政改革を推進してまいりますとい

うことも申し上げてまいりました。いま御指摘

の、国民に信頼をされるようなものでなければ

いけない、そのためには公正あるいは不公平があ

りといふのは國力、国情にふさわしい、日本とし

ます。そういう基本的な理念の上に立つて今後行政改革を進めてまいりたい、こう思つております。

○小柳勇君 そういう意味で、まずむだをなくす

ます。そういう第一の大きな課題は、ただいまから私が質問いたしますが、平和戦略なり軍縮平和の問題を中心に行革の外交なり防衛問題に触れてまいりますが、結局のところ平和戦略のない軍備は、政

府の気迷いから来る巨大なむだになるおそれがあ

ります。

○國務大臣(鈴木善幸君) も私は思うであります。総理の見解を聞くの

であります

ます。

○小柳勇君 そういう意味で、まずむだをなくす

ます。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのうちは、まずむだをなくす

ます。

○小柳勇君 そのうちは、まずむだをなくす

ます。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのうちは、まずむだをなくす

なおまた、こういう問題については、いまアメリカと離れて独自の立場ということでございましてけれども、日本と米国の関係は、よく相談し合つて、アメリカと同じ行動はとらないところもあるかもしれませんねが、その場合は特に密接に相談し合います。

○國務大臣(田中六助君) 小柳委員にお答えいたしました。

わが国の対外的なエネルギーの依存率は七二、三%でございまして、海外に依存する各地の多様化ということは私ども念頭に置かなければなりません。したがつて、シベリアの天然ガスの開発につきましても、東西を問わず念頭に置いていかなければならぬと思つておりますし、この点外務省などと十分相談した上で対処していくたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日ソ間の問題でござい

ますが、これはしばしば私が申し上げております

ように、ソ連はわが国にとりまして重要な隣国の一

つでございます。日ソの友好関係を發展させる

ということは、私は、アジアの平和だけではなしに

世界の平和安定に必要なもの、不可欠のものと、こ

のよう考へております。それは上辺だけの友

好ではなくしに、眞に国民的な立場に立つての友好

協力關係というものが築かなければいけない。

その際におきまして、私どもは長年にわたりまし

て日ソの平和条約の締結ということを唱えてまい

りました。戦後未解決の問題である北方領土の問

題を解決をして、そして日ソの平和条約を締結す

る。その上に立つてこそ眞に日ソ両国民が心から

協調、協力ができる基盤が確立できるものと、こ

う考へておるわけでございます。

ただ、いま小柳さんは西独のお話を例にとられ

ました。西独の場合も日本の場合も同じ西側陣営の一員としての自覚、責任ということは、シユミットさんも私も同様に考へておる、こう思うわけでございます。したがつて、米国その他の友邦とは十分に連絡をとり、理解を求めながら相協調

をして世界の平和のためにやつてまいりたい、こ

う考へております。西独のようになかなかいけな

い問題は、いまなお北方領土の問題もここに大き

く未解決の問題として残つておることは、小柳さ

ん十分御承知のことだと思いますが、そういう点

を私どもはあわせて解説を目指しながら、日ソの

友好のために今後粘り強く努力してまいる考へで

あります。

○小柳勇君 次に、防衛費の問題であります。大蔵大臣、防衛費の問題でござの新聞を見ますと、また七・五が上に上ることもあると。以前衆議院では人件費まで含めて七・五というよう

ことも言われた。ところが、けさの新聞では七・

五よりも超えるかもしねという、そういうよう

な記事が出ている。この防衛費の問題について、前から論議されておりますように、人件費を含ん

で七・五でござりますかといつのが一つ。

それから、後年度負担がずいぶん大きくなつて

いる。だから、この言うところのぶらぶら予算と

いうものをどうやって削減するか、このことがま

た重要な問題であります。大蔵大臣並びに防衛

庁長官の見解を聞かなければなりません。

それから後年度負担の点でござりますが、私ど

も現下の厳しい国際情勢にかんがみまして、防衛

計画の大綱を速やかに達成したいということで、

必要最小限の経費を五十七年度の概算要求とし

ておるわけござります。

ただ、航空機や護衛艦その他兵器の調達につ

きましては、調達に二、三年ないし数年かかるも

のが多い。これは単年度の予算では計上できない

ものでござりますので、その実情に応じまして債

務負担行為あるいは継続費として要求に出してあ

るわけござります。その点の後年度の負担の急

増につきましては、平準化等にさらに努力するこ

とによりまして、財政との関係を考へてまいりた

いと考えておるわけでござります。

さらに、今後における防衛費のあり方につきま

して、財政事情あるいは他の施策とのバランス

等も念頭に置いて、必要な防衛力が着実に整備で

きるよう私どもとしては努力してまいりたい、

さように考へておるわけでござります。

○小柳勇君 防衛廳長官、防衛費の七・五という

もの、これは七・五だけでも他の省に比べて突出

しておるわけです。だから世間一般に、これは弱

い者いじめだ、厚生省から分捕って防衛廳が軍拡

に使つてゐるんだという端的に数字であらわれて

ればいいという無責任なことはできませんから、

これがいつでも来年だけよけ

る。したがつて、これらについても来年だけよけ

けでございます。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

二機、三機買つて、あとは日本でつくるのか

困るし、ほかの経費とのバランスも当然に、政治でござりますから大所高所から考へていかなければならないということ、後年度負担についても、今回の予算折衝の過程において極端な問題が起きますように是正をしてもらいたいと考へております。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

シーリングの設定の際に、人事院勧告はまだ出されおりませんので、それに伴うベース

アップ関係のものが対象にされておらなかつたと

いう点は、大蔵大臣が言われたとおりでございま

す。したがつて、人事院勧告が出来ました

段階において、今後予算折衝の過程においてこの

問題は結論が出来てくるものであると私どもは考へておるわけでござります。

それから後年度負担の点でござりますが、私ど

も現下の厳しい国際情勢にかんがみまして、防衛

計画の大綱を速やかに達成したいということで、

必要最小限の経費を五十七年度の概算要求とし

ておるわけござります。

ただ、航空機や護衛艦その他兵器の調達につ

きましては、調達に二、三年ないし数年かかるも

のが多い。これは単年度の予算では計上できない

ものでござりますので、その実情に応じまして債

務負担行為あるいは継続費として要求に出してあ

るわけござります。その点の後年度の負担の急

増につきましては、平準化等にさらに努力するこ

とによりまして、財政との関係を考へてまいりた

いと考えておるわけでござります。

七・五のシーリングを決めますときには、決ま

っております昇給分とかあるいは増員の平年度

機モデルだけ買って、あとは日本の重工業がつく

るんだと、そういうことで問題になつていてとい

うが、この点についても答弁を求めます。

○國務大臣(大村襄治君) お答え申し上げます。

七・五のシーリングを決めますときには、決ま

っております昇給分とかあるいは増員の平年度

機モデルだけ買って、あとは日本の重工業がつく

るんだと、そういうことで問題になつていてとい

と、ちょっとその御質問の意味がよくわかりませんが、現在予算で要求しておりますのは、ライセンス生産に基づいて国内で調達するものを概算要求で要求している、こういうことでございます。

○政府委員(和田裕君) 五十七年度で御要求申し上げているP-3C、F-15につきましては、全機ともライセンス生産ということでございます。契約の当初、第一次契約と第二次契約の当初におきましては、確かに完成機を入れております。機数について申し上げますと、F-15の完成機でございませんが、十四機でございます。Jが二機とD-J十二機で、F-M-Sで十四機でございます。これにつきましては完成機でございます。それは第一次契約と第二次契約がございまして、五十三年度と五十五年度に御予算を認めていたいたい分でございます。現在の分にはそういう完成機分は入っておりません。

なお、先ほどの御質問の中で、アメリカにおきましてそういうことが問題になつてあるかという御趣旨がございました。確かにアメリカの中で合の方からは、なるべくアメリカにおきますところの国産分、日本から言いますと輸入分ということがあります。そういういつたものをふやせという声がございます。ござりますけれども、アメリカの国防総省は、日本におきますところのやはり防衛生産品の技術能力を高めるということが日本の防衛力全体の向上のために必要だというわれわれの主張を認めて、それについてはライセンス生産を認めておりますし、また、その国産化率といいまして、実際に向こうから一部のものにつけておる、こういう状態でございます。

○小柳勇君 いまの問題、ちょっと午後また質問するから。いま少しあいまいです。アメリカの国会で問題になつておるようで、調査団を派遣するなどと言つておるようだから、もういい、午後質

問するから。

○政府委員(和田裕君) いま五十七年度について完成機はございませんと申し上げましたが、ちょっと間違つておりました。二機入っております。

○小柳勇君 その点は失礼申し上げました。

○小柳勇君 公共事業の見直しをすることは、行政改革の最大の課題であると考えます。政府は単に一割カットを言つておりますが、それだけでは何の解決にもならない。国家財政の中に膨大なウエートを占める公共事

業の見直しをすることは、行政改革の最大の課題であると考えます。政府は単に一割カットを言つておりますが、それだけでは何の解決にもならない。公共事業の洗い直しは、単なる財政上の問題だけではなく、これにまつわる補助金行政の問題、工事請負に絡む構造的不正腐敗、経費のむだ遣い、業界と官庁の癒着、政治姿勢など各般にわたる問題であります。特に、最近次々と明るみに出た不正の実態には目を覆うものがある。本委員会としてしばしば取り上げたところであります。

○政府委員(川本正知君) お答えいたします。先生御指摘のこの工事につきましては、まず問題になりましたのが、工事費の積算が過大であつたかどうかということ、あるいは手抜き工事があつたかどうかということがございました。前回に

○志古裕君 警察署へお見えになつたときも御説明いたしましたように、手抜き工事そのものにつきましては、当時、県が厳正な工事検査をやつておりますと適正な執行が図られておるといふことを確認しておりますし、工事の積算につきましては、茨城県は国の積算基準を適用しております。私はそういう意味で、総合的に判断をいたしまして、五十七年度予算の編成に当たりましては公共事業費の適正化を図つてまいる考え方でございます。

○詮明員(坂上剛之君) お答えいたします。

○志古裕君 お手元に県が調べたという資料を建

て、私は、ただいま小柳委員の発言にかかるとですけれども、茨城県の谷田川改修工事の請負にかかる問題点、いわゆる裏ジョイント問題を

書の記載内容が適切を欠いておりまして、工事の施工管理の実態を必ずしもまた正確に反映していない等、本件の請負契約書に定める発注者・受注者間の信義誠実義務に違反している疑いが強いものと考えておりますと、建設省といたしましては、さらに県の調査結果の進展を待つて事実関係を認めました上で、必要があれば建設業法上の厳正な措置をとる方針でございます。

○志古裕君 警察署へお見えになつたときも御説明いたしましたように、手抜き工事そのものにつきましては、当時、県が厳正な工事検査をやつておりますと適正な執行が図られておるといふことを確認しておりますし、工事の積算につきましては、茨城県は国の積算基準を適用しております。私はそういう意味で、総合的に判断をいたしまして、五十七年度予算の編成に当たりましては公共事業費の適正化を図つてまいる考え方でございます。

○詮明員(坂上剛之君) お答えいたします。

○志古裕君 お手元に県が調べたという資料を建

設省から報告をいただきまして、関係者はどちらをいたさたいわけありますが、ただいまの建設省の報告及びこの資料をもとにして、私から若干の指摘をしながら見解を伺います。

○志古裕君 まず、いわゆる裏ジョイントと言われる覚書、いわゆる契約、それから三社間の決算、これの関係書類は存在をしたということであります。この

問題を含めて調査あるいは検査等の結果を報告してもらいたい。長々やつてもらつても困りますので、覚書や決算書の存在の有無、裏ジョイントのいきさつ、工事原価及び利益配分、この三点について御答弁をいただきたい。

○政府委員(川本正知君) お答えいたします。先生御指摘のこの工事につきましては、まず問題になりましたのが、工事費の積算が過大であつたかどうかということ、あるいは手抜き工事があつたかどうかということがございました。前回にやつたかどうかということがございました。前回にいうことを確認しておりますし、工事の積算につきましては、茨城県は国の積算基準を適用しております。私はそういう意味で、総合的に判断をいたしまして、五十七年度予算の編成に当たりましては公共事業費の適正化を図つてまいる考え方でございます。

○詮明員(坂上剛之君) お答えいたします。

○志古裕君 この工事は非常に川筋に沿つた工事でございまして、調査しまして結果、積算ミスはなかつたということを確認しております。

○詮明員(坂上剛之君) お答えいたします。

○志古裕君 この工事は非常に川筋に沿つた工事でございまして、先生の御指摘になつたのは五十三年度でございますけれども、その前後についても調査せねばならぬということをごぞいまして、目下役所内で資料を集め、それから調査できることを進めております。なお実地検査につきましては、最も効率がよく実施できる時期をねらいまして実地検査を行いたい、こういうことでございます。

○志古裕君 お手元に県が調べたという資料を建設省から報告をいただきまして、関係者はどちらをいたさたいわけありますが、ただいまの建設省の報告及びこの資料をもとにして、私から若干の指摘をしながら見解を伺います。

○志古裕君 まず、いわゆる裏ジョイントと言われる覚書、いわゆる契約、それから三社間の決算、これの関係書類は存在をしたということであります。この

にあります県から二億四千六百万円を受けていた仕事を大都工業という会社は一億四千五百六十万四千円でいたしましたという決算書を、工事内訳をつけて出しておるわけあります。これを県が関係各社の帳簿を調べて左の欄の内訳に合うよう整理をしてみると、決算書に載っていない経費が若干あって、それが小計のところの一億五千三百二十四万六千何がしであった。県は、それの一％程度がいわゆる一般管理費等としてかかっているはずだからというので、帳簿にはないのでありますけれども、千六百万何がしのお金をかけ加えて、会社の帳簿にあった実際のいわば工事費というのは一億七千万円でありますという報告がありました。

それで次の欄。しかし帳簿には載っていなかつたけれども、たとえば去年買ひ込んだ材料を使つたとか、現場に船を持っておったので運ぶ費用がかからなかつたものを運んだとすれば幾らになるとか、こういうようなものを御丁寧につけ加えて、普通の決算をすればこうなるであろうという額をはじめましたのが一億八千万何がしであります。そうすると、二億四千万円の請負額からこの一億八千万円を引くと六千万円の余りが出る。これが一般管理費及びに利潤に回つた、利益に回つたのであるう、このように県が勝手に推測をいたしました。勝手に推測をして、そうなると県の積算の四千三百万円の一般管理費とそれから余りが出た六千万円の一般管理費との差額一千七百万円が利潤になつたはずだ、それは七多で、一般管理費の中には三多少々の適正利潤を見込むから、それを足すと一割程度の利益になつたはずだ、こう言ふのであります。

問題はここにある。なつたはずであるかないかは別として、現に一億四千六百万円の原価で仕事をいたしましたといって決算をしておる。ここが問題なんです。会社の帳簿に一億五千三百万円の経費が載つておるのに、決算書は一億三千四百六十万四千円でいたしましたのはなぜか。いわゆるこの工事原価表よりも実際の会社の帳簿は一千七

にあります県から二億四千百十六万五千円で受けた仕事を大都工業という会社は一億四千百五十六万四千円でいたしましたという決算書を、工事内訳をつけて出しておるわけであります。これを県が関係各社の帳簿を調べて左の欄の内訳に合うよう整理をしてみると、決算書に載っていない経費が若干あつて、それが小計のところの一億五千三百二十四万六千何がしであつた。県は、それ一一%程度がいわゆる一般管理費等としてかかつてゐるはずだからといふので、帳簿にはないのでありますけれども、千六百万何がしのお金をつけて、会社の帳簿にあつた実際のいわば工事費を加えて、会社の帳簿にあつた実際のいわば工事費というものは一億七千万円でありますという報告がありました。

百万円多かった。多かったにもかかわらず、減らして決算をしたのはなぜか。さらに、県が御丁寧に申し上げておるこの額を全部足しますと二千七百万円です。二千七百万円を本来経費から落としてもいいはずなのに、落とさないで決算をしたのは何か。ここに裏ジョイント契約の問題点がある。すなわち一億四千百万円という数字以外に清算をすることができなかつた。これでやりますと言つて仕事を受けたからなんです。そして、二億四千万円との差額の九千万円というはどうしても利益にしまして、そのうちの七千万円は二社に分配をするという約束があつたからこういう決算をする以外になかつたのですね。

ところは先ほどの警察庁の話でもはっきりしないから、そのことはちょっとおきましょう。九五〇年を仮に一括下請だといいたしますと、建設業法違反になりますね。法律に照らして処分しますか。

○政府委員(吉田公二君) お答え申し上げます。現在までのところ、先ほど河川局長が申し上げましたとおり、県を通じての調査の結果では、それに工事を分担しているという理解でござますが、一括下請であることがはつきりいたしますれば、これは当然建設業法に抵触いたします。

○吉苦裕君 いたしますも、いたしますかどうかはいきません。常総百三十万円、株木百二十万円、いいじやないです。常総百三十万円、株木一百二十万円、いいですか、これは県が私に対してもう一つの帳簿として報告をしたものですね。そうすれば九五〇強が大都でしょう。それでもなお調べなければわからぬと言いますか。

私はこの機会に申し上げておきたい。皆さんに二億四千万円の見積もりをしただろけれども、実際は、反対見の振舞によつても一億七千万円であります。

そこで、県の報告によると、これは建設省もいたから御存じでしょう、常総が仕事を受けた。その後へ大都が出かけていて、五八%で私に仕事ををやらしてください、こういう申し入れをした。そして常総から大都をへつたのです。なぜかといふと、私は隣のところを仕事をやつておつてそのまま船を持つてきています、道具も全部店開きでいます、すぐにできるんですから五割八分でやれるんです、どうしてもほしいのです、こう言って常総にお願いをしてもらつたというのが県の報告です。

そこで、だれでも考えられる疑問があります。この工事は十一社が三回にわたつて入札をしたのです。それでどこにも落ちなかつた。そこで一平低い常総と見積もり合わせをして、県の積算値よりも約五十万円低い価格で、一億八千万円で落札を受けたのです。その翌日でもいい、そのすぐ後に五千円で落札され、五割八分で一億四千五百円で落札されました。

万円でできますという自信を持っている人かれども仕事をしたいという人が、どうして常総の一億八千万何がしよりも百万円でもいい、この八千九百万円低い価格で仕事をしたのですから、なぜ仕事をとることができないんだ。この点についてどのように調査を行いましたか。

○政府委員(川本正知君) お答えいたします。

徴しましても、工事の実施それ 자체が契約書の記載内容に照らしまして適切を欠くものであり、また工事の施工管理の実態を必ずしも正確に反映していない等、信義誠実に違反している疑いが強いということを先ほど指摘しているわけでござります。この点につきましてもはつきりいたしますわれば、建設業法上の監督、処分の対象になり得るおけでございますが、一括下請の問題としても、ういつた事実が最終的に確認できれば当然処分の対象といたします。

○志苦裕君 私は責任を持つて発言をしていま

式の入札時点ではまだそこまで考えていないなか、のじゃないか、そういうふうに思います。

よ。この大郡も三回入札をしているんですよ。そして絶えず常総より上の価格だったから、見積もり合わせの中身まで入らなかつたのです。それが五八%でやりますと言つて泣きついていくぐらゐの、それくらいの値段でやれるんですから。それはそうですよ、機械一つ船一つといったって、設計の上ではどこぞから運んできてそこで店開きをするという標準的な仕様になります。しかし、この業者は隣で仕事をしておつて店開きしておつたのだから、運搬費も要りません。そういう強味がおれにはあるという自信があり、取りたいから取つたわけですね。そうすれば、最初から低い値段で入れればいいんです。しかし入れなかつた。常総に落ちた。

この常総という会社は、私はあえて指摘しますが、ここに常総のいろいろな機械一覧表があります。たとえば、しゅんせつ能力を言いましょう。しゅんせつ能力は、皆さんの設計では、皆さんの報告にありましたように三百五十馬力の動力をを使うということになつてゐるでしょう。しかし、常総にはそういう船は一隻もありません。ここのお營業用機械目録には、「そもそもありません。そしてしかも、この技術者経歴書、県に報告になつていますこの技術者経歴書には、いわゆる技術者でない営業の人も全部すらりと並べてかつこうをつけているじゃありませんか。こういう会社が昨年は全県で二位の工事完成高。しかも設計にある能力もない者が受ける。受けすぐ直後に約四割五分の上前をねねて、仮に一括下請をしたとしまじよう。まことに不自然じゃないですか。能力のない者に発注をして、その者が自分は百三十万円使つただけで二億四千万円の工事をそつくり下におろす。これは県の調査でも、彼らが結んだ協定書でも、そして行つた決算書でも脈絡一貫をしておる。

ただ、業者に聞くと、最初はそんなことはなかつたと言つたということですね。だんだん聞いていつたら、実はあるんですと言つたというのですね。そして皆さん、こういう経費も本来経費と

して落としていいのではないか、こういう経費も本来落としていいのではないかと、会社が考えていないものを、去年の予算で買った鉛筆がことし残っていた、それはことしの予算から落としたことにしなさい、経費に見込んでいいんですよと言つて二千七百万円分を全部つけ加えて、そうして差し引きをして一割ぐらいの利益ならそう不當とは言えまい、こういうことを言うておるんだ。これは県です。皆さんのが度じやありません。

この点については、私は先ほど言いましたように、事業仕事をやった大都工業という会社が実際に一億四千百万円で仕事をしたかどうかは、私にもわかりません。あるいは、皆さんのが帳簿にあつたという分だけでも一千七百万円ですから、これよりも一千七百万円はよけいかつておる、というのは帳簿のことですから、大蔵省が見ていてもその帳簿しかないわけで、これは県がそなう言つているのですから、だからその帳簿に基づけばそれよりも一千七百万円多かったということになるでしょう。にもかかわらず、経費として落とさなかつたのはなぜか。皆さんのが言うような二千七百万円それにプラスするという額、それも本来税務署との他の関係からいえば喜んで経費から落とさないやならぬ額です。にもかかわらず落とさなかつたのはなぜかというと、冒頭の覚書の利益分配、三、三、四の利益を分配するためには、自分のところが少々かぶつてもこの決算をする以外に大都工業の立場がなかつたからなんです。

そうしますと、この覚書の利益分配額は、常総及び株木に仮にそこから百三十万円、六百万円、これは実支出としましても、あの四千万円、さらには二千八百万円という二社の利益分配は大都から回されたということは間違ひがない。それを証明する銀行の振込口座が私のところにあります。これは県から頭金をもらう、中間出来高をもらう、その都度常総がもらつて各会社へ配つて、各会社はその分から利益分を差し引いて仕事をする大都に振り込んでいるんです。明らかです。そうなりますと、事前に談合があつたかないかわからない

と皆さん言う。しかし、結果としてそういう利益配分が——談合というのは事前に約束して金を分ける。これは話し合いをして、下請だか何か裏ジョイントに回って、結果は三千万、四千万というお金が配られたのです。

さあ、こうなりますと警察厅、あなたの方では談合問題は一つは時効という壁があると言う。それから利益配分の問題についても、まあ会社がもうけたからといって悪いことはないだろうということになるかも知らないが、事前に話があり、結果としてそういう膨大な利益配分が行われたということになると、これは時効の壁もへつたくれも言つておれないでしよう。どういうことになりますか。

○政府委員(中平和水君) お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたように、そうした契約が結ばれたのは昭和五十三年の十月六日でございまして、御案内のように、仮に談合罪が成立するといたましても、これは三年の時効という問題があるわけでございます。しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、この種の問題につきましては、私ども公共工事をめぐる各種の不正事犯につきましては、かねてから厳正な取り締まりを行ってきておりでございます。

昨日も申し上げましたように、ことし五十九の公共工事をめぐる汚職事件の検挙摘発をしているわけでございますが、これはことになりまして検挙摘発された全汚職の約半数を占めるのが、公共工事をめぐる各種の汚職事犯でございます。その中には、談合等に密接に関連いたします予定価額をあらかじめ業者に漏らしたケース、あるいは入札参加業者の指名についての便宜を図ったケース、あるいは工事の施工監督等をめぐって有利便宜な取り扱いをした等の事犯があるわけでございまして、この談合の悪質なもの、談合事犯の摘発に今後とも努めることはもとよりでございますが、談合より刑事责任をより重く問うことのできる贈収賄事件の検挙摘発に一層努めることによりまして、結果として公共工事の適正な執行に寄与

してまいりたいと考えております。
したがいまして、本件も含めまして、最近いろいろと問題になつてゐるケースにつきましては、私どもはそういう立場で厳正に処理をする、そういうことで臨んでまいりたいと考えております。
○志苦裕君 時間があれですから、そろそろまた一度、建設省が県から報告を受けたというの表見方を皆さんに説明しておきましょう。
裏ジョイント決算では九千九百六十万円の利益が上がつていました。これは四一・三%です。
二番目、県が行つた帳簿調査、これによりますと七千百五万一千円の利益が上がつています。このほかに管理費等からいわゆる三%の利益を建設省の方針によつて引張り出しますと、七千五百は二九・五%になり、それに三%足しますと、彼らの帳簿に載つておる価格からは三二・五%の利益が上がつています。
三番目、県がいわゆる材料費で二百万円、それから仮設経費で百万円、それから機械等経費で二千四百四十万円、これを本来経費として落としてもいいんですよ、ただしそのとき使つたわけじゃないから利益になるでしょう、これは企業努力といふものだという、この分、この項目についてだけの利益になるかを計算しますと、この計算でいきますと、一千七百五十万円が皆さんのお言葉一般管理費、正常利益三%を足しますから、二一%の利益を上げたことになるわけです。県が正当な会社経理を行つていけばこうなるというその結果によつても、発注価格から二一%の利益を上げた工事ということになるわけです。実態はそこではなかつたことは先ほど言つたとおりであります。
さあ、こうなつてまいりますと、問題はそのお金がどこへ行つたか。當總は百三十万円の元手で二千八百万円配分したのですから、大蔵大臣、こう

されは見逃せない話ですよ。大蔵省、どうやつていいですか、いま。

せんし、警察もしつかりしてもらわなければなりません。

○委員長(玉置和郎君) 午後一時に再開することす。

場合には法に照らして所要の措置を講じてまいります。所存でございます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大藏省はそれぞれの会社については過年度分は大体課税済みであります。ですが、最近の分は目下実調中であります。委細は事務当局から説明させます。

大都の立場、常総の立場、株木の立場、三者は三様の立場があつたわけです。大都工業というのは工事現場にもう店開きをしておつたから、どうしても仕事を取りたかった、半値でもやるといふ

○政府委員(岸田俊輔君) 関連の三法人でござりますけれども、そのうち二法人につきましては十月中旬に調査を開始いたしております。残りの一法人も近々調査に入る状況でございます。私ども

立場だったんだ。株木というのは、物の順序から言ふとこの仕事はおれのところへ来るんだがなあという、そういう立場にあつたんだ。だから落花生もしないうちに機械を運んでおつたんだ、草むし

午後二時二分開会
○委員長(玉置和郎君) ただいまから行財政改革
に関する特別委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き質疑を行います。

の調査といたしましては、十分これらの方ほどの御議論のありました点を念頭に置きまして、適正な課税をいたしたいと考えております。

りもしておったんだ、こういう立場にある。常縦縫
というのは中身の実力は何にもないけれども、知
事に対しては、県に対しては非常に密接な強大な
力を持つておる会社なんだ。したがって、県から

質疑のある方は順次御発言願います。小柳勇君。

いう、この間指摘をいたしました。それについて建設者も具も、見積もりがこの工事について特に手心を加えたとか差つ引いたとかいうことはない、私はそのことを信用しましょう。これは

仕事を取るのに窓口になるにはまことにふさわしい会社なんだ。こういう三者三様の会社が立つておる立場、これがぐるぐる、ショイントを結んだのがこのていたらくなんです。その結果、国税

ざいます。建設関係なり、あるいは厚生関係なり、私はここにこんなたくさんの方の資料を持っておりますが、公正取引委員会、午前中の質問をお聞きになりました。私がここで建設関係の不正をや

準仕様でいくわけですから。しかし、はしなくも
今までの大都という会社が立っていた地位から見抜け
ると、標準仕様と実際の仕事の間にずいぶん開き
があるということは、ます容易に認定ができるわけ

が、県税が浪費されたという事実になるわけでありまして、これは具体的な事実だ。

つてもいいのですが、時間の関係があります、ござりません。公正取引委員長の見解を聞きます。

です。しかし、これはまた別の面で言えば、どこかに損をするやつもいるという説明になるのかもしれません。しかし、そうしますと現場の状況に合はせなければなりませんが、そこをどうやって見えて去るか、つまりこの見直しを含めます。

終わりますけれども、もう一遍、大蔵大臣、警察
庁、建設大臣、しかとお答えください。

合の行為につきましてはかねてから関心を持つておるところでございまして、特に昭和五十二年独占禁止法が改正になりまして以降強い関心を持つておるわけでござります。現在まで官公守の第五回

て、人を見ても会話を理解的なのかもしれない。そしていくくいうのが合理的なのかもしれない。うやると恣意が入り過ぎちゃってなかなか入札の公正是が期せられないというふうなさまざまな問題がある。公正は今まで多くまわしてみる限り

算入すべきものは算入して、納税してもらうものは納税をしていただく、そういうことであります。

にかかる入札談合事件として法的な措置をとりましたものはこそ五年の間に十件ございます。それから民間の発注分も含めまして全体で約二十件あります。つきまして所要の法的な措置を講じておるところ

はあると思ひますから、測定はしていませんが、最も、しかし積算価格のものは、この事実から見て、大幅に再検討を加えて洗い直しをするテーマではあるということは、はつきり言えると思うと、

○自殺の問題でござります。お咎めをいたしまして、具体的な問題でございます。なお事実関係を確認いたしますと、まさに先生のおっしゃるとおりでございまして、当然法律がございますので、お手数をおかけしますが、お尋ねください。

そこで、前回の報告が打鍵で誤り、本日の報告をもとに、改めてお話をうながすことにいたします。官公署だけで申しまして、その他の機関も含め、より一層の協力体制を確立するため、今後とも、改めて、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私は最後に、金の流れがどこへ行つたかといふ点で、建設大臣もそのようなことをお尋ねになつて、建設審議会等に諮問をなさつたそうであります。が、ひとつこの点はやつてもらいたい。

○政府委員(中平和水君) 具体的な証拠に基づき
沿今に照らして懲罰に処さなければならぬ問題ではなかろうか、このように考へるところでござ
います。

総十二億九千万円余の譲得金を徴求いたしておられますが、
民間分を合わせますと約十五億七千万円の額に上つておるわけでござります。独占禁止法
の立場から申しまして、事業者または事業者団は、
によりまして一定の取引分野における競争が実質的
的に制限され、事業者の自由が阻害されるといふ

第二十五部

は委員の方々も御指摘がござりますので、そういうことがないようにこれから十分注意してまいりたいと思います。

それからもう一つは医薬品の関係でございまして、最近、十一月の十日、十一日、公正取引委員会の立入検査が行われたところでございます。私たちは現在の医薬品の流通場面を見ておりますと、これはもう完全に買い手市場でございます。したがいまして、どうしても割り引きをするとか、そこが一つ医療の薬づけになる大きな原因になつてゐるわけでございます。一方において薬価基準を実勢価格に合わせるということをやっております。

もちろん、それだからといって独占禁止法違反があつてはいけないことは当然でございます。われわれは機会あるごとに、口頭ではございますけれども、製薬会社に対して公正な取引を守るようについてとはしばしば言つているわけでござりますが、今回の立入検査につきましては、すでに立入検査が行われておりますので、その結果を慎重に見守りまして、そしてその結果いかんによりまして適切な行政指導を行つていかないと、かように思つておるところでございます。

○小柳勇君 建設大臣の答弁は再々聞きますから、よろしくうございます。

そこで行管長官に。公取の動きなり、あるいは会計検査の職員が現場にちょっと参りますと空気がさつと違うわけですね。公取の立ち入りがあつたといいますと、その業界なりその県なりに全部広がるわけですよ。したがいまして、公取委員会の職員なり会計検査院の職員なり優秀なペテランを、りっぱな人をふやすことも行革の一環ではないかと私は思いますが、行管長官の見解を聞きます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 減量経営に努めているときでございまして、それで五年間に5%削減するという大方針も閣議決定していま進めている折からでありますから、各官庁とも減らしていくだけで、ふやすというようなことは、できるだけ内部の調整によって重点的に再配置を行う、こういう方針で実はやつていただいております。国税庁のようなどころは非常に人手が足りないと言つておりますが、それでも大蔵省全体の枠内いろいろやりくりしていただいて、やってきていただいております。外務省あたりからも非常に強い要請もありますが、在外公館を新しくつくるというようなときは認めざるを得ませんけれども、それ以外はもうできるだけ部内で同じように流用していただいているのであります。

会計検査院や公取の諸君が非常に精励して、しかもまじめに実績を上げていただいているのは、國民の皆さんも非常に信頼感を寄せてているところであると思いますが、どうしてもしようがないという場合には相談に応じますけれども、まず自分でやっていただこううに努力していただきたいと思います。

○小柳勇君 私は、この質問の最後に申し上げたいと思つて、います政財官の癪着などもありますから、国会で幾ら論議しましても、この種の不正、談合などはなかなかならぬのではないか。それよりも積極的に公取の職員の活動とか会計検査院の活動とか、あるいは国税厅職員の活動とか、

積極的にいくことが財政再建ではないか。何兆円も出てきてはいかぬのですけれども、それも一つの方途ではないか。したがって、いま行管長官、部内の配置転換とおっしゃいましたが、各省の配置転換についてもお考えになっていますか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 省庁間の配置転換も推進しているところでございますが、なかなかこれが思うように進んでおりません。やはり待遇の問題とか、新しい場所になかなか居つかないとか、そういういろいろな問題がございまして、それらについては、研修期間を長くするとか、あるいは受け入れる方で歓迎してやる空気をつくつていくとか、そういう点で大いに改革を進めている最中であります。

○小柳勇君 総理に質問いたしますが、公共事業の見直しを行ふことによって財政再建も、行革の目標である信頼の確保も、陳情行政の弊害も一挙に解決できるのではないかと思います。総理は勇断をもって抜本的なメスを加えてもらいたいのでありますか。

○國務大臣（鈴木善幸君） 財政資金が円滑かつ適正に、不正のないようこれが使用されるということは、これは行政改革の面からいたしましても非常に重要なことであるわけでございます。そういう意味合いからいたしまして、私は、会計検査院あるいは公取委の機能を十分發揮していただきますて、また政府もこれに協力ををして、そしてそのような不正だとあるいは疑惑を受けるようなことが起こらないようにやっていかなければいけない、そのように努力してまいりたい、このよううに考えております。

なお、公共事業費の削減の問題につきましては、午前中の小柳さんの御質問に答えましたように、国民経済の中で公共事業の役割は非常に大きいものがあると考えております。要は、こましましては、総合的に全体を考えまして、これは景気の動向にも関連がござりますので総合的に判

断をして適正に決めたい、こう思っております。
○小柳勇君 今度は行革の委員長に意見なり見解を求めるのですが、衆参両院で会計検査院法の改正など再三議決しておるわけです。議決したにかかわりませず今日まで手がつかない。このようなことは、私けさ冒頭に言いましたように、まことにもってけしからぬことだと思います。国会でこれだけ苦労して決めたことはちゃんとやること、こういうものをお願いしたい。同時に、公共事業をめぐる不正問題は後半国会の焦点となつております。本委員会でも全党派がしばしば取り上げました。国民注視的のもございます。私はこれを単なる委員会でのやりとりに終わらせたくないません。したがつて、この際委員長が、たとえばこの問題についての特別決議を行なうとか、委員長報告に委員会としての意思を盛り込むとか、何らかの措置をとつてもらいたいと思いますが、いかがでござりますか。

○委員長(玉置和郎君) ただいまの小柳君からの御要請は、これは委員長としましては十分検討して、その取り扱いについては院の最高権威である議長とも相談します。ひとつそういうことでやつていただきたいと思いますから、よろしく。

○小柳勇君 次には、社会的な不公平の問題を取り上げていきたいと思います。それは税制の問題でございます。

大蔵省でもグリーンカード制などいろいろ言っておられます。ところが、税制が非常に不公平である。事実上、階層によって税の捕捉率が異なる。最近 クロヨンとかトーゴーサンを大蔵省も認められたようですが、税金の取りはぐれが大体一兆円を超えると推測される。したがつて、このようなクロヨンの実態が明らかになつたら、直ちに不公平の税制をなくするような措置をしてもらいたいと同時に、国税庁の捕捉機能を拡充して、もつと徹底した調査をしてもらいたいが、いかがでござりますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) しばしばその議論がございますが、私はクロヨンという言葉は実在し

ないのじやないかと。要は、終戦後からその九がサラリーマンだと、これは当たっています。六が事業者とか、四が農家とかといふのはよく觀念的に言われたのですが、それは終戦後、農家の方が米を納めても、あとは、二十俵余ったのをやみで売れば、自分が供出した代よりもよけい金が入つて、それを申告しなかつたとかいうようなことが、現在、農家はほとんど自分の米は適正なルートで売つておるというものが実態でございまして、ななかたんぼや畑は廻しようがないわけですから、私はそういうものは存在しないのじやないかと。

ただ、要するに觀念的に農家の生活が楽だといふことや、農業所得者の納税申告が少ないということからそういうことが言われているのだろうと。しかし、いまの農家というのは大体三分の二以上はサラリーマン、その収入が過半数以上といふことで、その部分は源泉徴収を受けてやつておる。あるいは娘や息子が郵便局やなんかに兼業農家ですから勤めておつて、それで自動車を二台持つておるとか、そういうようなら外型標準だけでも農家の要するに申告が少ないと、そういうところから言われているんじやないかといふように考えております。

それともう一つは、事業者の問題についても、青色申告はかなり普及いたしまして、世間一般に言われているほどでたらめ申告といふのは、ないことは申しませんよ、私は。これは數のうちですから、ないことはない。しかし、実際には四割も一般の人人が所得を隠しておつたり、家事関連経費に使つちやつているということは、そんな甘い情勢じゃ現在はない、それが税務の実態である。しかり、無申告があつたりと、これは事実なんです。

したがつて、これについては執行面において、われわれとしてはそういうような御批判を受けないよう、特に団体を組んで納税調査拒否とかい

ろんなことで抵抗するというような者を放置しておいたのでは、これはやはり世間からいろんなことを言わても仕方がないわけでありますから、それには正義感と勇気を持つて税務官公署は取り組んでもらいたい。これには地域住民の方もみんなでかばってくれるというようなことでなければ、言うべくしてなかなか困難な問題があります。

だから、それについては断固たる措置をもつとやれということを実は指示をいたして、税務当局といたしましても非常な悲壯な決意を持ってこ

れには対処するという方針でやりつあるところ

でございます。

また、税制上の問題については、特別措置法等についても、実態に合わないものや、いろいろな

そういうものについては毎回見直し等をいたして

おりますが、これは引き続き批判のないようにや

つてまいりたいと考えます。

○小柳勇君（再々この委員会でも各党が問題にいたしました調整減税の問題。いま個人消費がふえ

ました。これが引き続き批判のないようにやつてまいりたいと考えます。

○小柳勇君（再々この委員会でも各党が問題にいたしました調整減税の問題。いま個人消費がふえ

ました。これが引き続き批判のないようにやつてまいりたいと考えます。

そこで、現実に三年も四年も課税最低限を上げ

ない、そのため、月給は上がるが物価もだんだ

ん上がつてくる、税金の方は重みが非常に感じら

れる、これも現実なんです。私も率直にそれは認

めたがいまして、この調整減税を、物価調整

減税とまでは言わぬでも、所得税減税につきまし

て早急にやる。そのことが、個人消費がふえまし

ません。どこへ行きましても、不景氣で困ります

す、何とかなりませんかというのが合い言葉です

ね。したがいまして、この調整減税を、物価調整

減税とまでは言わぬでも、所得税減税につきまし

て早急にやる。そのことが、個人消費がふえまし

財政改革を進めるに当たりましては、この税負担の不公平感というものを除去しなければいけない、こう考えまして、この臨時国会の劈頭に私は所信表明の中でのこの問題に触れておるわけでござります。

御指摘がございましたところの租税特別措置法の思い切った見直し、これは五十七年度予算編成の際におきましても私は積極的にこれをやるつもりでございます。それから徴税の執行面における税の捕捉その他、不公正だと思われる点をなくするということにつきましては今後とも最善を尽くしてまいり所存であります。

○小柳勇君 いまの総理のお言葉のように、四年間もサラリーマンなどは課税最低限などの変更もない。したがつて、ベースアップがありましても税金で取られるという感覚、実質収入が減つておるわけですから、十分ひとつ考えておいていただきたいたいと思います。

それから經濟企画庁長官、今度経済見通しを発表しておられます。たとえば経済成長を五・五%にするには個人消費をふやさなければならぬ、あるいは住宅建設をふやさなければなりません。もう具体的に数字が出るわけですね。G.N.P.は一つの枠がありますから、これでもう二・三%は消費支出、あるいは十数%は住宅建設、十数%が民間設備投資、もう目の前にわかつておるのですから、これに具体的に一つ一つ手を加えていきませんと景気はよくならぬと思います。いろいろ数字はござりますけれども、大きな方向を——これから行革をやりますとまた不景気になります。したがって、これから不景気になるでしょうということで、いろいろなことを手控えておられる責任ある見通しをお話し願いたいと思います。

するか、経済見通しをどうするかにつきましては、経済企画庁の内部では一つの案をまとめましたが、それを基礎にいたしましていま関係各省と調整に入つたところでございます。やはり国民生活を安定させ、わが国が国際的な役割りを果たす。こういうこととのためには安定成長に走るさせることが大切でございまして、この安定成長とは何ぞやと言いますと、それは一昨年政府の方で決めました新七ヵ年計画に沿つた経済運営だと考えております。そういう基本的な考え方方に立ちまして、個人消費に対するいろいろな問題点、いまお話しの民間の設備投資あるいは貿易あるいは住宅投資、それに関連しての金融政策、それから公共事業のうち一般会計はセロシーリングということがで決まつておりますが、それ以外の分野での、たとえば財投とか地方財政とか民間資金とか、そういうものを含む公共投資全体がどうなるのか、こういう諸問題につきまして目下調整中でございまして、近く最終的結論が出てくるであろうと考えております。

○小柳勇君 経済企画庁では、いまの減税なり、あるいは公定歩合の引き下げなり景気刺激策、具体的にこれからこの年度予算の前にどうしようと、こういう計画がございませんか。

○国務大臣(河本敏夫君) 所得税の問題につきましては、五十二年度以降据え置きになつておりますが、しかも累進課税でございますから、国民の負担は相当重くなつております。国民经济全体から考えました場合に、やはりこの問題は非常に大きな問題でもござります。でありますから、経済全体から考えました場合には、税がもう少し軽くなつて所得がふえて個人消費が拡大をするといふことが望ましいわけでありますけれども、やはりそれには相当な財源も必要であります。そこで、それらを可能ならしめるような財政的な余裕が出てくるような私はそういう経済運営がこれから望ましいし、一つの大きな課題であると考えております。

ですが、税収の伸び、これから、ことし、来年、この三年間ぐらい。一応予想でいいですが、どうぞお聞きなさい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まず、ことしのお話でござりますが、ことしの伸びについては、実は予算に予定をしたほどにまだいっていない。いろいろ考えられますかが、一つは、御承知のとおり名目G.N.P.が下がった。いろいろな原因もあります。その一大原因の一つは、思ったよりも物価が安定して、物価が高くならない。これは、税金というものは名目で課税して実質に課税するわけじゃありませんから。それから雇用者所得の方が思つたほど伸びていないということでも事実でございます。そういうようなことで、まずことしの税収といふものは、はつきり言えることは、年度内の自然増収はまずまずないだろう、したがつて予算に組んだだけのところを確保するのが精いっぱいである。

それから来年以降の問題は、来年の景気動向によつて左右をされるということであつて、ともかく中期財政展望で書いたとおりにいくかどうか、これは今後もう少し数字的に詰めてみないと何とも言えない、そう思つております。

○小柳勇君 私の方でも一四・一%を上限にして試算していますけれども、残念ながら増税なき財政再建というの是不可能ではないかという私は見解です。しかし、これは論争してもしようがあるません。これから経済企画庁と通産省などが一緒になりまして景気刺激策をどうするかと、刺激よりも、政府は自分が二割ぐらいの財政を持つていいだけです。本当は国民が政府をどう信頼するのか、鈴木内閣をどう信頼するか、あるいは通産省なり経済企画庁なり大蔵省をどう信頼するか、内閣の政策には本会議で反対いたしました。そのとおりになりましたね。したがいまして、いま私景気を刺激しようなんでしたつて無理だ。私は公どもが論議しているこの問題も、将来のことと論

議しておりますから、水かけ論になりますから論争いたしません。願わくば不公平をなくして、国民が、喜びはしませんけれども、安心して税金を納めますように精いっぱいひとつ大蔵省がんばつてもらいたい。

そこで、いろいろまだ不公正の問題がございますけれども、一つだけ、道路財源の一般予算繰り入れについて大蔵省並びに建設大臣から聞いておきたいのです。

○國務大臣（齊藤滋与史君）　お答えいたします。

道路財源につきましては、御案内のように揮発油税の全額、自動車重量税の国分の八割に見合う額が充てられておるところでございます。

道路事業につきましては、いまここで申し上げる必要がなからうかと思います。まだまだ欧米先進国に比べて非常に整備がおくれておるところが実情でございます。それだけに道路整備につきましては、受益者負担あるいは損傷者の負担を考えてこの制度がなされておるわけでございます。国の行財政事情が非常に厳しい折でございますだけに、臨調の答申にもこのことにつきまして触れられておるわけでございまして、私たちといたしましては、道路の重要性あるいは均衡ある国土の環境の発展等を考えたときに、道路の重要性を認識しながらも、こうした環境においてますので、この道路財源につきましては安定的な財源確保のためにも必要であると考えておりますが、これから的问题として幅広く検討してまいりたい、このようになっておりません。思つておりませんが、問題は全体のバランスの問題でございまして、道路財源が特定財源として固定してしまうということで、非常に財政の硬直化を来していることも事実でございます。ですから、道路関係、私も昔から道路旅館などで言ってきたわけですから、これは言うならば長男みたいなもので、後から建設省の中でもいろいろな重点施策が次男、三男、四男とでき

した部面がこの法律として出でてきているわけですが、いますから、むしろこの部面は将来伸びるためには縮む、ジャンプするためには縮まなければ、ジャンプできない。そういう意味の将来伸びるという可能性を秘めたいまジャンプの縮むというところであると、そういうふうに御理解いただければあります。

○峯山昭範君 そういうふうにでも解釈しなければどうも内容的にまずいわけあります。いま大臣もおっしゃいましたように、来年の夏には本答申が出てまいりまして、その答申に基づきましてそれから本格的な行政改革に取り組まれるであろうと思いますし、また、そうであると思うからこそ私たちもこの法案に賛成をいたしているわけであります。そういうような観点から、これから的是年出てまいります法案に対する基本的な考え方、これはもう今まで何回かお伺いをいたしておりますが、焦点をこの「活力ある福祉社会の実現」というところにしほりまして、今度は総理大臣の決意をお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) わが国の行政をめぐる内外の情勢是非常に厳しいものがあるわけでございます。高度成長時代には年々自然増収もふえております。したがって、資源の配分もわざりあい余裕がございまして、社会福祉の面に対しましても、あるいは公共投資の面におきましてもそれが十分にできています。しかし、情勢は一変してまいりました。これは石油その他の資源の制約、環境問題、いろいろござりますが、これは国際的な状況でございます。そういう中で、日本が今後八〇年代以降二十一世紀に向かって活力ある福祉社会の建設、そして高まつてきております国際社会における日本への期待をいかにして果たしていくか、こういう対応が迫られておるわけでございまして、そういう観点から行財政の際思いつつ見直しをしよう、縮減合理化を図ろう、この財政の再建を増税によってやることでなしに、そういう観点でやろうということで、大筋において私は各党の皆

さんにも御理解をいただいて、御協力をいただきておるものと信じておりますし、国民の皆さんもそれを期待しておると思います。私はそういう基準的な立場に立ちまして今後行財政の改革を推進してまいりたいと、こう思っております。

○峯山昭範君 ぜひ国民の期待にこたえていただきたいと思っております。

そこで、今までの審議を通じまして、私たち

が提案をし、確認をいただいた問題を含めまして、五点確認をしたいと思います。

初めに厚生大臣にお伺いをいたします。

特に、これは児童手当の制度の問題であります。この問題につきましては、この法律案の中にも「その全般に関して速やかに検討が加えられた上」必要な措置を講ずると、こういうふうな検討は必ずしもこの制度を存続させることが前提であると、こういうふうなお考えであると承知をいたしておりますが、きょう最後でございますので、特に児童手当制度の検討は必ず今後存続されるということを前提にしておきたいと思います。

○国務大臣(村山達雄君) 児童手当制度の今後の検討でございますが、これはしばしば私から申し上げましたし、総理からもしばしば申し上げておられます。しかし、いるわけでございますが、これはいま現在の児童手当制度の存続を前提にいたしまして、これから特例期間終了後の新しい制度、幅広い角度から検討してまいり、存続を前提にしておるということをお約束をいたしておるのでございます。

○峯山昭範君 それでは次に、厚生年金等にかかる国庫負担金の繰り入れ等の減額分の補てんについて大蔵大臣のお考えをお伺いしておきたいと思います。

この問題につきましては、実は大蔵大臣もうお

返済をするということは法文の中に明記すべきで

あります。あるというような意見もありました。しかし、い

まさらどうということはございませんけれども、大臣の衆参における現在までの答弁によりますと、一つ、減額分の繰り入れは必ずやる、それから二つ目に、積立金の運用収入の減額分についても必ず適切な措置を講ずる、それから三番目に、特別適用期間後の繰り入れ措置はできる限り速やかに着手する、それから四番目に、次の財政再計算では今回の減額措置の分については必ず繰り入れを行なうという前提で行なうと、こういうふうな約束をされていらっしゃいますが、これらの点について再度確認をしておきたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はそのとおりだと聞いておりますが、私は、厚生大臣はこの制度を存続させることを前提であると、こういうふうなお考えであると承知をいたしておりますが、きょう最後でございまして、再度確認をしておきたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はそのとおりだと思います。ただ、財政再計算と繰り入れの問題は別問題でございまして、繰り入れは繰り入れであります。たゞ、財政再計算と別問題であります。たゞ、財政再計算は再計算で別ですと、そういうことで繰り入れは行ないます。そのとおりであります。

○峯山昭範君 次に、文部大臣にお伺いをいたします。

特に、これは四十人学級の問題でございますが、特例期間中にこの法律に基づいて教職員の定数計画を文部省としましては実施されるわけであ

ります。たゞ、財政再計算と別問題であります。たゞ、財政再計算は再計算で別ですと、そういうことで繰り入れは行ないます。そのとおりであります。

○峯山昭範君 次に、これも大蔵大臣でございまして、住宅金融公庫の貸出金利の問題につきましてはあります。厚生大臣の所信として明確に聞いておきたいと思います。

○国務大臣(村山達雄君) 住宅金融公庫の貸出金利、さらには農林漁業金融公庫、自農維持資金金融通法ある

いは北海道寒冷地畑作農改善資金金融通臨時措置法、南九州畑作農改善資金金融通臨時措置法等の金利につきましては、大蔵大臣はこれを特例適用

期間中慎重に対応すると、こういうふうに答弁をします。そこで、これをできたらこのままではなくとももう一步前進させていただきたいとおきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中に私は考えるわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

できたら明確に存続するということをおっしゃっていただきたいわけでございます。特に、特例期間中におきましても現行制度並びに現行金利の存続を、

法律案を何で出すのだといふ話にすぐなるわけですが、ございまして、したがって、私といたしましては、社会的な経済的な必要性というものを十分配慮して政令の決定をするということでございますから、住宅着工を本当にうんとふやさなければなりません。たゞ、減額分の繰り入れは必ずやる、それから二つ目に、積立金の運用収入の減額分についても必ず適切な措置を講ずる、それから三番目に、特別適用期間後の繰り入れ措置はできる限り速やかに着手する、それから四番目に、次の財政再計算では今回

運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる、こういうふうに政府は現在まで答弁をしておられるわけであります、また特に三項目にわたりまして政府はいま答弁をしておられます。その一番初めに、かさ上げ補助等の減少相

当額については地方債による措置を講ずる、そしてその元利償還に要する経費については地方交付税の算定を通じて適切な財政措置を講ずる。三番目に、元利償還に要する額の二分の一に相当する額については臨時地方特例交付金で手当てをいたします、それとともに地方財政の状況に応じ必要な場合にはこの臨時地方特例交付金の額について配慮する。この三項目を挙げておられますが、この三点に対する確認と、さらに元利償還に要する額の二分の一相当額は別途国から出るわけではありませんが、残りの二分の一についてはどういう手当てをされるのかということと、それから不交付団体にはそのような手当てがなされないわけであります、この点に対する配慮をどういうふうに考えていらっしゃるか。この点につきましては大臣並びに自治大臣のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま大体おつしやつたようなことでございまして、ただ、不交付団体につきましては自治省の考え方によつて対処しておきたい、そう思つております。

○國務大臣(安孫子藤吉君) お尋ねの要領の一つは、二分の一の残りは一体どうなるのかというところでございますけれども、これは地方交付税全体の中で処置をしていく、それだけ、端的に申しますれば、地方団体でかぶりります、こういう意味でございます。

それから不交付団体の問題でありますけれども、これはこの元利償還を算定いたしまして、これも含めてなおかつ基準財政収入額が多い場合は不交付団体になるわけでございますから、ぎりぎりのところで、この関係で交付団体になるものだつて理論的にはあり得るわけでございまして、これは全然不グレクトするわけじゃないとい

うことだけは御理解願つておきます。

○泰山昭範君 次にもう一点私の方からはお伺いしておきたいと思います。

大蔵大臣並びに經企庁長官にお伺いをしたいと思ひます。

特に、財政再建と景気停滞の打開策をどうするか、これは非常に重要な問題であろうと思います。現在のように経費削減一本やりの政策運営というのでは、これはもう一步誤ると元も子もなくする危険が実際あるわけであります。

そこで、建設国債のことについてどういうふうに考えているかという点が第一であります。この点につきましては、実は当委員会の大坂の公聽会でも、建設国債を発行したらどうかという意見もありました。そういう点から考えてみると、この点についてもこの五十七年度の予算では建設国債を五十六年度より増額する考えはないかどうか、この点が第一点であります。それからまた、個人消費の低迷脱出のために、これは何回も議論をされていることではありますけれども、低所得者層を中心にしていわゆる減税ですね、この減税について、減税策をとる考えがないかどうか。それからさらにもう一点、公定歩合の引き下げによっていろいろなことがございまして、私は建設国債を増額するというふうにお考えになつていらっしゃるか。この三点をお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 五十七年ですか、増

税の話は。これは、建設国債についても、大体建設公共事業費は据え置きというように考えておりまして、特別の事情がない限り、五十七年度で処置をしていく、それだけ、端的に申しますれば、建設国債を増額するという考えはありません。なぜならば、建設国債もやはり利息を生むわけでござりますから、生むのではなくて、これは支払わなければならぬ。したがつて、現在すでに利息の高が公共事業費とほぼ同じぐらいになつてゐる、防衛費の二・五倍にも利息がふえたというこ

とですから、ここでやはり安易に建設国債だから増發してもいいというわけにはなかなかいかないといふことは、必ずしも元利償還に要する経費については、地方交付税の算定を通じて適切な財政措置を講ずる。三番目に、元利償還に要する額の二分の一に相当する額については臨時地方特例交付金で手当てをいたします、それとともに地方財政の状況に応じ必要な場合にはこの臨時地方特例交付金の額について配慮する。この三項目を挙げておられますが、この点に対する確認と、さらに元利償還に要する額の二分の一相当額は別途国から出るわけではありませんが、残りの二分の一についてはどういう手当てをされるのかということと、それから不交付団体にはそのような手当てがなされないわけであります、この点に対する配慮をどういうふうに考えていらっしゃるか。この点につきましては、実は当委員会の大坂の公聽会でも、建設国債を発行したらどうかという意見も

ありました。そういう点から考えてみると、この点についてもこの五十七年度の予算では建設国債を五十六年度より増額する考えはないかどうか、この点が第一点であります。それからまた、個人消費の低迷脱出のために、これは何回も議論を

をされていることではありますけれども、低所得者層を中心にしていわゆる減税ですね、この減税について、減税策をとる考えがないかどうか。それからさらにもう一点、公定歩合の引き下げによっていろいろなことがございまして、私は建設国債を増額するというふうにお考えになつていらっしゃるか。この点が第一点であります。

○國務大臣(河本敏夫君) 財政再建を成功させるためには、行財政改革によりましてむだ遣いを徹底的に圧縮する、これは第一の条件だと思いま

す。

○國務大臣(河本敏夫君) 財政再建を成功させるためには、そこから国の歳入がふえる、

こういう経済財政運営が望ましい、こう思つてお

りますが、これから具体的な進め方は、来年度

の経済見通し、経済運営の基本方針が決まりま

す。

それから第二といたしましては、やはり景気を

拡大いたしまして、そこから国の歳入がふえる、

こういう経済財政運営が望ましい、こう思つてお

りますが、これから具体的な進め方は、来年度

から関係各省の間で相談をすることになつてお

ります。

それからその場合に、民間経済全体を刺激し、

活力を拡大するためには低金利政策が望ましいわ

けであります。しかし、低金利政策を進めるためにはやはり幾つかの条件が必要でございまして、

条件が熟せばそういう方向に進められることが私

といたしましては望ましいと考えております。そ

の時期等につきましては、日本銀行が大蔵省と御

相談の上でお決めになると、このように理解をいたしております。

減税の問題につきましては、先ほども小柳委員

のときに答弁をいたしましたが、われわれは皆さんは御主張についてはよく理解を示しておるわけですけれども、現実の財源との問題、それから行動サービスの水準をさらに切るということは、どこまで切れるかという問題。しかし、減税する財源まで切り込めるということはなかなかいまの段階では考えられない。したがつて、減税の問題は

当面考えておりません。

それから公定歩合をどうするのかという話でござりますが、金利の問題は非常に微妙な大きな問題でございまして、私いたしましては当面考えておりませんと、こう申し上げる次第であります。

それから建設国債を発行したらどうかという意見も

あります。まず冒頭に申し上げたいのは、いまの大蔵大臣

の御発言と經企庁長官のお話とはまるつきり語が違つわけなんですが、内閣改造があるから

何でも言いつ放しで言うような、そんな失礼なことは言わなければども、だけれども、何か

そんなような感じがしてならないわけです。所得

税減税は、大蔵大臣はやらないと言うし、經企庁

長官は考えると言つて、あるいは公定歩合の問題

についてもまるつきり正反対のお考ええ。どうも一

体何を言わわれているのかなというふうに、不信が

非常に持たれるということをまず指摘しておきた

いと思うのです。

それから貿易の不均衡が大きな政治問題化して

おりますが、政府の経済見通しの経常収支は、当

初六十億ドル赤字であつたはずなのが、現実には

計画に狂いが出て、先月二日の暫定試算では七十

億ドルの黒字と大幅に改められた。これは、前は

六十億ドルの赤字という計画をしておつたのが七

十億ドルの黒字ですから、そうすると百三十億ド

ルの差が出たといふこと、大変ずさんな計画じ

やないのかなというふうな感じを持つたわけであ

ります。四月から九月までの六ヶ月間に約四十九

億ドルの黒字が現在出ております。改定した十月

二日の暫定試算の達成すら危ういのじやないか。

政府は現在の貿易実績と今年度の最終見通し

れをどのようにお考えになつておられるか。

○國務大臣(河本敏夫君) 経常収支の見通しにつ

いて申し上げますと、ことしの当初の見通しでは

いまお話しのよう六十億ドルの赤字と、こう想

定をしておりましたが、十月の初めの時点では七

十億ドルの黒字と、このように修正をいたしまし

た。現在の情勢が続きました、緊急の輸入対策が

る、そういう状態ではなかつたと思ひます。しかし、現時点はまだ歐米諸国は第二次石油危機から立ち直つておりませんで、非常に混乱を経済的に続けておりますので、それだけ深刻な影響が出ておろうかと思ひます。

したがいまして、わが国にいたしましても、先ほど総理からお話をございましたように、緊急にこの对外貿易関係をどうすればよいかということにつきまして政府としての対応策を決めるべく、目下作業を続けておるところでございます。

総理、お伺いするのですけれども、政府としては、アメリカの異常な高金利、これによる必然的な対米輸出の増加、こうしたアメリカの異常な高金利とインフレ状況に対し、アメリカに對してその鎮静の申し入れ等を行つたことはござりますか。

○國務大臣（鈴木善幸君） アメリカの高金利が国際経済の中に大きな影を投げかけておる、わが国の方に影響を及ぼしておるわけでござります。私は、今年の五月に首脳会談のために訪米をいたしました際に、経済閣僚の皆さんにお集まりをいただいて、その際にアメリカの新しい経済政策についての説明を求めますと同時に、アメリカの高金利の問題が国際経済に大きな問題を投げかけておる、こういう点についてアメリカ政府の対応を要請いたしました。その後におきまして、わが国の外務大臣あるいは通産大臣、経企庁長官は、ガットあるいはO E C D の場におきまして、それアメリカの高金利問題の是正方について強く訴えたところでございます。西欧各国の政府も同様の立場を主張したわけであります。そういうことからだんだんアメリカにおきましても金利政策につきまして見直しが行われて下落傾向に進んでおるわけでございまして、私はこれは非常に好ましい方向であると、こういうぐあいに評価をいたしておるところでございます。

○原田立君 経企庁長官と日銀総裁にお伺いするのであります、前二回の貿易不均衡問題の際は、石油危機により国際通貨の相場で円安になり輸出が増大した。それに對し、赤字国債の大量の発行、さらに公共事業の拡大という景気刺激型の財政運営を行い、内需拡大をして不均衡問題を切り抜けてきた。今回の場合は、財政に余裕のない中でアメリカの高金利政策による円安が輸出増大に拍車をかけたということでありまして、アメリカの金利動向と今後の円高傾向の見通しはどうか、経企庁長官及び日銀総裁にお伺いします。

○國務大臣(河本敏夫君) 四十八年、つまり第一次石油危機の直前におけるわが国の大額な黒字は、いまお話しになりましたようなこともありますけれども、しかし昭和四十八年秋における石油価格の急上昇、つまり石油価格が四倍になつたところで、わが国の支払いが激増したということです。ある程度バランスが回復したと考えております。それから五十三年における大幅な黒字も、これは内需の拡大によりましてある程度吸収できましたことも事実であります、同時に、イランの内乱を契機といたしまして第二次石油危機が起つりまして、これまた石油価格が急上昇いたしましたが、五十三年はあいだけの大幅な黒字であつたものが五十四年には大幅な赤字になるということでありまして、これはむろん石油危機によつてバランスが回復したと、このように考えております。

それからいま御指摘のアメリカの高金利であります、アメリカの高金利が世界全体の経済に悪い影響を及ぼしておることは事実であります、日本の政府といたしましても機会があるたびに、アメリカに、インフレも次第におさまつておるわければからもう少し世界全体の経済情勢を考えながら適切な金融政策は進められないのかということをたびたび申してまいりました。幸いに最近は、アメリカの不景気は、やはりこういう高金利ではとてもやつていけないので、ということに対する理解等も深まつたと思いますし、それからアメリカのインフレもある程度おさまつてきました。そういう

うこともあります。そこで、だんだんと下がる方向に行つておるということは、日本の経済にとりましても、これも、また世界全体の経済にとりましても、これは私は大変いい影響が出てくるのではないかと、このように理解をいたしております。

○参考人(前川春雄君) ただいま企画庁長官からお話をございましたように、アメリカの高金利でございますが、御承知のようにアメリカは金利を上げる政策ということではなくて、マネーパライと申しますか、通貨総量を抑え込む、インフレを抑制するためには通貨総量を抑え込むということが必要であるという見地から、約二年数カ月前からいまの引き締め政策をとつておるわけでございます。

その主たるねらいは、マネーパライ、通貨総量を抑え込んでいくこと。毎年、通貨発行高、マネーパライの目標値というのを発表しておりますが、その目標値の中にそれが入るよう金融の量的な引き締めをする、その結果金利が上がる。金利が上がるけれども、ある程度それはインフレ抑制のためにいたし方ないことだという政策態度で今日まできておるわけでございます。

その後の情勢を申しますると、通貨総量は少しずつ下がつてしまいりまして、物によつて違いまするけれども、いま大体目標値の上限にまあ入ってきたというところまできております。また、物価の方もまだこれは二けた近い上昇ではございまするけれども、これも一時に比べますると少しづつおさまってきている。それから経済活動そのものは、この第二・四半期、第三・四半期、GNPの数字は多少でこぼこでござりまするけれども、この第四・四半期、十一十二は恐らくマイナス成長ではないかというふうに言われておるわけでございます。そういう情勢を反映いたしまして資金需要がおさまってきているわけでございます。そういう資金需要がおさまってまいりますると金利も下がつてくるということとございまして、この秋以降、金利は逐次低下傾向を続けておるわけでござります。

いま長官からもお話をございましたように、私どもの日本の金融政策にとりまして、いま内外金利差の問題というのは非常に大きな問題でござりまするので、海外の金利水準が下がってくるということは非常に望ましい状態であろうというふうに思います。これからアメリカの金利がどういうふうな推移をとりますか、いまだ必ずしもよくわかりませんけれども、いまのような通貨総額あるいはインフレ率の姿から言えば、余り大幅ではないかもしませんけれども、まだ若干低下することが見込まれるのではないかというふうに考えております。

○原田立君　欧米諸国との今回の対日貿易不均衡の声の中で、今までと少し違うと思われるるのは、もつと日本は輸入を拡大してほしいという声の方が非常に強かった。前は輸出を何とかして抑えろ抑えろと、こういう話だったのが、逆に今度は輸入をふやせ、拡大をしろという声が非常に多いようになりますが、政府はこういうような欧米諸国の要請に対して、具体的な対策あるいは個々の品目等々お考えでございましょうか。

○國務大臣(田中六助君)　お答えいたします。

この貿易摩擦、それからEC諸国、アメリカの要求というものは、私どもいま簡単にすぐ右から左にこたえるということが非常にむずかしい段階で、こういう際の答弁に長々しく答弁することもむずかしい点でございますが、一概にわが国の輸出が悪いとかどうとかいうようなことは言えない。たとえば、ことしの四一六と七一九を比べてみましょう。輸出は一・九%減っているのです。ただ、これまた輸入が五・二%ぐらい減っているわけです。つまり輸入が減っているわけですね。それで結局経常収支の黒字というふうに転換しているわけでございまして、わが国は立国以来、貿易のなにでも技術を改善して輸出立国ということが、貿易構造あるいは経済構造そのものがもうどういうふうになつて、原材料を輸入してそれに手を加えて輸出するというパターンなんです。したがつて、私ども、国民、政府も含めまして、これが

悪いというような発想が国内に醸成することの方
が私は将来とも非常に大変だと思うのです。した
がって、現在の貿易摩擦を外国が非難をするか
ら、アメリカがどうだから、ECがどうだからと
いうことで、言いつ放しにされていることは私は
根本的な誤りだと思うのです。したがって、この
根本的なことをどうするかということにつきまし
ては、まあ新内閣になつても十分検討いたしまし
ようが、私ども当面、昨年からことの三月、そ
れから五月、十月、それからこの十一月十七日
と、そのようにいろいろな貿易対策を講じております。
あなたの指摘する、それなら具体的にどうかと
いうことでございますが、具体的にはノンタリフ
クオータといいますか、非関税障壁と申します
か、そういうようなもの。たとえば輸入手続の簡
素化とか、そういうことを手取り早くやらなければ
ならぬでしようし、そのほかいろいろなこ
とをやっておりますが、具体的には私どもはこの
前も輸入大デリゲーションを、これは百四十名ぐ
らい、稻山会長を中心に関州に派遣したのです
が、こういうことも世界にないのです。それから
つい最近でございますが、メキシコに対しまして
も、カンクンで総理がお約束したのも、直ちに輸
入ミッショングを派遣していく、これも百名を超
しているわけです。それから向こうのECフェアあ
るいはECとのシンポジウムもついせんだけて行
いましたし、アメリカそれからEC、三極会談と
いうものも予定しておりますし、私どもの努力と
いうものは、私は世界は徐々に認めておると思う
のです。

裁も指摘しておりますように、経企庁長官も、それから日銀総裁も御承知のようになります。世界は不況の海の中におりまして、どこもこも非常に悪い。さうございます、また物価の値上がりも非常に小さな額に汗を流した努力の結果でございまして、これを政府は責めるわけにはいかないんです。

やはり、世界の中で日本経済が非常にパフォーマンスがいい。これは私どもむしろ評価すべきことでございまして、これからも国際的にECO初め、あるいはアメリカ、いろいろなところと十分相談をして、つまり対話、そういうものがこれから先も必要になっていくと思いますが、私どもはそういう面も最大の努力をいたしまして、これからもいま申しました、簡単に申しますと、輸入管理制度の簡素化とかあるいは輸入ミッション、輸出ミッション、あるいはシンボジウムとかフェアとか、そういうものをやって一生懸命努力していくべき、世界も認めるのじゃないかというふうに考えております。

○原田立君 まあ通産大臣いろいろとるる申しましたけれども、十一月十七日の経済対策閣僚会議において、市場開放対策あるいは緊急輸入対策、輸出対策その他いろいろと課題や項目を挙げらるべき、世界も認めるのじゃないかというようなものについて、もうこれは現在の段階でなくて新闇になつてからということで先送りになつてしますね。これは非常に不信感を持たれる種になるのかもしれないから、こう指摘したい。いまいろいろ日本もしつかり努力しているのだからヨーロッパもアメリカもそれを認めるべきだと、また話しても十分していくべきだ、それは当然のこと

と。当然のことだと思いますけれども、大体決めたことを、重要な問題を、国内の政治的な問題で後回し後回しにするようなことをすれば、話し合いでころか非常な不信感を欧米諸国が持つであろう、こう心配するのです。これは指摘だけにどめておきますけれども。

何といつても内需の回復策に大事な問題として、先ほど来御質問申し上げていてる公定歩合の引き下げ、これについて経企庁長官は環境は熱しつつあるという見解を述べておられます、が、公定歩合を引き下げれば円安を一層加速させ、その結果輸出がさらに増加して貿易摩擦を激化させる、こういうふうな意見も他にまたあるわけであります。これらについてどうお考えであるか。あるいはまた、熱しつつあるということで、公定歩合の引き下げというのはいつごろになるのかという実施の時期、下げ幅等々、これらについて日銀總裁あるいは経企庁長官にお伺いしたいと思います。

また、どういう状況になつたならば公定歩合の引き下げをお考えになるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○参考人(前川春雄君) 金融政策は機動的かつ彈力的に運営すべきものであり、またそういうことが可能な政策でございますので、そのときどきの状況を総合的に判断いたしまして実施していくつもりでございます。これからもそういう考え方のもとに金融政策を実施してまいりたいとふうに思います。

公定歩合をどうするかということにつきまして、したがいまして、そういう点はスケジュールを立てて金融政策をやっていくということではございませんので、現在のところは、十分に緩和しておる金融の状況を、いまの状態をそのまま続けることが適当であろうというふうに判断しております。

内外金利差の問題を先ほど申し上げましたけれども、ことしの三月公定歩合を下げましたときに、国内の金利水準と海外の金利水準が非常に開いたために、あるいは大きな金利差のために資金

が大量に移動するという危険もないわけではな
かつたわけでございます。そういうことから基準外
の貸付制度という制度もつくりまして、そういう
事態に備えたわけでございます。幸いにいたしま
して、そういう事態が起らないで今日まできた
わけでございます。しかし、海外の金利水準は少
しづつ下がってきてはおりますけれども、いま
だ内外金利差というのはかなりの程度にあるわけ
でございまして、そういう危険については、常に
それが相場にも反映いたしてくるものでございま
するから、そういう点を十分に見きわめないと
いけないというふうに私どもは考えております。し
たがいまして、いつ公定歩合を動かすか、あるいは
は幅をどうするかということにつきましては、現
在のところはそういう具体的なことにつきまして
は考えておりません。

○原田立君 日銀總裁、どうもありがとうございました。
内需拡大の一つの柱として大いに住宅建設を進
めなければいけないということを、洞本長官、あ
なたは朝日新聞とのインタビューのときにもお話
しになつてている。今年度百二十万戸の達成するむ
ずかしい現状であるのに、またこの状況はさらに
二、三年は回復は望めないというのが多くの専門
家の意見でありますけれども、原案では百三十万
戸程度を見込んでいるようですが、現在の
住宅政策ではまず目標達成は無理であろう、こう
私は思います。具体策として、この目標を達成す
るようになりますには融資枠の拡大であるとか所得制
限の引き下げなど思い切った措置が必要だと思ふ
のでありますけれども、これに対してどういうふ
うにお考えになりますか。四期五計の目標からい
きますと、七百七十万戸であります。単純計算で
これを五で割りますと、一年間百五十四万戸にな
ります。それが百三十万戸だと、もう二期五計を
のもの自身が見直されなければならない。きのう
も建設委員会で建設大臣にそのところの意見を申
し上げたのですけれども、果たして、原案でこう
いう百三十万戸というのがありますけれども、こ

れはできるのかどうか。また、その内需拡大のための住宅建設を大いに伸ばすためにはどうふうな抜本的な対策を講じられますか。

○國務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

昨日も御質問をいたしましてお話し申し上げたわけでございますが、長期計画、七ヵ年計画をフォローアップして整合を持たせて七百七十万戸の計画、四期五計をいたしたわけでございます。残念なことではあります、昨年来、住宅需要は旺盛でありますけれども、建築が非常にアンバランスになつておるというようなこと、御指摘のとおりでございます。しかしながら、一応景気のバックグラウンドも落ちついておるようでありますし、建築資材あるいは土地対策、金融政策をやつていきましたれば、計画の前半、統計的に現在七・三%の減でございますが、これは公的資金の方は一・七%，民間が一・一・七%の減というようなことがでございまして、何とか民間需要といいますか、景気の関係が回復していくまでは一応の目標は達成し得るのはなかろうかと、このように考えておるわけでございます。まだ前半でございますので、現在の住宅戸数をもつて全般的にはかかるだけの基礎的なものは持たないわけでございますが、何とか金融政策、土地対策、あるいは中高層の問題、あるいは遊休地の開発、市街化区域の再開発というようなことで、あらゆる手段を講じて目的達成のために努力していただきたいと思います。向でこれからもせつかく関係方面とあわせて進めたいと、このように考えておるところでございます。

○原田立君 ひとつせつから御努力願いたいと思う。そういうふうになれば結構。非常に悲観的な考え方が強いということだけは申し上げておきたい。そういう悲觀的な状態でなくて、ああ本当によかつたねと、こう言われるような状況づくりに大いに努力していただきたいと思うのです。経企庁長官は大幅な所得税減税の実施を提唱さ

れておりますが、その時期、規模、財源についてどのような御構想をお持ちでありますか。先ほどは何だか裏と表の差だなんというふうなお話をつけて、非常に何かはぐらかされたような感じを私は持っている。仮に長官の言う減税を実施した場合の財政再建の達成試算なるものはおつくりですか。あれば、それを資料としてお出し願いたいと思うのですけれども、またその御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君)

いま国民経済全体から

ながめますと、個人消費が伸び悩んでおります。

その背景、原因は、やはり実質所得の伸び悩み、

こういうところに原因があるわけでありまして、

国民経済全体から考えますと、やはり国民の一人一人の実質所得が伸びると、これが一番望ましいことだと思います。また、伸びれば個人消費もふえる、内需も拡大できる。こういうことになるわけであります。ただ、伸びるためにはいろいろな対策があると思いますが、その一つとして、所得税の負担が大変重いということは、これはもうどなたも共通の御意見だらうと思います。

そこで、私の言つておりますのは、こういう事態を考えまして、国民経済全体の立場から大幅減税は望ましい。ただし、これを実行するためにはやはり財政の余裕、財源がなければなりません。そこで、これからやはりそういう財政的な余裕が生み出せるような財政経済の運営をしていくと、何とか大きな課題として検討していかなければならぬというふうなことを申し上げておるわけであります。いますぐ大幅減税がやれる、そういう状態ではないといふことは、これはもう皆さんもよく御承知のとおりであろうと、こう思ひます。

○原田立君

長官も十一月十日に記者会見して、「これを打開するためには大型の所得税減税が実施できる条件作りが重要で、特に公定歩合の早期引き下げの必要性を指摘」した、条件づくりが必要だと。その条件づくりの状態は一体どういうことになつておるか。

あるいはまた、日本商工会議所あるいは関西経済連合会あるいは経済同友会、これらも、所得税減税をやるべきである、こういうふうなことを言つてお伺いするわけであります。ただいまの御答弁ではちょっと不満であります。実施できるような状況づくり、環境づくりというそちら辺のことろを御説明願いたい。

○國務大臣(河本敏夫君)

要するに、国の財政収入がふえる、こういう条件をつくり出すというこ

とであります。そのためにはやはり経済が活力を維持拡大をいたしまして、その経済から予定以上の収入が入つてくる、そういう経済政策を進めようということも一つの課題であろうと思ひます。

あるいはまた、来年の六月には臨調の第二次答申が出るよう聞いておりますが、その時点におきまして、非常に不合理な財政支出等もござります。

から、そういうものに徹底的なメスを入れられる、

それによつて財源が浮いてくる、こういうこととも一つの課題ではなかろうか、私はこのように考えます。あるいはまた、最近は直接税と間接税のバランスが大きくなっていますので、そういう調整も時と場合によっては研究の課題になるのではないか、このように思ひますが、いずれにいたしましても、財源がなければできないことでございまますから、その財源を生み出すための財政的な余裕が確保できるようなら、そういう経済運営ができるようになります。しかし行政改革が前提として望ましいと、こういふふうなことを大きな課題として検討していかなければならぬというふうなことを申し上げておるわけであります。

○原田立君

次に、公共事業に関する工事の問題についてお伺いしたいと思います。

建設大臣、先ほど来同僚委員から質問がありましたが、いまして、大型新税というふうなことを考えずに、行財政の思い切った縮減合理化、これによって財政再建を達成したい、こう考えております。

これは私が繰り返し申し上げ、またこれを行財政改革の出発点に考えておるわけでございます。したがいまして、大型新税というふうなことを考えずに、行財政の思い切った縮減合理化、これによって財政再建を達成したい、こう考えております。

○國務大臣(鈴木善幸君)

増税のない財政再建、

これは私が繰り返し申し上げ、またこれを行財政改革の出発点に考えておるわけでございます。したがいまして、大型新税というふうなことを考えずに、行財政の思い切った縮減合理化、これによって財政再建を達成したい、こう考えております。

○國務大臣(渡辺美智雄君)

御承知のとおり、五

十七年度の予算の編成に当たりましては大型新税をやらない、それで経費の節減合理化、効率化、そういうことを中心に財政再建を図つてまいります。

あるいはまた、日本商工会議所あるいは関西経済連合会あるいは経済同友会、これらも、所得税減税をやるべきである、こういうふうなことを言つてお伺いするわけであります。ただいまの御答弁ではちょっと不満であります。実施できるようになります。経企庁長官は大幅な所得税減税の実施を提唱さ

るであります。経理並びに大蔵大臣にこの問題の最後としてお伺いしますが、いわゆる増税なき財政再建をあくまで達成なさるお考えですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、五十七年度の予算の編成に当たりましては大型新税をやるべきである、こういうふうなことを言つてお伺いするわけであります。ただいまの御答弁ではちょっと不満であります。実施できるようになります。経企庁長官は大幅な所得税減税の実施を提唱さ

るであります。経理並びに大蔵大臣にこの問題の最

後としてお伺いしますが、いわゆる増税なき財政

再建をあくまで達成なさるお考えですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、五

十七年度の予算の編成に当たりましては大型新

税をやるべきである、こういうふうなことを言つてお伺いするわけであります。ただいまの御答

弁ではちょっと不満であります。実施できるよう

になります。経企庁長官は大幅な所得税減税の実施を提唱さ

ここへきて一度に噴き出したというような感をいたしておるわけでございます。はなはだ不明朗な事件の続発でございますが、いまそれぞれの事案については徹底して調査中でございますので、その結果を待つて対応しなければなりませんが、当面業界の代表の方々に厳しい指導を改めていたしました。

それは、こうした環境によって受けたダメージといいますか、せっかく信用を得ていながら、すでに建設業というのは国の基幹産業であり、世界レベルまで日本の建設業が、こうしたことでは世界的にも信を失うようなことがあってはならない、ぜひ自戒自肅、そして自覚をして対応してもらいたいというようなことを関係の代表を集めてお願いをいたしたわけでございます。なおかつそれに加えて、契約等のプロセスの中でなお合理化の考え方があるので、なかなかうかとうかとおなことから、中建審に改めて合理化等の問題について建議をしていただくようにいま御依頼を申し上げておるところでございます。

もとより、発注者であるわれわれにいたしましても、心して職員の倫理の確立については篤と申し伝えておるところでございまして、これ以上波及しないように、またこれ以上国民の信を失うようないことが重ならないように、これからも厳正な指導を業界とともに、また業界には特に弊下企業には個々に厳しく言つてもらうようにも伝えてございまますので、企業は企業なりに独自で現在、行を起こしているというようなことでございまして、これから対応につきまして、なお一層厳しい指導をやつてしまりたいと、このように考えておるところでございます。

○原田立君 十一日付の「建設業者団体に対する建設大臣の指示について」という資料をい

ますと、ずっとこう状況が羅列されて、こういう状態ははなはだ遺憾である、「誠に残念である。」と。そして、「本日御参集の各団体の代表者におかれでは、関係法令を遵守し、いやしくも国民の

信頼を失うことのないよう、傘下企業等に徹底されたい。」と、こういうふうな御指示をなさったと資料でちょうどいいしているわけであります。

ところで、業界の方で一体どういうふうな受け取り方をしているかというと、十一月十二日の新聞に出でておりますが、「業界が生きのびるために刑法に触れるようなことをしてはならない。「談合」というときこれが悪い。「話し合い」や「調整」だ。

「刑法に触れたり、価格協定などをして独禁法に触れるようなことをしてはならない。「談合」というときこれが悪い。「話し合い」や「調整」だ。」

お答えいたしました。

○國務大臣(鈴木善幸君) 公共事業の執行面にお

ける適正化、また疑惑を受けるようなことがあつてはならないこと、これは政府が常に注意をし、指導してきたところでございます。私は今後におきましても、公取委員会の機能をさらに強める、

活発化するというようなことで談合という不正な

事態が起らぬないように、また会計検査院の機能強化、機能充実によりましてその検査等を強化し

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○原田立君 総理、私はその具体的な調査機関と

かあるいは委員会とか、そういうふうなものをつけ

くるべきじゃないかと、こういうふうに申し上げ

ているのですけれども、それじゃそれらも含むと

いうことです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 原田さんの御意見は十

分傾聴いたしております。御参考にさせていただ

けで、そういうことが真意でないというようなこ

との説明もございましたので、御指摘を待つまで

もなく、こういうときでございますので、特にみ

ずから戒める、省みる、言動にも注意するように

重ねて申し上げたところでございます。

○原田立君 総理、この問題は建設省だけに任せ

ておけば解決できるというような簡単な問題じや

ておれば解決できるといふふうなことではありません。

○原田立君 建設大臣、これは総理に聞いたら

からあれなんですか、前田会長は「談

合」というときこれが悪い。「話し合い」や「調整」だ。法に触れずにやる方法があるか、あれば

教えてほしい」というようなこと、あるいは

「業界が生きのびるために談合は必要悪であり、

本当の競争入札になれば業界の秩序が乱れる」

と、こういうふうな発言があるのだけれども、そ

れは何か雑談の中で話をしたのだ、それが記事に

なつたのだというふうなことで、公式なコメント

じゃないというお話をだけども、それはいかがな

ものか。こうやって実際記事になつてみると、公

式にお話しになつた、そういうふうな考え方があつたのか、その点いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 公共事業の執行面にお

ける適正化、また疑惑を受けるようなことがあつてはならないこと、これは政府が常に注意をし、指導してきたところでございます。私は今後におきましても、公取委員会の機能をさらに強める、

活発化するというようなことで談合という不正な

事態が起らぬようになります。しかし、それ

にやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○原田立君 総理、私はその具体的な調査機関と

かあるいは委員会とか、そういうふうのものをつ

くるべきじゃないかと、こういうふうに申し上げ

ているのですけれども、それじゃそれらも含むと

いうことです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 原田さんの御意見は十

分傾聴いたしております。御参考にさせていただ

けで、そういうことが真意でないというようなこ

との説明もございましたので、御指摘を待つまで

もなく、こういうときでございますので、特にみ

ずから戒める、省みる、言動にも注意するように

重ねて申し上げたところでございます。

○原田立君 総理、この問題は建設省だけに任せ

ておけば解決できるというような簡単な問題じや

ておれば解決できるといふふうなことではありません。

○原田立君 建設大臣、これは総理に聞いたら

からあれなんですか、前田会長は「談

合」というときこれが悪い。「話し合い」や「調整」だ。法に触れずにやる方法があるか、あれば

教えてほしい」というようなこと、あるいは

「業界が生きのびるために談合は必要悪であり、

本当の競争入札になれば業界の秩序が乱れる」

と、こういうふうな発言があるのだけれども、そ

れは何か雑談の中で話をしたのだ、それが記事に

なつたのだというふうなことで、公式なコメント

じゃないというお話をだけども、それはいかがな

ものか。こうやって実際記事になつてみると、公

式にお話しになつた、そういうふうな考え方があつたのか、その点いかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 公共事業の執行面にお

ける適正化、また疑惑を受けるようなことがあつてはならないこと、これは政府が常に注意をし、指導してきたところでございます。私は今後におきましても、公取委員会の機能をさらに強める、

活発化するというようなことで談合という不正な

事態が起らぬようになります。しかし、それ

にやつてはならない法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思っております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思ております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思ております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

をしていくように、私からも閣議を通じてお願い

しておるところでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました。

なお、監査機関等々でござりますけれども、總

理からもお話をありましたけれども、これはす

でやつてはならないよう法律、法令があるのでござります。それを厳しく守ればこういうふうな

問題は起きないわけでございます。しかし、それ

でもなおかつ、こうした問題については会計検査

院、公取もございまして、省内におきましてはそ

てまいりたい、こう思ております。

それから公共事業を持っておりますところの各

省庁におきましては、大臣が先頭に立ちまして、

そういうような過去の誤った事態が起らぬよう

うに運営等について十分検討を加え、適切な指導

点いかがですか。

○説明員(坂上剛之君) お答えいたします。

間違いございません。

○原田立君 しかも、積算に当たっては専門のペ

テランが担当し、最新のコンピューターを駆使して積算しているにもかかわらず、全く初步的なミスが大部分だと聞いております。一件や二件といふなら許されるとしても、五年間で七十七件の多くに上り、百四億円以上のむだ遣いが行われているのが実態であります。このようなミスの原因は一体どこにあると考えておられるのか、建設大臣

及び検査院の見解を求めます。

○政府委員(丸山良仁君) 予定価格の積算に当たりましてミスの生ずる原因は大きく分けて二つあると思います。一つは、現場の条件の把握や工法の検討が不十分なために工事の実態にそぐわないような積算をしてしまう場合、もう一つはごく単純な誤認によるものでございます。

この前者のものにつきましては、積算書の審査の段階でいることとチェックされますから、それが最後まで誤りという形で出ることはまずないと思いますが、ところが、ごく単純な誤認によるものにつきましては、たとえば長さと本数とを間違えるとかある場合は面積と体積とを間違えてしまって、これにつきましては上級の審査をする場合にも見逃しがちな場合があるわけでございまして、こういうことはまさに残念でございますから、われわれといたしましてはこれからはチェックシステムを確立してまいりたい、それから職員の資質の向上のために研修等を強力にやってまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○原田立君 建設省関係で関係している工事が全

かですか。

○政府委員(丸山良仁君) 建設省関係の直轄工事につきましては、この五年間に会計検査院から指

摘された件数は一件でございまして三百二十万円の指摘を受けております。直轄工事は機密たるべきものでございますから、たとえ一件でありましたことは非常に残念だと思いますから、たとえ二十二件が補助事業でございまして、いま先生の言わされましたものうち二十二件が補助事業でございますが、これにつきましては各公共団体にこのようなことの二度

とないよう強く指導しているところでございま

すし、今後ともなお一層その面に努めてまいりたいと思っております。

○原田立君 公取にお伺いしますけれども、現在公取が立入検査を行っている静岡の例を見ても、一番札を引いた業者は何回やつても一番札であ

り、その落札価格は積算予定価格の何と九九・七

六%、ほとんど一〇〇%に近い状態である。その

ことがいま朝日新聞にも出ておりますが、いま国

会で取り上げられたり新聞報道されている問題に

ついては談合があつたのではないかと、かなり真

実性を持つて語られ 国民も大きな関心を持って

見ていますが、公取委もこれだけ疑惑を持たれて

おります。この問題について何もしないということはできませんが、いかなる姿勢で臨まれておりますか。

○政府委員(橋口敬君) 小柳委員の御質問にお答えしたところでございますが、入札談合の案件はすでに過去におきました相当の実例の積み重ねもございますし、現在実施中の審査事件としましては、いま御指摘がございました静岡県関係の

もの一件でございますが、それ以外にも公開され

ます。

〔理事嶋崎均君退席、委員長着席〕

全部はかのものが変なことをやつたと、そういうふなことを私は断定的に言うものじゃありませんけれども、八・四%だけでもこんな金額だ。それだとあと大分あるのじゃないだろかと思う。これはだれが見てもむだだと私は思うのです。

総理、こういうようなことは直すべきじゃない

いません。

それらを含めて関心を持つておるところでござ

いますが、われわれの任務といたしましては、目

前に独占禁止法違反の事件がございます場合に

は、これを法律に従つて処置をいたしまして、制

限された競争の状態をもとに戻すということが最

もこのようなことがありますから、たとえ一件でありましたことは非常に残念だと思いますから、たとえ二十二件が補助事業でございまして、これは建設

大臣の方で所管の審議会等に諮問をして改善策

につきまして御検討いただくということでござい

ますから、その検討の結果も公正取引委員会とし

ては注目をいたしたいと思っておりますし、また

御当局の方で所管の審議会等に諮問をして改善策

につきまして御検討いただくことでござい

ますから、その検討の結果も公正取引委員会とし

ては注目をいたしたいと思っておりますし、また

御当局の方で所管の審議会等に諮問をして改善策

か。もう私は時間でありますから続けて申し上げます。ゼロシーリングも結構、歳出削減も結構あります。このように、今までに指摘した問題は何も臨

機がやる気にさえなければできることが思うの

あります。このような問題こそ優先してやる

ことが行政改革だと思うのであります。これは

担当の建設大臣あるいは行管庁長官、総理のお考

えをお伺いして、私の質問を終わりたいと思いま

す。

○國務大臣(青藤滋与史君) お答えいたします。

御指摘の件につきましては厳正に対処してまい

ります。

○國務大臣(中曾根康弘君) 会計検査院等に指摘

されたり、あるいは公取からいろいろ調べられた

りして、事後的にそれが発見されたり処理される

というのははなはだ残念でございまして、行管庁

といたしましては、事前にさらに監査制度を厳格

に実行いたしまして、そういうことを起こさない

ように努めてまいりたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま建設大臣並び

に行管庁長官からも申し上げましたように、会計

検査院の監査、指摘を待つまでもなしに、行政各

部門におきまして予算の執行に適正を期するよう

に最善を尽くしますと同時に、みずからチェック機能、監察あるいは監査、監督を強化いたしま

して、このような事態が今後再び起ららないよう

に最善を尽くしてまいりたい、こう思っております。

○原田立君 おはようございます。

○委員長(玉置和郎君) 山中郁子君。

○山中郁子君 初めに、総理に一問お伺いいた

ます。

奥野法務大臣は、けさのテレビインタビューで

も、いわゆる人の道發言に関連して、必要があれ

ば指揮権を発動すべきだという重大發言をまたも

行われました。言うまでもなく、いま問題になつて

いる指揮権発動というのは、検察事務への不

当な介入ということについてであります。そのと

きに公然と、必要なら指揮権を発動すべきだと言
うのは大問題だと言わなければならない。

それで、鈴木総理は本委員会で、閣僚は言動を
慎重にすべきだと弁されたり、また、けさの本
委員会の委員長発言においても、奥野発言につい
て強く注意を喚起したばかりであります。それに

もかかわらず、再び事実上の指揮権發動議案を繰り返すということは、わが党としては断じて許すことができません。わが党的市川議員も、奥野法相の罷免を要求してきましたけれども、法務大臣としての適格性を失いたい奥野法務大臣を罷免しけじめをつけるべきではないか、総理の答弁や委員長の注意発言で済ますことはできないという事情だと思います。三日後に内閣改造を控えて、更迭するからよいというものでは断じてあります。総理、どうですか、御意見を伺います。

発言というのは私まだ聞いておりません。奥野法務大臣につきましては、きょうも委員長の方から当委員会の総意としていろいろ御注意がございました。私自身も内閣の責任者といたしまして、十分その御趣旨を踏まえて、閣僚はすべて言動に注意をし、誤解を受けないように指導をしてまいり

たいと、このように考えております。
○山中郁子君 謝解なんていう問題じゃないんで
すよね。ここにありますから、どうぞどちらにな
ってください。いずれにいたしましても、この点
について総理の毅然とした罷免というそうしたこと
とがない限り、鎌木内閣の腐敗政治に対する姿勢
も疑わざるを得ない。このことを指摘しておきま
す。

まことに防衛費問題はござりますが、大至急の行なはねばならぬ審議に当たりましても、軍事費が聖域化され、またこれが膨張される、そういうことについて心配が多く、審議されました。これをどう抑えていくかということが一つの大きな論点になつてゐます。

明確にしてほしいのですけれども、防衛費G.N.P.一%、これは現在、五十九年度から六十二年度までの五六中業作成作業が進められていますけれども、この作業は防衛費がG.N.P.一%以内という前提で行われているはずであると思ひますけれども、まず防衛庁長官の見解をお伺いいたします。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

五六中業は、現下の厳しい国際情勢にかんがみ

み、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準を達成することを基本として、来春を目指して現在作業を進めしており、現段階ではその事業内容等が固まつておりますので、五六中業の対象期間における防衛関係費やその伸びがどうなるかについて現在お答えができる段階ではございません。したがいまして、対GNPの関係についてのお答えも、現在の段階ですることはできない次第でござります。

なれど、三面の問題をしては、又このT.I.D.の問題も、定を変える考えはないということは、しばしばお答えしているところでございます。

で防衛費一兆円以内というふうに決めている。そしてまた鈴木総理も、これは昨年の十一月十二日の参議院の安保特で、鈴木内閣におきましては「NPの一兆円以内」の方針は堅持してまいる旨を

でございます。」ということをおっしゃっておられます。総理としてはもちろん一%を超えないといふお考えだと思いますが、いま防衛庁長官が前段におっしゃつたことは、わからないといふことをおっしゃつてしまつておられるわけでしょう。そのことを前段に、一%以内ということを前提にしなければならないということを私はいま言つてゐるので、総理がおなじことをおなじくおっしゃつておられるわけではございません。

○國務大臣（鈴木善幸君）　ただいま防衛庁長官から御報告を申し上げたとおりでございまして、五六中業の問題はただいま作業中であると。私もさ

だ中間報告を聞いておりません。いずれにいたしまして、もし、銀行支店二

ましても、まとまりますれば、これを国防会議におきまして何らかの形で審議をするということに方針を決めておるわけでござります。そして、五六中業の作業に当たりましては、五十一年の十月でありましたか、当時内閣が決めましたところでの、当面G.N.P.の1%を超えない方針のもとにこ

結果的にはどうなる。こういう事態を生み出しかねない経過でいま防衛庁の作業が進められているからこそ私はいまこの点を申し上げるのです。首相として防衛庁にそういうことを厳しく指示をしていたみたいだ。いかがですか。

先生十分御承知のとおり、その年度におけるG.N.P.の金額を分母とし、そしてその年度における防衛関係費を分子として、その比率が1%以内におさまるようになると、それが閣議決定の趣旨でござります。そこで、現在作業を始めたばかりでございませんし、分子に当たる方もわからぬわけでござりますから、わからぬものはわからぬと直ちに申し上げたわけでございます。方針といたしましては、現在閣議決定が生きているわけでございますので、これを守っていくということは繰り返し申し上げているとおりだということでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 五十一年の秋に決めましたところの方針、これは鈴木内閣におきましても守っていく、これを変更する考えは持っていないといふことを繰り返し私は申し上げておりますし、防衛庁におきまして五六中業の作業を進めることに当たっても、そういうことを踏まえての上の作業が行われておる、こう考えておりますし、その成案を得ますれば、これは先ほど申し上げたように国防会議等においてこれを検討するということにいたしておりますから、そのように御理解を願いたい。

○山中郁子君 次の問題に入ります。

昨日来からもいろいろと議論が行われてまいりましたが、十一月三十日からジユネーブで米ソの域核制限交渉が始まります。この結果は世界情勢に重大な影響を及ぼすものになりますが、これに先立つて、レーガン大統領が十一月十九日にわざとゼロ・オプション、S.S.20を撤去するな

○山中郁子君 次の問題に入ります

君 次の問題に入ります

らもいろいろと議論が行われてまいり、十一月三十日からジュネーブで米ソ両歩が合意ります。この結果は世界情勢

沙が如きにてこの結果に十分性を
響を及ぼすものになりますが、これに

レーガン大統領が十一月十九日にいわ

オプション、SS20を撤去するな。

バーシング】や巡航ミサイルの配備をやめると提案し、ソ連のプレジネフ書記長が二十三日の西ドロップでの演説で、モラトリアムつまり現状凍結と戦域核の一方的削減などについて述べました。昨年来、総理からこの問題についてのお考えが述べられておりますけれども、ここはひとつ外務大臣にこれらの提案についての御見解をお伺いしておきたいと思います。

ります。先般、ソ連のプレジネフ書記長と西獨の総理大臣との会談等の内容を見ましても、これを怠頭に置いて行われたものと考えております。わが日本は、この両方からの提案が逐次外相会議、ジュネーブの会議、米ソの首脳者会議とだんだん進んで、そして核、通常兵器と、軍縮が進められしていくことを期待し、その希望が出てきたと評価しております。

れるわけです。それからブレジネフ提案でも、真のゼロ・オプションというふうに言いながら、一般的言及以上の中程ではなくて、現状凍結するなら一方的にヨーロッパに配備している中距離ミサイルを数百基単位で撤去すると言っているわけで、いわゆる全面撤去の具体的な方法には触れていないわけです。これらの提案はそれぞれの思想を持ったものであると思います。米ソの核軍核の悪循環を断つためにはヨーロッパ、アジアの戦術核をすべて撤去する以外にないと思いますけれども、この点について総理の御見解をお伺いいたしました。

統領みずからが提案をした、またそれにこたえてブレジネフ書記長が、訪独の際にそのことを念頭に置いてあるのような発言をしておられる。これは私は素直に評価をしてよろしい、こう思います。ただ、これが真に米ソの間で話し合いで建設的に前向きに行われて実りのあるものになるかどうかということにつきましては、私どもは大きな関心を持って見守つておるところでございます。

○山中郁子君 その評価は重ねて伺つたわけですけれども、米ソ核軍拡の悪循環を本当に断つためにはヨーロッパ、アジアの戦術核をすべて撤去する以外にないと思うけれども、それはいかがですかとということを伺つたわけです、総理のお考えを。それ以外ないと私も思いますけれども、どうぞ。

○国務大臣（鈴木善幸君） そういう方向に向かって各國が国際世論を喚起しながら努力をしていく必要がある、こう感じています。

のインタビュ－に答えてと言ひながら、中身の重
要性に照らして、政府としての対応が必要である
と私は考えます。

わが党は、これまで市川議員の質問などでも、
米軍が攻撃型原潜に水中発射核弾頭つき巡航ミサ
イルを積み込んで、海から核を持ち込む問題につ
いて解説もし追及もしてまいりました。ところ
で、今度は空から核が持ち込まれる危険性がある
という問題が出ています。B-52の問題です。レー
ガン戦略計画では、B-52にALCMつまり空中発
射巡航ミサイルを積む方針を明らかにしていま
す。それで総理は、十一月十八日の上田議員の質
問に対し、戦域核つまり核巡航ミサイルです
ね、配備は世界のいずれの地域においても好まし
いことではないと答弁をされました。その立場か
らすれば、こういう核巡航ミサイルを積んだB-52
が日本の周辺で行動したり、日本の上空を飛んだ

いるように、現有 B-52爆撃機のうち改良型のものは、巡航ミサイル搭載のために改良することとされているというふうに承知しております。

○山中郁子君 B-52が巡航ミサイル搭載用に改良されるということになつてゐるわけですね。さらに重大なことは、七八年二月二十一日アメリカの上院軍事委員会で、これは海軍潜水艦作戦部副部長という職名にある方ですが、グリフィス中将が、改良型のB-52Gに搭載される巡航ミサイルはニューカリア・アームド・オニリー、つまり核軍事用であるということを述べています。しかもB-52Gの初度運用は、アレン空軍長官によれば八二年十二月である、つまり来年ですね、これは八二会計年度米軍事費報告書で述べています。このような核巡航ミサイルを搭載したB-52との共同訓練はあり得ないはずだと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○山中郁子君 ところで、ザブロツキ米下院外交委員長が十一月二十三日の記者会見で、日本が核積載艦船の一時香港を認めるべきだという発言をしましたけれども、これは言語道断でありますけれども、結論は将来にわたって核積載艦船の一時寄港は一切認めないということを、この発言もあつたことでありますから、この際表明すべきであると思いますが、いかがでしようか。

○國務大臣(鈴木善幸君) アメリカの下院のザブロツキ委員長が、日本の新聞記者とのインタビューにおいておきましてそういうことをお話しになつたということは、私も新聞で承知をいたしておりますが、公式には何ら私聞いておりません。したがつて、それを前提としてここでコメントをすると、ということは差し控えたい、こう思つておりますが、いずれにいたしましても、わが国は非核三原則を国是としております。したがいまして、そのようなことは事前協議がございましてもわが方としては受け入れるわけにはいかない、これだけははつきりいたしておきます。

○國務大臣 鈴木善幸君) 先ほども申し上げましたように、わが国は非核三原則を堅持いたしております。したがいまして、飛行機に積んで領土、領空、領海の上を飛びましても、これは事前協議の対象になる。領土、領海、領空。私はそういう認識を持つておるわけでありまして、事前協議がなされた場合におきましては、これをお断りするということははつきりいたしております。

○山中郁子君 ところが、防衛庁の石崎参事官が十一月十一日のこれも当委員会の衆議員の質問に答えて、自衛隊機とB-52との演習を行うということを明らかにされています。このB-52についてですけれども、これは巡航ミサイル搭載用に改造するという計画になつていていることを御存じでしょうか、防衛庁は。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。

御指摘のB-52の改良については、去る十月二日以降、大統領が発表した米国の戦略核戦力に関する総合的な近代化計画においても述べられておりますが、念のため總理の御見解を伺つておきたいと思います。

○國務大臣（大村義治君） B52改進型かいつ実現するかにつきましては、いま先生御指摘のようないい報道もございますし、また全部がつきますのは九〇年代までかかるという報道もあるやに承っておるわけでござります。しかし、B52との共同訓練についてでございますが、私どもは、現代戦においては電子戦能力の優劣が直ちに勝敗を決定するのに重要な要因となっておりますので、電子戦能力の向上を図ることをもっぱら目的としてB52との共同訓練を検討いたしているわけでございまして、御指摘のようなことは起り得ないものと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、非核三原則は確立された日本政府の政策でありますので、今回検討している訓練についても、この政策の範囲内で行なうことは当然であるといふに考えております。

○山中郁子君 それが問題でありますと、核開発問題、核持ち込み問題でエルズバーグ博士の発言その他、いろいろもうすでに明らかになっているところなんです。それで、ECM、ECCMの訓練とおっしゃるけれども、B52はいまも申し上げましたように、明らかに戦域核戦争遂行任務を負う

ことになるんです。訓練のときは核を積んでいたくて、ECM、ECCMの訓練だと、こうおもしやるけれども、こういうことを通じて、こういうことを名目として今度は空から、海その他がいままでいろいろ議論になつたけれども、空からの日本へのひそかな核配備につながるといふおそれがある。これがいま西ヨーロッパで大きな問題になっている反対運動、その国民の願い、それをさらに日本で大きく引き起こす、そういうことにつながる重大な問題だということを私は指摘し、B52との共同訓練はいかなる名目によつても一切行うべきではない、このことを強く申し上げておきます。

子文政委が国政上の重要かつ緊急の課題となつてゐる問題に入ります。これはうそっぽくと誤りまして、電電公社の近畿通信局の不正経理問題でございます。

てきた背景には、戦後最大の構造疑惑であるロッキード事件、航空機疑惑と、それに続く鉄建公団局の不正経理、KDD汚職、さらには電電近畿通信局の不正経理など特殊法人を舞台にしたさまざまな不正と綱紀の紊乱が続出して、政財官癡着を露呈してきたところです。国民の怒りが大変大きくなりました。こういうことが背景になっています。だからこそ、鈴木総理大臣も就任後初の所信表明の演説で、政治倫理の確立と綱紀の肃正を第一の課題として強調されたと思います。

ところが、現在審議されている行革一括処理法案の、たとえば趣旨説明などや、また臨時答申に至るこの指摘がないのは、私は不可解と言わなければならぬと思います。行革に政治倫理をかけるとまで言われている鈴木総理大臣が、よもや所信を翻されているとは思いませんけれども、腐敗を正を一掃し、政治倫理の確立と綱紀の肅正を実現するための総理の決意を改めてお伺いをしたいと思います。

273

あると私は心得ております。そういうことで、当委員会におきましても、国民の行政に対する信頼を回復する、綱紀の振舞を図る、こういうことが一番肝心なことであるということはるお話を申し上げておるところでございまして、そのような心構えで今後政治並びに行政の運営をしてまいりたい、こう考えております。

○山中郁子君　いま申し上げますのは、先ほど申上げました電電公社の近畿通信局における不正

で、月次決算の制度を今年度より導入いたしました。て、各電報局長、電話局長、各階層において月次決算いたしまして、その結果をいつでも、私自身でもチェックできるようにいたしました。して、かなりの成果がいま上がりつつあるといふうに確信いたしております。

○山中郁子君 私が伺っているのは、組織ぐるこの犯罪で、六名の人間を廻分したからそれで済むというものではないということを指摘しているのです。組織犯罪であるということとの証拠の一一つは、事件が発覚してからの公社ぐるみの陰蔽工作が延々として続けられているということにまさにあらわれています。これは現在に至るまで続けるとしている感じです。私は、そのごく一部を十二月二

○説明員(森谷昭夫君) お答え申し上げます。
第一点のリバーサイドにおける先生のいわゆる
だきたい。

れを認めざるを得なかつたのです。
そこで聞きますけれども、決算委員会で指摘されたりバーサイドホテルでの地検の事情聴取にせられた対策会議、これはその後、決算委員会の指後、新聞記者の質問などに答えて大賃監査部などが、一般的な事務的な準備の会議をしたのだとうことを言つてゐるけれども、こんなものじやうございます。

事実は、経営調査室、文書広報課を除いて各の庶務担当者、五地区管理部の管理係長、これいわゆる裏金担当者ですよね、ちゃんととこういのがいるんです。三十名弱集めて開かれたものが、もちろん大賃監査部長が出席しています。のとき地検の捜査にどういう対応をするかといふことでモデルにされたのが、当時の中沢第一営業部管理係長、桑原第一業務管理部管理係長なんす。この人たちがいろいろリハーサルをして、中沢は口が重過ぎるとか、桑原はしゃべり過ぎるか、そういう論評までして全部そういう準備をしているんです。多くの人がかかわっているんでから、そんなことがわからないなんて思つたら

○山中郁子君 そういうものでなくして想定問題があるようにも伺いますので、それを提出していただきたい。地検に押収されているはずですが

んだがなあと、こう言つているんですね。こううのが現状なんです。こういうことにメスが入らないで何が行政改革か、私はいまそのことを申し上げる。

そして続けてお伺いしますけれども、検査院検査に対して作成した想定問答集があるはずす。これも明らかに組織ぐるみの隠蔽工作の動かない証拠です。この想定問答集の骨子は、ます通の監査部が示して、そしてそれに基づいて各

それはどういうものだということをあなたがどう

○説明員（森谷昭夫君） 大阪地檢にそのような資料が押収されておるかどうか、私把握しておりません。聞いておりません。

○山中郁子君　ないと言つのですか。あるのかないのかだけ言つてください、その中身がどうであるかは別として。ないと言つたのだったら、あなた、もし出てきたときにどういう責任とするのか。一言でいいですか。

○説明員(森谷昭夫君) 大阪地検で押収された資料といふものを私存じておりませんので、あるともないとも申し上げられません。

○山中郁子君 そういうことだけではあります。こういうこともあるんです。昨年二月、検査

院向けに改ざんされた裏帳簿を提出した際に、近通局全部課の飲食店を網羅した利用店名表が監査部で作成されているのです。監査部ですよ、監査部というのは不正經理をチェックするところなんだ。これはB4版、表紙は白、左ひもとじ、横書

十音順に記載されています。左から店名、所在地、関係部課名、厚さが三センチあるんですよ。
一ページ二十店として少なく見積もつても数千店
名がそこに書かれている。

何でこういうものをつくったかといいますと、帳簿改ざんに当たつていろんなところに集中したから困る、みんな散らすためにそういうのをつくつて渡して、知らない店も利用したことにしてから、調べられたときに言わなければならぬいでしょ、つまり長い話でこちうておこなはれ

い。 これからなんら店のことはついて答える気はないから、ちゃんと答えられるように店名や住所を覚えさせる。一回の飲み食い代が一つに集中していたら困る、そういうことでその調整のために使われているんです。あるでしょう、提出してください

ものは私は見たような記憶がありますが、これは全く先生のおっしゃる趣旨とは違います。これは会計検査院から五十三年度と五十四年度につきまして不正経理の内容を指摘されました。しかしながら、何分五十三年度といいますと古いものでござりますから、しかも裏金でございますので、正式の書類というものは整ってないわけでございません。検査院の方からこの使い道、用途を明らかにせよということでございまして、そこでメモがあるものはメモによりまして精査をいたしました。それから記憶しておるものにつきましては記憶に基づいて精査をしました。その過程でいろんな店がたくさん出てきた、そういう資料がつくれられた、こういうことでござります。あくまでも検査院の調査に協力をすると、こういう立場でつくったものでございます。

○山中郁子君　どういう立場でつくったものであるかは別として、それじゃ出していただきたい、あることをお認めになつたわけですから。

不正経理自体も、起訴された六人にとどまらないことは、すでに今まで私の指摘でも申し上げましてはつきりしています。

一つだけ具体的なことをここで伺いますけれども、五十三年九月十六日から十七日の土曜、日曜に行われた業務部門でのゴルフコンペです。これに参加したのは第一、第二営業部長、この第二営業部長というのは現在の大貫監査部長です。これはまた重要なことです。第一、第二営業部長そのほかです。そして十六日の夜、高槻のかまぶる温泉旅館で宴会をしております。十七日は新大阪ゴルフクラブでゴルフコンペを行つています。十七日の夜はまたまた、かまぶる温泉で再度宴会をしている。これらの宴会その他の費用、百万円に近い支払っています。この種のゴルフは、ここだけではなくて頻繁に行われている。ここにいま申し上げましたように現在の大貫監査部長も参加している。これが大変重大です。この人はいま、監査部の仕事というのは不正を正す部署でしよう、そう

○説明員(森昭治夫君)　この問題につきましては、先生の御指摘によりまして調査しましたが、おっしゃるとおりの事実で、まさにこれは申しあげない不祥事でございます。そこで、これにつきましてはすでに先般全額、金は弁済させております。「返せばいい」というものじゃないでしょう」と呼ぶ者あり)もちろんそぞうでございます。ただし、先生おっしゃいませんでしたが、この参加した者の中で先輩の部長を呼んでゴルフをしたわけでございますが、これらからはそれぞれ二万円ずつ会費を取つております。合計八名ですから十六万円の会費を取つております。これもそれに充てておるということをつけ加えさせていただきます。

○山中郁子君　質問しないで答えてくださいたがる言いますけれども、二万円というのはゴルフのことだけ、宴会のお金は入つてないのです。ちゃんとわかっているのだから。

さらに重大な問題は、局長、副局長のおひぎ元の秘書課の不正経理です。五十三年、五十四年の不正経理秘書課分、私は何回もこれをおたくに問い合わせましたけれども、数字を出していらっしゃらない。こうしたものは秘書課長が決裁をやっているはずですが、文書規定によつて、当時二代にわたる副局長の姿勢、つまりものすごくはで遊び好きな副局長だったと、こういうことですね。そういうこともあって、この秘書課は最もはでだということでもつぱら評判だつたのです。この二年間に、たとえばゴルフコンペだけでも何回やっていますか。

○委員長(玉置和郎君)　山中君の方がよくわかつているんじゃないの。わかつておるのなら、電電公社、山中君から資料をもらつてから、それから

返答しなさい

○山中郁子君　じゃ私の方から言いましょう。八十七回やっているんです、二年間に。八十七回。

もし本当にやっているとすれば、毎週やっていることになるんですよ。毎週土日、ゴルフコンペをやっていることになるのです。しかも奇怪なこと

に、ゴルフ場関係の領収書などの証拠書類が全部なくなつたのです、この騒ぎの中で。紛失したん

です。それで近通は大騒ぎしたんです。そうでしょう。そのてんまつを述べてください。そして調

査して、あるなら出す、ないならなぜないのか。

な趣旨の新聞記事が出たことがございます。したがいまして、これにつきまして私ども近畿電気通

信局へ照会しましたところ、そのようなことはないという報告でございました。

○山中郁子君 ゴルフコンペをそれじゃ何回やつたのですか。私はいま八十七回と申し上げました

た。委員長が、私の方が知っているから早く言えとおっしゃるから言つたのだけれども、じゃ何回

やつたのですか。

趣旨は裏金によるゴルフというふうに理解してお
りますが、裏金によるゴルフはないという報告を

○山中郁子君 それでは、その問題についてあなた
受けております。

たがいまそいうふうに断言をなさるなら、今後こうした事態が一層しかるべき証拠書類をもつて

明らかになつたときには、しかるべき責任をおとしむことになるということでおっしゃつてあるものと想

組織ぐるみだといふことでもう一つ重大な点が

あります。それは経理部の役割りにメスが入つていいないことです。経理部は、金銭支出上当然そ

正当性をチェックするのですけれども、このチェックが、甘いということじゃないんですね、不

正と知りつつ支出して、そしてその見返りに各部課に自分たちの飲み食いのツケを回しているんで

す。これはすでに新聞にも一部報道されています

実を言いますと、わが党の幹部からはこの再建法案も賛成してやれというふうな指示もあつたのです。しかし私は、断じてそれはできません、これは再建案でなくて国鉄をためにする法案なのです。なぜかと言うなら、いろいろありますけれども、総理、本当に聞きをいただきたいのです。が、あのローカル線、四千キロ全部外したって、そこで浮く赤字といふものはたつた一千億なのです。あの山陽本線がわずかに五百四十二キロしかないのでです。あの山陽本線一本で出す赤字が九百億なのです。ということは、今日の国鉄の赤字といふのは幹線なのです。ローカル線じゃないのですよ。幹線がそれだけの大きな赤字を出すということは労使関係に問題があるのですよと言つて、今までいろいろと、言うことを私は言つてきたわけです。

この間も申し上げました。あの処分の問題もうなのです。国民に向かつてこれだけ処分すると発表して、実際に処分したのはわずか四六%しかしない。同じ三公社五営業の中でも、ほかではちゃんと一〇〇%やっているのです。一〇〇%きちんとやっているその経営者はどうなりますかということなのです。それで、国鉄の中でもあるとおり全国平均で四六%、それが東京の三局になれば、二千四十六名処分いたしますと言つて実際にやつたのは三百九十一名、たつたの一九%しかしていない。東京三局の管理局長はそれでいい顔ができるかわからぬけれども、ほかで七〇%、八〇%、九〇%近く処分しているところがあるわけなのです。では、その管理局長がどうなるのですかということから、この間もああいうふうなことも申し上げてきたわけです。

総理が本気になつて——所管大臣、運輸大臣がいらっしゃるけれども、今日の国鉄というものは、本当に運輸大臣一人の手に負えるわけではないのです。行政改革といって、大蔵大臣もいつか出すこの国鉄がもう少しうまくいったならと言つならば、そういうふうなお金の算段なんかもすい

そういうことを申し上げまして、きょうは総裁に本当にむしろお礼をという意味で申し上げたので、もしつかくの機会で何か申したいことがあります。それは私もお聞きをいたしますが、それから政府を代表して、私はこれはもう運輸大臣というよりも、総理からも今後の国鉄をどうするかということについての御見解をお聞きをしておきたいと思うのです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 柳澤さんが、国鉄の再建、この問題につきまして非常に大きな関心をお持ちいただいており、また、ただいまも本当に国鉄に対する愛情を込めて、労使の一体的な再建への取り組みということを強く御指摘になりました。私も全く同感でございます。

これは国鉄だけでなしに運輸省、政府全体、また国会の御理解、御指導をいただきながら、この国鉄の再建には今後とも真剣に取り組んでまいりたい、こう思っております。

○説明員(高木文雄君) しばしば国会でいろいろ御指摘をいただきましたことを、まことにといいたい、こう思つております。

実を言いますと、わが党の幹部からはこの再建法案も賛成してやれというふうな指示もあったのです。しかし私は、断じてそれはできません、これは再建法案でなくて国鉄をだめにする法案なのです。なぜかと言うなら、いろいろありますけれども、總理、本当にお聞きをいただきたいのです。が、あのローカル線四千キロ全部外したって、そこで浮く赤字というものはたった一千億なのです。あの山陽本線がわずかに五百四十二キロしかないのです。あの山陽本線一本で出す赤字が九百億なのです。ということは、今日の国鉄の赤字と、いうのは幹線なのです。ローカル線じゃないのですよ。幹線がそれだけの大きな赤字を出すといふことは労使関係に問題があるのですよと言つて、今までいろいろと、言うことを私は言つてきたわけです。

そして高木総裁にも、自分の本当の身内の、そういうふうな幹部の処分をおやりになつたということは大変な心痛でおやりになつたと思うのですけれども、その勇気ある決断というのですか、勇断をもつてなさつたこと、どうかそれでもつて本気になって再建にお取り組みをいただきたいと思うのです。いいことをしていれば、やはりほめでやつていただきたいと思うのですよ。そのかわり悪いことをしたならばそれは処分するという、それがやはり私は国鉄の中に一つの秩序が保たれていく道だと思うのです。ほとんどの人はみんなまじめに働くのですよ。そういうまじめに働くこうとした人たちが一生懸命働けるようにしてあげて

ますか、はじめてにきちっと受けとめて、そしていろいろまだ問題がございますので、それを一つ一つ取り組み片づけていくという決意でございま

が約七百六億円でございます。
約三百七十八億円でございます。

共產者報文義士場社三社用 ◎上列

ますか、はじめてにきちんと受けとめて、そしていろいろまだ問題がございますので、それを一つ一つ取り組み片づけていくという決意でござります。私は、非常に問題はたくさんございますけれども、必ずこれを乗り越えていけると思っておりますので、今後ともいろいろむしろおしかりをいただいて、それを何と申しますか、一つ一つ積んで重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお頼りをいたします。

○柳澤鍊造君 高木総裁、もうお引き取りいたゞき結構です。

次に、住宅・都市整備公団の総裁はおいでですか。ひとつ建設大臣にもよく聞いておいていただきたいのですが、住宅公団と宅地開発公団が統合して住宅・都市整備公団ということになつたのですがあが、いまの状態に置いておいたならば、私はこれは第二の国鉄になると思うのです。現実にたくさんの方に土地を買ひあさって持つてゐるわけだけれども、どうにもならないで、利用ができないで投げておきっている土地というものはどれぐらいおありなんですかということ、それを買つためというか、投資のためここどうぞうり金がつぎ込んで、そのままで

が約三百六十八億円でございます。その概算金利額はこれらの中につきましては、私どもいろいろ努力をいたしておりますことは申し上げましたとおりでございますが、さるに本年七月、建設省におきまして、公団住宅等事業促進対策委員会といふものをお開きいただきまして、私どもに御指導を賜りまして、その中身をいたしましては、市街化区域の編入とか関連公共施設の整備とか、あるいは工業団地等への転用とか、あるいは学校、公園等に振りかえるとかというふうないいろいろな対策が示されておりますので、個別の団地ごとに具体的な対策を検討いたしまして逐次実施に移しておる段階でございます。

○柳鍊造君 総裁 そのいまの九地区というのは、七百十九ヘクタールでどのくらいですか、二百数十万坪だと思うのですけれども、私が調べてつかんでいる範囲から言いますと、公団がいま持つておつて未処分土地というものは八千九百二十七ヘクタールで、約二千七百万坪持っているはずでしょう。その中でわざかにいま言った九地区が何とかめどがついた。それからもう一つ言われた七地区については、いまだにめどがついていないはずだと思うのです。しかも市街化調整区域云々と言われましたけれども、これも千三百五十九ヘクタールで約四百万坪。私は建設大臣もそういう市街化調整区域をお買いになるということを知らなかつたのか、あるいは気がついたならば、そのとき当然何らかの手を打たなければならなかつたはずだと思うのですけれども、いまの九地区と言つても、これもまだ八百三十六ヘクタールで二百五十万坪であり、それからもう一つの残された七地区がと言つたって、これも七百五十ヘクタールですから二百万ちょっとなんです。まだそのほかが、二千数百万坪というものがどうにもこうにもならないでそのままにされているわけなんでしょう。そんな何百億なんていうものとはけたが違うわけなんです。もうちょっとそこのところを言つていただかないと――。

もしそれがあれだつたならば、現在公団として借金しているのが幾らで、その金利を幾ら払つてゐるか、それを言つていただきてもいい。

○参考人(志村清一君) 当公団は、住宅建設のか宅地開発等も行つております。そのためには、先行的に用地を取得いたしまして、区画整理とかあるいは新住宅市街地開発事業等々やっております。

先生先ほど御指摘になりましたように、相当多量の土地を買っておりますが、それぞれ事業に手をつけておりまして、先ほど会計検査院から指摘を受けた二十二地区は、買った土地のうちでなかなか手がつかなかつた分についての指摘でござります。そのうち約九ヵ所、七百五十二ヘクタールがただいま検討中と申しますか、関係公共団体と鋭意折衝をしながら事業着手に進めたいと努力をしてゐるところだと申し上げたわけでございます。

なお、公団の借入金でございますが、昭和五十五年度末におきまして、これは旧住宅公団、宅地公団両方合わせまして七兆三千億余になつております。非常にたくさんの負債でござりますけれども、私どもの公団は、実は國なりあるいは民間からお金を借りて仕事をするたてまえになつておりますので、それに相応する事業資産、見合う事業資産があればよろしいわけでございますが、その資産として事業資産は七兆八千八百億余でございまして、一応バランスがとれておるのはないか、かように考えております。

○柳澤錬造君 総裁、余りつじつまを合わせた答弁はしない方がいいのだけれども、じゃ具体的にひとつ聞いていきます。

横浜市の港北ニュータウン、これは千三百十七ヘクタール、四百万坪です。ここに人口二十二万の都市づくりをやろうという計画を立てられて、その土地を買つたのが昭和四十四年のはず。今までできぬわけでしょう。現実に、そこを売つて立ち退いて、そこで新しい都市づくりができるば今度は自分らがまた店をつくつて商売しようとしたて、立ち退かされて土地をなにして、その

ままやりつ放されておつて、それで計画も、資金計画が最初は四百六十一億で取り組まれたはずですけれども、七年からおくれてしまつて、現在は一千四百十四億にその資金計画を変えて取り組まれておるわけでしょう。そうすると、これだけの差と、いうものはだれが責任を持つて負担するのですか。

○参考人(志村清一君) 御指摘のように、横浜市の港北におきまして千三百ヘクタールに及ぶ二ユータウンづくりをやっております。このうち私どもで三十数箇の土地を取得いたしまして、民地が大部分でございますが、民間の地主さんと共に町づくりをするいわゆる土地区画整理事業を行つております。この区画整理事業と申しますのは、この中に住宅が相当戸数ございます。移転を要する住宅が約五千戸ございまして、それらを動かしながら、宅地でないものを宅地にしたり、宅地であつてもよりよき宅地にするという仕事でございますので、規模が大きいのでどうしても時間がかかるわけでございますが、同時に住民の御協力、御理解を賜らねばならぬということで、実は横浜市と地元権利者の組織する港北ニュータウン推進連絡協議会がつくられておりまして、その方々と十分意思の疎通を交わしながら事業をやつております。

おかげで御同意を得まして、昭和五十六年の十ヶ月の初めにおきましては、全面積の約五五%の造成並びに移転戸数千五百戸のうち五二%の移転を完了いたしまして、五十五年度あるいは五十六年度に、若干でございますが、土地の提供もする、五十七年度には、さらに百ヘクタールほどの土地につきまして使用収益が開始できるというふうな段階に行つております。大変時間をかけましたし

それで、いままであれだけじゃしようがないから、まだ全然使わないのを改造して、從来の二戸分を直して一戸分にするということをやるわけだけれども、現在だいままで、この九十億八年。それで、今までのあれじゃしようがないの工事費に対して金利だけで二十五億払つているのです。何にも使わないのに。

そういうところに、先ほども言うとおり現在が御存じないですから、もう一回言って、余り私が御存じないですから、もう一回言つて、余り私が御存じません。せつかくつくった家に入れないといふのは、住民の反対があつたとか、いま先生御指摘のように下水道ができるなかつたといふことがありますが、建てる前にそうした整合性を持った上でなぜ建てなかつたかといふことは後のことになりますが、建てる前にそうした整合性の祭りなんでございまして、せつかく御理解をいたして住宅・都市整備公団として新発足いたしましたので、新しい総裁の新しい感覚で從来の弊を正し、そしてせつかく国民が待望しておる住宅あるいは開発について万全の措置を努めながらいたすように厳しい指導をしてまいつておるわけでござります。

大分よくなつてはきていますが、これ

あれこれ言いませんから、眞実の報告をちゃんとよこせと言つて、やつて下さい。全くもつてそんなことと現地の状況は違うんです。四十四年からですから、もう十何年たつてゐるわけでしょう、それでいまやつと何とか手がつけられるところへ来たわけですよ。その十年間はつたらかされた人たちはどうなるんですかと言ふんです、商売もできないで。ですから、もう一回それはお調べいただいて、私の方へ御報告いただきたいと思います。

それから今度は、建設が済んで団地をお建てになつて、未入居のままで置いておくところがたくさんあるわけですよ、約三万五千戸。これをどうなさるおつもりか。

そのためどれだけのお金を使つたかといふことになるし、それで、これももうあれですかから一つ言いますけれども、千葉の朝日ヶ丘団地、これは昭和五十一年の四月に四十六棟千四百七十六戸の団地が完成したのです。これは大蔵大臣、ちゃんと聞いておいてください。一つの団地だけだけれども、昭和五十一年の四月に九十億の工事費をかけて千四百七十六戸の団地を建てた。さあ入れるということになつたら、その先の下水道が上がりがつてない。下水道をつくろうとした。これは住民の方が、道の狭いところへつくるのだから、そんなもの断固反対と言つて、いわゆる住民パワーが起きちゃつて、それで下水道工事ができない。いまだに今日になつてもそれだけの団地が使ひものにならないのです。やつとどうやらこうやらいま話がついて工事にかかるといふことになるのだけれども、実際に使用するのは五十年。それで、今までのあれじゃしようがないのです。何にも使わないのに。

そういうところを公団がおやりになつて立派に、それで、いままであれじゃしようがないの工事費に対して金利だけで二十五億払つているのです。何にも使わないのに。

そういうところに、先ほども言うとおり現

は政府だけじゃなければ、財投からも一年に一兆円近く出しているのですから六兆円からの借金があるんですけれども、建設大臣も監督不行き届きでいいですけれども、建設大臣も監督不行き届きであつて、やはり建設省としての御見解もお聞きしたいと思います。

所管の大臣としてはなはだ遺憾に存するところでございます。これは就任していち早く、住宅開発公団と統合がございましたので、その時点で検討をいたしまして、直ちに未利用地あるいは未入居管理住宅の解決方法を考えるように対策委員会を設け、具体的にシラミつぶしにやるような方途を指導してまいつたところでございますが、長い間放置した問題でございまして、一遍にこれが片づかないというようなこともあります。それによって私は責任を逃れようと私は思いませんが、これだけ膨大な国家資金をいただいて、七兆三千億資本があるとは申しながら、運用をしない限りはこれが利を生みません。したがいまして、この問題については厳しく指導してまいつて、やっぱりお役所仕事でなく経営感覚を持ってやらなければだめだということあります。

いろいろと問題がありますが、いま私はあえて申し上げません。せつかくつくった家に入れないというのは、住民の反対があつたとか、いま先生御指摘のように下水道ができるなかつたといふことがありますが、建てる前にそうした整合性を持った上でなぜ建てなかつたかといふことは後のことになりますが、建てる前にそうした整合性の祭りなんでございまして、せつかく御理解をいたして住宅・都市整備公団として新発足いたしましたので、新しい総裁の新しい感覚で從来の弊を正し、そしてせつかく国民が待望しておる住宅あるいは開発について万全の措置を努めながらいたすように厳しい指導をしてまいつておるわけでござります。

はもう職員の諸君も、組合をつくつておられるというようなことを聞いておりますけれども、みんなで責任を持つ土地を売つて歩く、あいだ家には入つていただく、こういうような方途をやらなければだめだということを具体的に指導しておるところでございまして、いましばらく、新公団発足でございますので、温かいまた厳しい目でひとついろいろな面で御指導を賜りますようにお願いをいたす次第であります。

○柳澤鍛造君 今度は公団総裁、賃貸の方の家賃、この家賃を決定する根拠、どういうふうにしているかお聞きをしたい。細かいことはいいです。

これは建設大臣にもお聞きをするのですけれども、こういう家賃決定のコスト計算するときに少なくとも私は建設省も来てチェックしていると思うけれども、これも大蔵大臣も関係するのだけれども、いま土地を買うとき國から三・五%の利子補給をされているわけだ。大体用地費で普通の一戸分で九百万ぐらいとなれば、その利子補給だけで月に二万六千円に相当するんです。それで、国から利子補給をされている三・五%だけで、民間から見れば家賃が二万六千円安くならないくらいじゃない。ところが、その利子補給以外の四・五%分については、皆さん方は家賃の中に入れてそれを取つていてるわけだ。何でそんなことをするのか。だったら、土地がどんどん上がっている。計算に入れているわけだ。これは建設費の一・二%、何でこんなにお取りになるんです。皆さん方のところは七十年間で償却をするわけだけれども、この修繕費の一・二%を六分の複利でやつていくと、三十一年間で建設費が出てきちゃうわけですよ。まあ三十年たてば、それは団地のそういうものだつて傷むかわからぬけ

れども、そんなもの当分修繕する必要もないことだし、それからもつと言つたら、民間の場合には修繕費というと〇・三%しか取らない。それなにかことなんですか。いまも言うとおり、七十年は三十一年でもしてその建築費が出てきちゃうのだけれども、余りにも不当な家賃の取り方をしているのじゃないでしようか。

○参考人(志村清一君) 公団の家賃の設定でございますが、これは建設省令でござりますが、これは建設省令でございます公団法施行規則に基づきまして家賃を決定いたしております。先生御指摘のように、七十年、年利五%以下で、元利均等償還をすることによりまして元利を出す、それに修繕費等々を加えまして、それが家賃になるわけでございますが、この場合におきましても、修繕費等々につきましては「建設大臣の承認を得て、公団が定める」。こういうことになります。

並びに修繕費でございますが、耐火造の建物が

私どもの本来の仕事でござりますので、修繕費は余りかかるないというふうな御理解もございますが、実は耐火造の建物というのは案外修繕費がかかるものでございまして、百分の何がしという率につきまして建築学会などでもいろいろ検討したことがあります。

○柳澤鍛造君 建設大臣、もうこここじや時間ないので、ですから一回建設省でチェックをしていたので、民間と対比をしても、私から言わせたら余りにべらぼうな高い家賃で、そういうことをやつているから、先ほど言つているように七兆から金があつても、こちらに資産がありますなんとかから、民間の場合には土地のそれにつける金利なんといふものは、一銭も取つてないんで、そのかわり土地がそこにあるのだし、値上がりしていく

となのかということが一つ。
それから私から言わせれば、元来いま言う公団のはとんどが、役員十九名の中でも十六名が天下りばかり。そういうことをやつてあるから、いみじいうことなんですか。いまも言うとおり、七十年は三十一年でもしてその建築費が出てきちゃうのだけれども、余りにも不当な家賃の取り方をしているのじゃないでしようか。

○國務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。
家賃の仕組みにつきまして、細かいことは政府委員から答弁させますが、一般会計から補てんされておりますので、これは原価の引き下げに役に立たせ、傾斜家賃をもつて初期の負担を少なくして、あるいは関連公共事業を通して工事費の軽減等を図っておりますので、当然、民間ベースよりも家賃は引き下げられた形で設定しておるはずでございますが、細かいことはまだ政府委員の方からも説明させます。

なお、公団への人事の問題でございますが、これは当初公団設立の時点から、やはりベテランといふような方たち、経験者といふような方たちから理事に入つておるわけでございまして、今度の新公団発足で五名削減して、これも閣議の決定もございますので、今後漸次その方向に向かって対応するような形で指導してまいつておるところでございます。

○柳澤鍛造君 建設大臣、もうこここじや時間ないので、ですから一回建設省でチェックをしていたので、民間と対比をしても、私から言わせたら余りにべらぼうな高い家賃で、そういうことをやつているから、先ほど言つているように七兆から金があつても、こちらに資産がありますなんとかから、民間の場合は土地のそれにつける金利なんといふものは、一銭も取つてないんで、そのかわり土地がそこにあるのだし、値上がりしていく

も、現実にもうあとわざかなんだけれども、できるのかどうなのか。少なくとも資本金百四十七億の中では、借金がいま百六十七億というような状態になつてゐるんですから、その辺をどういうふうになさろうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(田中六助君) 沖縄電力の件でございますが、御指摘のような債務超過の状態でございまして、累積債務も多く重なつております。一方、閣議決定というものがござりますので、私はその決定の趣旨に沿つて実現せなければなりません。そういうふうに考えておられますけれども、沖縄県民の意向もござりますし、それも十分くんだ上での対処しなければならないというふうに考えて、いま鋭意進めておる段階でございます。

○柳澤鍛造君 いや大臣、鋭意進めていると言うのだけれども、いまのままで三月に移行なさるのですが、移行させると言うならばどういうことで対処しなければならないと、その辺をもうちょっとはつきりしてもらわなければ、これは沖縄の人たちにすれば大変なことなんです。ですから、その辺がいろいろ大蔵大臣との関係もあって話がついてないからそのような答弁をなさつていられると思うのだけれども、もうちょっととそのところのポイントを御答弁いただかなければ沖縄の諸君も安心しないられないわけです。

○國務大臣(田中六助君) お答えいたします。
いま九電力の、特定の電力会社を言うことはちよつと避けさせていただきますけれども、九電力の会社二、三と十分相談しております。たまたま、その前に、指摘ありましたように県民の意向というのも私ども十分聞いておりますので、その点を反映させなければならないという、後段に述べられたそのことが非常に気になりますし、その点も十分含めて検討しておる段階でございま

それから文部大臣、たまには私も文部大臣に質問をしないと申しわけないから。

五十四年十二月二十八日の閣議決定いろいろ特殊法人なんかも決められたのですが、その時点で文部省主管の特殊法人については一つ減らせといふようになっておったのが、結論が出ないままで来てしまって、私の記憶ではまだにこれは決められておらないと思うんですけれども、もう二年にもなって、先ほどから公団の問題を言ったのと同じだが、ほかの省は決ましたことをそうやつてやつていくときに、文部省は閣議決定のその時点も間に合わなかった、その後についてもおやりにならないということではよろしくないと思うし、どうなさるおつもりですか。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。放送大学学園法と相関連いたしまして、日本学校給食会並びに学校安全会、この二つを統合いたしまして健康会というものをつくるということで鋭意努力をしてまいりました。今回もぜひ、御提案申し上げておりますこの安全会と給食会を合体いたしました新しい健康会法案の御通過を願うべく、御審議をいただいておるところでございますが、それがまだ最終の決定を見ない段階でござりますので、せっかく努力中でございます。

○柳澤鍊造君 学校給食会とあれは、もう五十四年の閣議決定で決めているんです。そのほかにもう一つ文部省は減らせよということを閣議決定しておつて、二年たつてもおやりにならないから、どうしているんでかと聞いているのです。

○國務大臣(田中龍夫君) この二つの特殊法人を統合いたしまして、健康会法案が通過いたしました晩におきましてそれを考えるということになりましたが、閣議決定が、いまの文部大臣の御答弁のようことで通用するのですか。そのようなことを認めてしまつたならば、これからよいよこの行政改革に本格的に取り組もうということができるのかどうぞ。

うか心配になるので、行管庁長官の御見解をお聞きします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 閣議決定は、文部大臣が申されましたように、学校健康会が成立した後で次を実行するということになつております。この健康会の法案が議会ごとに継続審議になつて、今回もまだどうも継続審議になるらしいの通路させていただきたいと思っている次第でござります。

○柳澤鍊造君 いや私が聞いているのは、これがいよいよこの法律が通つて行政改革に本格的に取り組むのだけれども、そんなことでこれから

行政改革ができますかということを心配してお聞きしているのです。

総理、その点はいまの長官の御答弁でそれ以上どうこう言つてもどうにもならないと思いますが、いよいよこの法律が通つていくわけだけれども、しかしこの法律がここで成立したつて、これは言うならば行政改革のスタートについたようなものですね。問題は、来年の七月ですか、この前言われた第二臨調からいよいよ本格的に出てくる、その辺にどうやって結びつけて、言うならば行政改革の本格的な発展をさせていくか、やるか

うなことをいま頭の中に描いておつて、そして進もうとしているか、その辺お聞かせいただきたいのですけれども。

○國務大臣(中曾根康弘君) 第二臨調におきまして、いま総合的俯瞰図をつくろうとしておりま

す。それで、望ましき中央諸官庁の統廃合あるいは地方との関係等について、いよいよこのいま御

りまして、そのときにその処置も考えていかなければならぬ。何はともあれ、今までに決定して

いることは一日も早く実行しなければなりません

こと私はいまのところ考えておらない。やはり

大蔵省全体としてはかなり膨大な人間もいるの

から、その中でやりくりしてやつていつてもらいたい。それぐらい厳しい考え方を持つてやつておる

ので、そういう厳しい考え方を大蔵省や行管庁は率

先してやらないと、ほかの省は言うこと聞かぬ

です。その苦衷もお察し願いたいと思います。

○柳澤鍊造君 長官、それにつけ加えて、もうち

よつとそのところを解説していただきたいので

すけれども、余り仮定のことでお聞きするのはよ

くないですが、一応七月ごろ第二臨調の答申が

出でます。そうすると、それに伴つてまた法案を

おつくりになるわけだけれども、その法案をいうものはいつごろにまとまって国会に出されるよう

になる見通しかといふことが一つ。

それからもう一つは、いろいろの問題がこの国

会でも出されておりますが、最近の一連の不正事

件がたくさん上がつているのですが、そういう点

が、むだな人は減らさにやならぬけれども、会計

検査院のようなところだと國税庁のようなところは逆に人をふやしていろいろ不正というものがいいと思うんですが、その辺の二つのお考

え、お聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 来年の初夏に答申が

出た場合にどうするかといふことでござります

が、これはどういう答申が出てくるか、出てきた

際に中身をよく吟味して、党及び閣議でよく検討

の上その措置を決める。大方針としては、法律に

書いてありますようにこれを尊重して実行する、

こういうことであると思います。

それから人員の問題ですが、國税庁やあるいは

会計検査院、前にも申し上げましたように非常に

よくやつておると思います。しかし、今度五年間

に五分削減するという非常に大きな仕事をいま推

進しつつあるところでございまして、國税庁も苦

しい中で、ぜひその中で流用してやつてもらいたい

い。グリーンカード制という新しい仕事をやるに

しても、そのため人員を増員するというような

ことは私はいまのところ考えておらない。やはり

大蔵省全体としてはかなり膨大な人間もいるの

から、その中でやりくりしてやつていつてもら

いたい。それぐらい厳しい考え方を持つてやつておる

ので、そういう厳しい考え方を大蔵省や行管庁は率

先してやらないと、ほかの省は言うこと聞かぬ

です。その苦衷もお察し願いたいと思います。

○小西博行君 総理にまずお伺いしたいと思いま

す。今国会で議論されている中で、しばしば総理の

リーダーシップという問題が出てるわけであります。ちょうど総理になられて一年六ヵ月が経過

しようとしているわけであります。率直に言つて、総理の考へておられるリーダーシップ像とい

いますか、その辺からお伺いしたいと思います。

○柳澤鍊造君 終わります。

○理事(鶴崎均君) 小西博行君。

○理事(鶴崎均君) 総理にまずお伺いしたいと思いま

す。今国会で議論されている中で、しばしば総理の

現実にたくさんの方の問題が実はあると思いますので、実際に総理大臣をやられまして、どういう面にたとえば不足を感じる点があるのだろうか、そういうことを感じるものですからお答え願いたいと思うんです。

○國務大臣(鈴木善幸君) わが国の内閣の制度は、内閣の権能、これを各大臣に分権をいたしまして、それぞれの大臣が与えられた行政を責任を持つて執行する、こういうたてまえに相なつております。しかし、それだけでは内閣全体としての機能の万全を期するわけにまいりませんので、閣議におきまして各省庁、いま話されるような問題につきましては整合性をとりながらやつてまいるわけでございます。そういう際における内閣総理大臣としての、閣議を取りまとめ一つの方向に政策を持つていく、展開していく、こういうことに相なるわけでございます。

第一次臨調におきまして、こういう複雑な時代に相なつて、また行政、政治も非常に複雑多岐になつてきておる、また時代の要請にこたえて機動的に対応もしなければならない、こういう要請があることに対応もしなければならない、こういう問題がなつてきておるから総理大臣の補佐官制度といふ、というような御意見等もあつたわけでございます。しかし、これは一長一短がございまして、アメリカの場合におきましてもホワイトハウスと国務省、外交の面を見ましてもそういう問題もござります。あるいは国防省とホワイトハウスの問題、安全保障会議等の問題もございます。これが必ずしもうまくいっていない面もございます。権限の問題からいろいろ対立があつたり、円滑にいっていい面もございます。そういう一長一短がございましたけれども、いまだこの問題は実現をいたしていない、こういうことでございます。しかし、私は内閣に設置されております審議室その他をできるだけ機能的に活用いたしまして、内閣の運営に当たつておるということでおきます。

○小西博行君 何かの文献で読んだ記憶があるの

ですけれども、前大平総理も、どうも内部の本當にいろいろ必要なことの情報が大変入りにくいとお断りを與えたり、あるいは干涉がましいことを言つてます。ひょっと思い出したわけあります。と申しますのは、どうしても人間の統括能力というのは、組織論でもう御承知だと思いますが、大体八名ぐらゐの統括しかできないと普通言われております。私は大変むずかしいのじやないかなという感じを持つてゐる人間の一人であります。

そういう意味では、いろいろ第一次臨調から答申も私もずっと勉強させていただきましたし、第二次臨調でもこの調整機能を何とかしなければ総理は大変だらうというようなことも同時に承つてゐるわけであります。何としても私は、たとえば予算の編成という問題におきましても、予算局といふような、これもすでに総理も御承知だと思つてつくらなければ、今までのようなお互いの調整だけでは、各大臣間の調整だけではなかなか私はむずかしいのじやないだらうか、そういう気がいたしております。まず補佐官制度、これは名前は何としても私は結構だと思いますが、その中で予算局だと、それからエネルギー庁だと、それから経済企画庁、こういうようなものを私はどうしても早急につくつて、そうして総理の本当のお考えをストレートにそこで審議していただけます。ただし、それはもう少しあらほどの御意見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君)

いま私は、現在のあります機構、体制というものをして機能的に運用するか、活用するかということに全力を挙げましてや、企業と違いまして、政治の目的というものは非常に多岐にわたるものですから、かえつて私は大変むずかしいのじやないかなという感じを

○國務大臣(鈴木善幸君)

いま私は、現在のあります機構、体制というものをいかにして機能的に運用するか、活用するかということに全力を挙げております。と同時に、これからの中中央省庁の内閣全体としての機構の問題につきましては、ただいま行管庁長官が申し上げたとおりであります。

○小西博行君 審議会の問題に少し触れてみたい

と思うんですが、この審議会も実は、たとえば各大臣がいろいろな政策を出すたびに審議を依頼する、一つテーマを与えましてぜひ審議会で研究しておられます。ところどころの専門家が集まつてまいります。そして、その中でいろいろ議論しながら、最終的には報告書を出すときにある程度まとめるわけですね、一冊の文献なら文献ということでまとめていただけます。そういうふうになりますと、どうしても個人の本当の能力というのがなかなか發揮できな

○國務大臣(中曾根康弘君)

審議会は、中央、地方を問わず整理統合していく方針でおりました。ただ審議会の中にも、たとえば原子力委員会のようないろいろな問題がある、余り効率的ではないというような評判も実はあるわけでありますけれども、この審議会の点につきまして行管庁長官はどういうようにお考へでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君)

審議会は、中央、地方を問わず整理統合していく方針でおりました。ただ審議会の中にも、たとえば原子力委員会のようないろいろな問題がある、余り効率的ではないというような評判も実はあるわけでありますけれども、この審議会の点につきまして行管庁長官はどういうようにお考へでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君)

審議会について批判されていることは、これが官庁の政策の隠れみの使われていはないかということで、そういう弊害もなきにしもあらずであると私にらんでおり

すけれども、ポイントを決めていよいよ作案に入れるという段階に入つてきます。われわれが予断を与えた後、あるいは干涉がましいことを言つてます。ひょっと思い出したわけあります。と申しますのは、ひょっとと思い出したわけですが。

○國務大臣(中曾根康弘君)

いま私は、現在のあります機構、体制というものをいかにして機能的に運用するか、活用するかということに全力を挙げております。と同時に、これからの中中央省庁の内閣全体としての機構の問題につきましては、ただいま行管庁長官が申し上げたとおりであります。

○小西博行君 審議会の問題に少し触れてみたい

と思うんですが、この審議会も実は、たとえば各大臣がいろいろな政策を出すたびに審議を依頼する、一つテーマを与えましてぜひ審議会で研究しておられます。ところどころの専門家が集まつてまいります。そして、その中でいろいろ議論しながら、最終的には報告書を出すときにある程度まとめるわけですね、一冊の文献なら文献ということでまとめていただけます。そういうふうになりますと、どうしても個人の本当の能力というのがなかなか発揮できな

がおっしゃいましたように、有効な審議会活動を期待したい、余り役立たないものはなくしていいく、こういうことは私も賛成なんです。そういうことです。ひょっと思い出したわけですが。

○國務大臣(中曾根康弘君)

されることは、これが官庁の政策の隠れみの使われていはないかということで、そういう

○小西博行君 その審議会なんですが、いま長官

がおっしゃいましたように、有効な審議会活動を期待したい、余り役立たないものはなくしていいく、こういうことは私も賛成なんです。そういうことです。ひょっと思い出したわけですが。

○國務大臣(中曾根康弘君)

されることは、これが官庁の政策の隠れみの使われていはないかということで、そういう

三六

○国務大臣(鈴木善幸君) 科学技術の振興につきましては、小西さんの御意見のとおり、日本の将来の発展のためには、これは重点を置いて今後施策を進めていかなければいけない、このように考えます。結局、資源も貧困でありますし、日本としては頭腦を活用して、そして科学技術立国と申しますか、技術力、高度の先端技術、先進技術によって産業、経済を運営していく、学問、科学を興していくという以外にない、私はこのように考えております。そして、ゼロシーリングの中でもございますけれども、科学技術の予算につきましては、特に五十六年度予算の編成のときから資源エネルギーの問題とあわせましてこれを重視してきております。

おつたのでありますか、そういうふた基本的な基礎科学というものから取り組んでいかなければいけない。

それと関連して、いままでは民間主導型でございましたが、今後は政府主導型でやっていかなければならぬ。また研究する姿勢としては、官学民がばらばらであるということも反省の材料にしていかなければならないということから、そういった官学民の連携による研究システム、こういうような方向で今後に対処していくべきだ。

予算につきましても、昨年非常に総理も特に配慮していただきましたが、来年の予算についてはゼロシーリングの中で、かなり前向きではあります

見てみますと、たしか私の記憶では八省庁ぐらいに細かく分散されておりますね。

たまたま私はこの間 理化学研究所というところへ行きまして、ライフサイエンスの問題で勉強に行ってまいりましたわけですが、しかし、たまたま次は筑波の方の農水関係の研究所へ行つてみると、全く同じような例の遺伝子組みかえとかインゲンターフェロン、こういう問題を同じように研究しているわけです。そして研究者にいろんな話を聞いてみますと、やっぱりもつと予算があればもっといい研究ができるんですけど。

いまは幸いにも理化学研究所に非常に優秀な研究家の人方がおられまして、世界で大体トップクラス

業界をきらうといったような、今までの伝統的な
妙な性格もありますね。そういうようなものを素
直にここではぐしてみて、そして国全体としての
研究管理体制を、自由にして民主的な体系のもと
にどうしてつくっていくか。

上からやつたて、これは研究者は自分の創意
工夫を一〇〇%発揮しなければできないことで、
強制されてできることではありません。そういう
意味で、昔の理研の組織というのは、非常にいま
から考えると夢のよがない組織だと言つており
ますけれども、ああいうものもよく検討しながら、
研究管理体制をいかに刷新していくかということ
を考えていくたいと思います。

研究は余り見込がない、これは今後大きな未来を持つてゐるというような問題もあるわけでござります。そういうようなことで重点的に研究費を配分するというために、私は科学技術庁に科学技術の調整費という予算を特設をいたしまして、そして科学技術会議、これを中心としていまのような観点に立つて配分をやってまいりたい、今後も事前、事後の評価を十分やりまして、この調整費をてこにして本当に効果的に科学技術の振興を図つていきたい、こう考えておるわけでございます。

○小西博行君 研究予算というような比較表がござります。大体アメリカがいま十二兆円ぐらいの研究予算とっていますね。ソビエトが大体六兆ちよつとです。日本が四兆ですね。そのぐらいの割合になるんです。ところが、現実に今までの予算を見ますと、大変小さいわけです。ほとんど基礎的な研究というのは外国から買いまして、それを応用動作といいますか、応用して、それを一般の量産型に向けていく、これが日本のとってきた今までの姿勢でありますから、ある資料によりますと、大体発明登録といいますのは、アメリカ

らなければいかぬといふことで、三、四年しますともう技術の進歩といふのはぐとおくれますので、そういう意味で私は、何か一つの目的を持ちまして各省庁の縦割りを横で連携をとつて研究していく。これはたまたま科学技術でもいま流動システムの研究ということで、六億ほどの予算で現実はやつているわけですが、こういう問題はもうと有機的に、大学の研究所も研究室もすいぶんたくさんあるわけでありますから、そういう全体を統合して目的に合つたような研究をやつしていく。これも行革の非常に大切な分野ではないかといふ

研究機関等分かれております。これをいかに効率的に成果が上がるようになめていくかということは、これは非常にむずかしい問題であります。わが国の将来の命運を決するような重要な問題であろう、このように考えております。

○国務大臣（中川一郎君） いま経理から御答弁あつたとおりでございますが、今日の日本が世界に経済的に強いと言われる原因は何かといえば、やはり科学技術であり、特に民間が中心であつた。しかも改良型技術であったと言われております。これから資源有限時代を迎えるに当たりまして、さらに科学技術というものが日本にとつて世界にとって必要であります、特に日本にとっては必要ではないか。今後は基礎的な科学技術といふものを駆使していくいかなければいけない。今まででは外国から基礎的なものをもらい、これを改良して

が五〇であつたら大体日本が一つか二つぐらい、それもいい方で一つか二つ出る程度、大体五〇対一ぐらいの比較だというふうに一般に言われております。

ふうに私考えるわけですが、総理と中曾根長官にお伺いしたいと思います。

○小西博行君 中川長官にお尋ねをいたします。
科学技術庁の設置法というのがございます。これに第三条に科学技術庁の任務として「科学技術に関する行政を総合的に推進すること」、そのことを任務とするというような実は法律がござります。しかし実際に科学技術庁の予算を見てみますと、五十六年度の予算でございますが、三千八十九億円のうちで原子力が千七百五十億、それから宇宙開発が八百六十六億円、この両者で全体の八五%を占めているわけですね。残りというのは本

味では大変これはアンバランスじゃないか、科学技術庁というよりも原子力庁とか宇宙開発庁みたいな感じになつてゐるのじゃないかということをつくづく思うわけです。特に先ほど私が申し上げましたような生命に関する、ライフサイエンスという非常に大切な問題なんかは、わりあい国会会の審議の中にも出てこないような、しかし非常に大切な問題だというように私は思うわけですが、その辺についての考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(中川一郎君) 科学技術庁は、御承知のように総合調整機能と、もう一つは現場を持つております。現場については、原子力、宇宙、海洋開発、それに柱として遺伝子組み換え、ライフサイエンス、こういうことになつてございます。

そこで、四本柱のうち三本についてはかなり実績もあるわけでございますが、ライフサイエンスは最近の、これから成長産業といいますか、期待の持てるものでございまして、お話をありますたように、科学技術庁としても各省庁でもいろいろやつてござります。これらとも関連をつけながら、いままでやつてござります。これらも前向きでやらなければ、理化学研究所を中心にしてこれは前向きでやつていて、未來の輸出産業にまで持つていけるのじやないか。大きな期待をかけながら、いままで進を続けておるところでございます。

○小西博行君 先ほど申し上げたライフサイエンスのインター・フェロンとか遺伝子組みかえというのは、大変新しい学問なんですね。もちろんこれにはアメリカが大麥リードをしていま研究しているわけです。そういうことで、実際に研究所へ行つてみると、大体三十代の前半ぐらいである意味では勝負が決まるのじゃないかといふぐらい、四十、五十歳という人はもう研究に向かないといいますか、大変苦い力を日本としても何とか生んでいかなきゃいかぬというように考えるわけですね。ところが、さつき申し上げました予算面でなかなか研究が進められないという問題がございまして、こういう方々が現実にアメリカへ勉強に参

ります。そして最初は有名でもない学者であります。が、学者の卵でありますけれども、いつの間にか向こうで大変な実績を積んでまいりました。そして最終的には、頭脳流出、具体的に名前は申し上げませんが、現実に何人かそういう方がいるわけですね。もしその方たちに帰つていただきますと大変いい研究ができるということを言われるわけです。

そういう面で、私はこれはもつと大蔵大臣も聞いていただきたいわけですが、本当に研究の中で何をやつたらいま日本の将来のためになるんだろうというような、本当に私はそういう気持ちで科学技術の研究という問題をセレクトしていただきまして、このセレクトが非常にむずかしいと思ふんですけれども、しかし、流動システムのような何か一つに焦点を当てて、日本の将来のためになる、それを重点的に進めていただけるというようなことを早くやらないと間に合わないのじゃなあいかという感じがしてならないわけです。恐らくいま一生懸命研究しても五年後、なかなか物にならないなどいうように私は思いますので、そういう意味で何とかこの頭脳流出という面で食いつめていただくような方策について、ひとつ文部大臣。

○國務大臣(田中龍夫君) 鈴木内閣になりましていう、当初からの非常な熱意とまたお願いもいたしてまいりましたが、幸いにして本当に最近の大學生その他の基礎研究といふものは非常に進んでおりますことは、先生御承知のとおりであります。また同時に、ただいまの科学技術会議におきましても、大体大学におきますのが基礎研究、それから科学技術庁におきますのが、どちらかと申しますならば各省庁の応用研究ということでございます。が、その科学技術関係の補助金等の問題でござります。いま先生御指摘のように、それをどう配分するかということにつきましては、いろいろと御懸念やら外からの御批判もございますが、しかし、特に国立大学の共同利用機関におきます多額の経費を要しまする問題でございますが、全国の

研究者の意向を反映する運営協議会というものをおののつくつておりまして、そうして厳しい評価をおこなっております。また科学技術会議におきましては、大学の基礎研究につきましては非常に真剣に取り組んでいただいておりまして、数多い要望に対しましては、実にこれほどまでに厳しいものかと思うぐらい精査をいたして出しております。

なお、ただいまお話を中であります民間におきます研究と、それから大学におきます基礎研究、これがぜひともお互いが手を取り合って、産官学というものが一体になることが、私はこの厳しい世界情勢の中ににおけるわが国の進路であろう、ただいまも総理のおっしゃいましたような方向でまいっております。

以上、お答えいたします。

○小西博行君 いま文部大臣の方からおっしゃつていただきましたように、研究一つとりましても縦割りの組織になつておりますので、どこで何をやつていいかというのがなかなか把握しにくいけれど、たまたま自分が行つて調べると、ああそうだったのかということが現実にわかりまして、これはもう中川長官にも、科学技術の全体を調整する大元締めという立場でいろいろ調べてもらいたいということも再三申し上げておるわけですが、なかなか内容的につかめないわけですが、そういう意味では、こしと予算がつきました科学技術振興調整費、これが大変私はこれから研究に大きな意味をなすのじゃないかということで大変期待しているわけです。

そういう意味で、先ほどちょっと申し上げましたが、流動研究システムで四テーマ、これは六億円という必ずしも十分じゃありませんけれども、四つのテーマでもってそれぞれの学者あるいは一般の民間から専門家を集めていただくとかいうような形で、グループをいま編成中だというふうに聞いておるわけですが、いろいろ聞いてみますと、外国からもどんどんその研究の中に入ってくれと、いうような強い要望がありまして、当初一チー

ム二十名というのを、いや何とかしてこれをもつと、どういうふうにして削らうかといふくらい希望者が多いというのです。そういう意味で大変新しい一つのシステムがそこにできるのじやないかというふうに私は期待しておりますし、この予算の問題については、何か大蔵大臣と相当いろいろ言葉を交わしていると、うまくいけば今度は五百億円ぐらいもらひ、いかなかつたら全部カットする、こういうよなのがちょっと出ておりまして、ところが私は大変心配しておるのは、こういう基礎的な研究というのはそう簡単に単年度では評価できないわけですね。

そういう意味で、これは大蔵大臣にちょっとお伺いしたいのですけれども、こういう調整費が出ているわけですがね、単年度で評価して、何もことし出ておらぬからもうカットするぞ、そういうことはまさかないだろうと思うんですね。そこへ出てこられるいろんなメンバーというのは五年間契約なんですよ。少なくとも五年間はそこにおつていただいて研究してもらつて、そしてなおかつ将来もいていただく場合には再契約というかつこうで入つてもらう、だめな場合は帰つていただき、だめなというか、都合がある場合は帰つていただくということで、五年契約になつていますね。ですから、少なくとも五年間実績を積まないと評価がなかなか出づきにくいという現実があるわけですが、その点に対しても大蔵大臣はどういうようにお考え持つていらっしゃいますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは一年では結論が出るわけはございませんから、どういうふうに有効に予算が使われておるか、それは科学技術庁と相談の上どうするかということは決めてることでありますて、一年で効果が出ない場合はカットなんということは言つたことがありません。

○小西博行君 ぜひとともいい形でお願いしたいと思ひます。

それから私は、もうこれは最後になると思いますけれども、その研究の評価という問題がこれまで大変むつかしくて、文教の方ではよく文部大臣

の方に、教育評価というのはどういうように考えるんだろう、たとえば先生というのはどのぐらいのウエートになるんだろうというようなこと、あるいは教科書というのはどうなのかということ、ことで、いつも思うんですが、この研究の評価といふことは、まあ大学では大学独自の研究の仕方と非常にこの研究に対する正しい評価というのは私はむつかしいと思うんです。

しかし、何らかのそういう評価の形を考えて研究していかないと、これから研究者というのは大変かわいそうだなということをいつも感じておるわけですが、その点に対する考え方、もし意見がございましたら教えていただきたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまの研究の評価でございますが、大学における研究の場合におきまして、国内外にわたりまして学会誌等を通じまして公開されるようになっておりますが、また学会等の場合におきまして発表されました、あるいはまた同じ分野に属します専門研究者によりまして、こういう問題は非常に厳しく評価されて学術審議会の方に参つております、こういう状況でございます。

それから、先ほど先生のおっしゃいましたりんな研究についての問題でござりますが、一例を申しますと、たとえばバイオマスの遺伝子組みかえでございますとか、あるいはセラミックの問題でござりますとか、あるいは、通産省の方の工業技術院の方におきましてお話をいたしましたときに、民間の方ではどういう大学でどういう研究をしているか一向わからぬというような通産省の方の話もございましたし、私の方で各大学のプロフェッサーがやつております研究の内容を集めまして、それを経團連を通じまして、それを経團連を通じます。各企業体にずっと連絡いたしましたところが、各方面から非常に喜ばれまして、大学でそういう研究をやつているなら早く連絡をとればよかつたというような評価を得ておりますが、こうい

うふうにやっぱり産業界と大学の基礎研究というようなものが速やかに一体となって、そうしてお国のために大いに貢献しなきゃいかぬ、かようなことがあります。

○小西博行君 では、もう答えていただかなくて結構でございますが、私は研究という問題については、いま大変短い時間ですから言い足りないので、せひととも日本の将来のためになる研究についていろいろな角度から検討していただきたい、このことを申し上げたいと思います。

そしてこの行革の問題では、当然これから節約していくわけでありますから、地方の問題とかいっぽいありますので、この辺もあわせてひとつ正面から取り組んでいただきたい。そのことを申し上げまして、大変あつちこつちと飛びましたけれども、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○森田重郎君 大蔵大臣のお考えはよくわかりました。

○委員長(玉置和郎君) 森田重郎君。
○森田重郎君 私は、行革一般、それに若干の問題点を總理並びに行管庁長官、さらに各関係大臣にお尋ねを申し上げたい、こう思います。

実は、けさ私朝日新聞を見ておりまして、ちょっとその記事をきょう持つてこなつたのでございましたけれども、たしか二千七百億程度の建設工

債を増発する方針を昨日二十六日に大蔵省は固めた、本年度の補正予算編成でと、こういうような記事が目にとまつたのでござります。実はこの記事を私は見ました瞬間に、何かこれは大変だといふような感じを非常に強くしたのでござりますが、その辺の事情、背景、経緯、経過等につきまして、大蔵大臣から御説明いただければ大変あります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私もこういう数字は新聞を見て教わったわけでございまして、ときどき言わない数字が出てくることがござります。

いざれにいたしましても、ことしは災害が起きたということは事実でございます。これをどうい

うように復旧するかということについても、今までのようなやり方でやるか、災害の状況、内容も、これは国会におきまして、ほとんど与野党を

等によって対処をしなければなりません。そういうことで、災害等については当然復旧対策は考えられているというだけあって、国債を幾ら出されることは、ないわけではありません。しかし、大筋においては臨時答申の御趣旨を尊重して私はやつたつもりでござります。

そこで、私は行革全般についてと、こう申し上げましたけれども、一口に行革と言いましても、実際これは御苦勞が多いと思うんです。大変な問題じゃないかと、こう思ひます。それだけに、總理が政治生命をかけてこの行革問題に取り組むというその真摯な姿勢には、本当に衷心から敬意を表する者の一人でございます。またそれがだけに、実は私どもが考へても若干危惧する面がないではないわけでござります。

まず、これは何回も同じような御質問で恐縮ながらお尋ねを申し上げたい、こう思います。それはお尋ねを申し上げたい、こう思います。つまりまた、この際もう一度、この行革推進に当たつての總理並びに行管庁長官の御意思と、いうものを確と御答弁賜りたい、かように思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、行政改革、財政の再建、この行財政改革に取り組んでまいっておりましてしみじみ感じしておりますことは、われわれとしては、国民世論、また各方面の御意見、また臨調の答申を尊重する国会の御意見も踏まえて、いろいろ考えてこの行財政改革を進めていくべきでございますが、その際に、また今回も後退をしたのではないか、生産者米価、また今回の人事院勧告等について政府は後退をした、鈴木總理は

指導力がない、こういふおしかり、御批判をいたしました。しかしながら私は、臨調の答申はその御趣旨を最大限に尊重をして、国民の理解を得ながらこれを進めてまいつておる、自分では得ながらこれを進めてまいつておるところでございます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 行革につきまして三段階を考えておりまして、この夏の第一次答申につきましてはいま進行中で、幸いに議会の御協力を得ましてこの法案を成立させることができますれば、第一のハードルを越したという気がいたしました。これでベースキャンプを築いて、そしていよいよ来年の夏の第二次答申に向かって、もし私は留任すれば勇を鼓してやらなければならぬ。そして、さらに五十八年の三月が第三のハードルでございますが、ともかく鈴木總理と一体になりまして命がけでやらなければならぬ、そう思つていま

す。曾良が「行々て倒れふすとも萩の原」という挙げて生産者米価はこれを適正に上げるべきである、こういう御意見でございました。あの当时、わざかながら各生産者の方々の御苦勞にこだえるためにということで生産者米価の手直しをいたしました。しかし、大筋においては臨

句を詠んだようですが、ああいう心境でやつてい
きた」と思ひます。

○森田重郎君　ただいま総理の御答弁を伺つてお
りまして、総理もよく自覚をなさつておるといふ
ふうな気持ちで実は拝聴いたしておりましたわけ
ですが、総理のおつしやることを私、またまた申

し上げるような形になるのでござりますけれども、生産者米価の問題、確かにこれは大変な問題でございました。同時にまた、今日だいままでいろいろと討議、討論をされておる人勧問題、かくて加えてそこへ実は国債の増發というような記事が出たのですから、その問題については先ほど大蔵大臣に御答弁をちようだいたしたわけですが、少なくともこういった問題はある意味ではやはり新聞論調にもあるように、行革の後退につながるというようなことも、これは言つて言えないことはないのじゃなかろうかといふような気持ちがするわけでござります。またそれだけに、今後の行革に対する特に總理の英知、革知はもうこれはお持ちでしようから失礼でございます、勇氣と決断、この二語がこれは大変なことじやないかと、かように思うわけでございますが、実は五十五年度行革も、ある部分につきましては、中曾根行管長官も何回か言っておられるように、大変成功をした面もございましょう。がしかし、積み残された面も多々あるような気がするわけでございます。

よほどの、ただいま申し上げました勇氣と決断、これなくして今後の行革推進ということはなかなか至難のわざと、かようにも思ふわけございませんので、ぜひそういう意味でひとつ、特に總理にこの行革達成まで格段の御努力をちょうだいしたい、と思いますが、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

いますけれども、日本航空の、日航の株の放出問題というような問題が新聞に載つておりますが、一株当たりの単価であるとか、あるいは二百五十三万株ぐらいを放出するというような記事が実は目とまったく違いますけれども、この辺の事情につきましてひとつ大臣の御所見と申しますようか、何かお考えと申しましようか、お伺いを申し上げたい、かように思います。

○國務大臣（塙川正十郎君） 日本航空株式会社の政府保有の株式を一部売却することに決定いたしております。これは昨年の十二月予算編成をいたしましたときに、大蔵省と運輸省との間で協議いたしまして、運輸省いたしましてはナショナルキャリアとしての日本航空の株式を、政府保有株式を十分に持つておきたいという人は人情でござりますが、しかしながら国の財政に寄与しなければならぬという使命もございますので、そこで折衝いたしました結果、商法なりあるいは日本航空株式会社法にいいます法規に基づいて、日本航空株式会社を政府が十分なイニシアチブがとり得る、実効支配を可能とする程度の株式を保有し、それ以上のものは放出をしてもいいではないかといふところに結論がつきました。

それを具体的に申しますと、その当時、つまり昨年の十二月現在でございますが、その当時で政府が保有しておりますのは四〇・二五%だったと思うております。それを約五%放出いたしまして、株式の数で申しますたら二百五十三万一千株を放出するということにいたしております。これを出資金額に換算し直しますと十二億六千六百万円となるわけでございますが、しかし、現在日本航空株式会社の株式はこれの約五倍程度の時価になつておるよう思つております。したがつてしました結果どうなるかということでおざいますのでございますが、これは大蔵省において処理をされると相なるわけでございます。売却いたしました結果どうなるかということでござりますが、一部転換社債が出ておりますのを、これを株式に転換をしたということに換算しました結果

を申しますと、三四・五%の株式保有ということに相なるわけでございまして、三分の一以上を政府が保有しておるということは、日本航空株式会社を先ほど申しました実効的支配に置いてあるということに相なるわけでございまして、これにしまして政府が日本航空会社を指導するのにい

政
と
なこともございましたし、そういう一連の政府の
財源捻出対策の一環として、この日本航空の株式
売却が話し合われてきたということは事実でござ
います。

○森田重郎君 わかりました。ありがとうございました。

を申しますと、三四・五%の株式保有ということに相なるわけでございまして、三分の一以上を政府が保有しておるということは、日本航空株式会社を先ほど申しました実効的支配に置いてある、いうことに相なるわけでございまして、これによりまして政府が日本航空会社を指導するのにいさかの支障もないものと思うております。

○森田重郎君 これはあれでございますか、重てお伺いたしますけれども、仮にその転換社債が株式に振りかわつたとしても三分の一の株式保有と、こういう意味のことをおっしゃつたわでございますね。何かその三分の一というのだけ一つのめどがあるのでございましようか。たゞ、株式会社としての商法上の問題であるとか、あるいは政府の經營姿勢というものをより反映されるために漠然と三分の一と、こうおっしゃるか、その辺、何か一つのめどというものがあるかどうかお伺い申し上げたい、かように思います。

○國務大臣(塩川正十郎君) これは法制局長官が一般常識として持つておる程度で申し上げますと、三分の一以上持っておりますとその会社の別議決権を持つ、こういうふうな言い方をして、それによりまして、会社のいかなる決議があろうとも、政府の基本方針にもとるようなことがあつた場合、それを排除する力がそれによつて、そのように認識いたしております。

を申しますと、三四・五%の株式保有ということに相なるわけでございまして、三分の一以上を政府が保有しておるということは、日本航空株式会社を先ほど申しました実効的支配に置いてある、いふことに相なるわけでございまして、これにましても政府が日本航空会社を指導するのにいさかの支障もないものと思うております。

○森田重郎君 これはあれでございますか、重てお伺いたしましたけれども、仮にその転換社が株式に振りかわつたとしても三分の一の株式保有と、こういう意味のことをおっしゃつたでございますね。何かその三分の一というのには一つのめどがあるのでございましようか。たゞ株式会社としての商法上の問題であるとか、あるいは政府の經營姿勢といふものをより反映されるために漠然と三分の一と、こうおっしゃるか、その辺、何か一つのめどといふものがあるかどうかお伺い申し上げたい、かように思いました。

○國務大臣(塙川正十郎君) これは法制局長官が一般常識として持つておる程度で申し上げますと、三分の一以上持っておりますとその会社の別議決権を持つ、こういうぐあいに聞いておりまして、それによりまして、会社のいかなる決議あるうとも、政府の基本方針にもとるようなことがあった場合、それを排除する力がそれによつて、そのように認識いたしております。

○森田重郎君 何回も同じようなことを伺つて、麥恐縮なんでおざいますけれども、これは言つれば、新聞にもたしかございました、五十八年かそんな数字をちょっと拝見いたしましたが種の財源対策のためにやりになる、こういふとなんでおざいましょうか。大蔵大臣いかがでございましょうか、その辺。

をお申しますと、三四・五%の株式保有といううえに相なるわけでございまして、三分の一以上を政府が保有しておるということは、日本航空株式会社を先ほど申しました実効的支配に置いてある社をいつに相なるわけでございまして、これによりまして政府が日本航空会社を指導するのにいさかの支障もないものと思うております。

○森田重郎君 これはあれでございますか、重お伺いいたしますけれども、仮にその転換社債が株式に振りかわったとしても三分の一の株式を保有と、こういう意味のことをおっしゃつたわれば株式会社としての商法上の問題であるとか、あるいは政府の経営姿勢といふものをより反映されるために漠然と三分の一と、こうおっしゃるるに、その辺、何か一つのめどというものがあるいはどうかお伺い申し上げたい、かのように思ひます。

○国務大臣（塙川正十郎君） これは法制局長官答えてくれる方が正確だと思うんですが、私が一般常識として持つておる程度で申し上げますと、三分の一以上持つておるとその会社の別議決権を持つ、こういうふうに聞いておりまして、それによりまして、会社のいかなる決議があろうとも、政府の基本方針にもとるようなことがあつた場合、それを排除する力がそれによつてある、そのように認識いたしております。

○森田重郎君 何回も同じようなことを伺つて、麥恐縮なんでござりますけれども、これは言ひれば、新聞にもたしかございました、五十八億円かそんな数字をちょっと拝見いたしましたが、種の財源対策のためにおやりになる、こういふとなんぞございましょうか。大蔵大臣いかがでございましょうか、その辺。

○国務大臣（塙川正十郎君） 昨年十二月予算編 当時、御承知のように財政再建のために、シリーリングもちろんのことございますが、公社においても余剰金を国庫納付するという

極力そういうものは現在の使用者等に、余りむずかしいことを言わぬで売却をするようにしなさい」ということで、私が指示をしておることは事実でございます。

一般的公共財産等については、国有地としてどうしても将来持つていなければ、あとで代替地その他困るようなものもございますから、国有地で遊んでいるからといってみんな売ってしまうというわけにはなかなかいきません。その辺のけじめをどうつけていくか、いろいろ慎重に検討しなければならぬ、そう思っております。

○森田重郎君 わかりました。

引き続きまして、また行革問題に移りたいと思いますが、先ほどたしか柳澤委員の質問の中で中曾根銀行管長の御答弁で、実はすでに第二臨調では総合的俯瞰図、という言葉を使っていらっしゃったかと思うんですが、間違っていたらひとつ訂正いただきたいのですが、そういう総合的俯瞰図、私はそういうふうに聞いたのでございますが、実はそれをすでに作成の段階にあるやの御答弁を伺いました。さらに特殊法人の統廃合の問題、中央省庁の統廃合、これらも次の答申の中では一つの山になるのじゃなかろうか、かようなお話をあつたわけでございます。

実は私、先般の総括の折にも、行革の進め方とは政府の行政機構のあるべき姿というのがこうなったんだ。だからそれに向かつてわれわれが努力するんだと。ところが、理念的な問題がある、対内的にどう、対外的にどう、これは何回か総理からも御答弁をいたしているわけでございますが、それがない。したがって、われわれが苦労するのであれば何のために苦労するのかといふ、そういう行革達成後の全体像というふうなものがあってこそ、初めてわれわれの苦労のしがいがある、こんな意味のことを申し上げたつもりでございます。

この辺、長官、臨調というものは、これは国家行政組織法の八条の設置基準に基づいて恐らくで

きている。ある意味では、ある意味というか、はつきり言って政府機関だ、かように私は思うんです。ところが、ほかの一般の審議機関と全く何か違っているような感じがしてしようがない。何か非常に高いところにある、雲の上にある、そんな感じがしてならないわけでございますけれども、感覚がしてならないわけでございますけれども、臨調の御答申を待つて、あるいは臨調の答申に沿つてと、こういう御答弁を何回かにわたって伺つておるわけでございますが、言うなれば一般の審議機関と第二臨調とは一体どこがどう違うのか、仮に違うとするならばその法的な根拠というものはどこにあるのか、その辺についてひとつお考えを伺いたい、かよう思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 臨時行政調査会設置法に基づきまして臨調はできておりますが、これは一般の審議機関と同じ性格を持っております。ただ、その内容におきまして、国行政制度及びその機能の全般について検討を加える、そういう非常な総合性を持つた機関であると思ひます。地方制度調査会あるいは社会保障制度審議会のおの個別的目的を持つておりますが、臨調の場合には、国の行政制度及びその機能という全般的な性格を持つておる、その点が違うので、そういう点で地方制度調査会の皆さんからも臨調との関係いかんというような質問をいつも出されておりまします。しかし、法的性格はそう変わっておるものではございません。

ただ、政府はこの臨調の答申を尊重すると明記してございますが、この点は、ほかの審議会でも明記しているところがありますが、その答申を尊重するといふ政府側の意気込みにおきまして、ほんの少し前までは、石油事業は民間の方に任せせる。天然ガスについてはこれはまた別途、別な方法をとるといふふうなことで、非常に民営化が進んでおる民間活力の活用と申しましようか、経営の効率化とも言いましょうか、そういう意味で企業の活性化を考えておるというようなことがときどき耳に入るわけでございますが、こういった一連の問題につきまして総理のお考え方等を、所感だけ

○森田重郎君 二、三分ござりますので、これは御答弁は必要ございませんけれども、何か所感でございます。

現在、英國におきましては国営企業、これの民営化、再活性化、その問題が非常に大きくクローズアップされてきているような印象を私自身は受けます。たとえて申し上げますならば、これは運輸大臣等はよく御存じかと思いま

すが、英國最大の道路運送企業でございます国営貨物公社、俗にN.F.C.と呼んでおりましょうか、この辺が従業員の持ち株制度、これを中心にした同社の民営化計画を発表した。細かいことはいろいろござりますけれども、そういったよろうな問題。それからさるには、これはある経済雑誌にも載つておりますけれども、たとえば将来にわたつて國營航空のブリティッシュ・エアウェイズ、それから国営の製鉄会社のブリティッシュ・スチールですか、それから国営の造船所、これはブリティッシュ・ドランプート・ドックスですか、こういった会社あたりがそれぞれ民営化を進めておるようには承知いたしております。

ただ、御指摘になつたような方向で民間活力を活用しながら行政の再建なり経済の復興を図ろう、こういう努力をいたしておるようございまます。フランスは逆にむしろ国有化を進めて、そしてその中で雇用問題を解決しようというような方策をとつておる。しかし、その手段方法はいろいろな方向でわが国の行政改革を推進し実現をしていくみたい、このように考えておる。

○森田重郎君 終わります。

私は、日本は日本なりに、日本の風土に合つたところの行財政改革、国民の皆さんの御理解できるような方向でわが国の行政改革を推進し実現をしていきたい、このように考えておる。

こういった問題は、あなたがちこいつた一連の企業のみならず、エネルギー方面についても非常にいま問題になつておるようでございまして、去る十月の十九日ですか、英國のローソンエネルギー相は下院で、いわゆる英國の石油公社ですね、B.N.O.C.でございましょうか、こういうところの持株の大半を民間に払い下げる、譲渡する。またガス公社の方でござりますね、B.G.C.こちらの方も石油事業は民間の方に任せせる。天然ガスについてはこれはまた別途、別な方法をとるといふふうなことで、非常に民営化が進んでおる民間活力の活用と申しましようか、経営の効率化とも言いましょうか、そういう意味で企業の活性化を考えておるというようなことがときどき耳に入るわけでございますが、こういった一連の問題につきまして総理のお考え方等を、所感だけ

○委員長(玉置和郎君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。野田哲君。

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案について、反対の立場から意見を表明するものであります。

す。

本来、国民が強く求めてきた行政改革とは、民主、公正、効率の三原則が貫かれ、そのことを通じて国民の政治への信頼が回復され、参加と分権と公開が制度としても実態としても推進されるということであります。

わが党は、一貫してこの観点からの行政改革を主張し、要求してまいりました。その国民の求め行政改革に反し、中央集権と秘密主義、不公正と弱者切り捨て、政治、行政の腐敗が続いています。軍事費の拡大が続けられています。そうした結果として財政赤字が限界点に達した今日、鈴木内閣は財政危機を逆手にとって国民の生活と福祉、教育について一層の犠牲を求める、これを行政改革と称しているのであります。当初、国民の一部にあつた淡い期待が、鈴木行革の内容が明らかになるにつれ、大きな疑問と不安、強い不信に変わってきたという事実がその何よりの証左であります。

まず、この特例法案によつて削減される予算約二千五百億円のうち、約八割が各種年金その他厚生関係の予算で占められております。また、国民の長い間の願いであった四十人学級を停止し、生徒児童数の増加に見合つた教職員の増加を削減し、義務教育の教科書無償制度の原則を覆し、育英奨学制度の諸条件を悪化させるなど、父母にとっても、教職員にとっても、生徒児童にとつても負担を一層大きくしようとしております。

地域特例の補助率かさ上げの縮減を初め、国民健康保険、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の都道府県負担の導入などは、地方公共団体の財政負担を増大させるばかりでなく、国と地方自治体の間の財政秩序をも破壊するものであります。つまり政府は、負担を国民生活のすみすみにまで押しつけ、地方自治体に転嫁し、そうすること

によつて国の責任と負担を回避しようとしているにすぎません。これではだれが見ても行政改革の名に値しないことは明らかであります。もし政府

が、勤労国民の生活と地域の福祉の実態に思いをはせることがあれば、この特例法案について、ひとしく痛みを分から合うなどとは言えないはずであります。財政再建が主眼であると言ふのであれど、なぜ不公平税制の是正を真っ先に取り上げられないのでしょうか。企業優遇税制を徹底的に改革し、大企業への補助金等を削除し、公共事業における談合と利権と廻着の構造を一掃することをなぜ行つてこなかつたのでしょうか。

最後に、政府の軍備増強の急速化と危険な外交路線の推進に触れるを得ません。

行政改革と称する国民負担の増大と表裏一体となつてゐるのが、防衛予算の大幅な拡大とその聖域化であります。ゼロシーリング予算においても、防衛予算だけは七・五%の要求を許し、主要装備の繰り上げ購入によつて巨額の後年度負担を上積みしようとすることは、軍拡のための行革にはかならず、断じて認めることができません。私たちには、非核、軍縮、緊張緩和への積極的なニシアチブをとることを強く要求します。

以上、国民生活のあらゆる分野で負担を国民に転嫁し、内に向かっても外に向かつても国民生活の危機を強める本法案に強く反対して、私の討論を終わります。(拍手)

○委員長(玉置和郎君) 坂野重信君。
○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、行政改革法案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案の内容が行政改革の第一歩として、当面の財政収支の改善のため、補助金等についてその削減を求めようとするものであります。来年度以降進められるであろう本格的な行政改革の突破口をなすものであります。

行政改革は、その事柄の性格上、当然に国民の各層各方面に痛みを分から合うことを求めます。問題は、その場合、いかに公平に痛みを分から合うかということでありましょう。中でも真に弱い立場にある部門や人々に、その痛みを可能な限り及ぼさないよう温かい配慮をすることが必要であります。

本法案を初め政府の行政改革の取り組みにおいては、この点の配慮が十分なされているものと思ふのであります。すなわち、厚生年金等の国庫負担の減額について特例適用期間後の減額分の繰り入れ措置とか、児童手当の公費負担の縮減に当たつての被用者に対する配慮とか、あるいは地域特例によるかさ上げ補助の削減に対する起債等の措置を約束しております。このように本法案は、歳

す。

すなわち、政府は第一次石油危機以後、財政の負担において需要を創出するという積極的な財政政策を展開してまいつたのであります。しかしながら、国債発行を伴う財政政策も、国債発行残高が八十二兆円の目標に達すると、いう今日のこの深刻な事態を迎えるに至つては、財政負担もその限界と言わざるを得ません。このような事態を開拓して、健全な財政体質に改革するため、鈴木総理がこの三月、財政改革に政治生命をかけるとの決意を明らかにされたのは、行政改革を求める国民の声に政治が率先してこたえるものとして評価いたすものであります。

さて、臨時行政調査会が設置されて以来の経過は御承知のとおりであります。本法律案はこのような行財政改革を進める上で欠くことのできない施策の第一歩として、当面の財政収支の改善のため、補助金等についてその削減を求めようとするものであります。これまで、来年度以降進められるであろう本格的な行政改革の突破口をなすものであります。

行政改革は、その事柄の性格上、当然に国民の各層各方面に痛みを分から合うことを求めます。問題は、その場合、いかに公平に痛みを分から合うかということでありましょう。中でも真に弱い立場にある部門や人々に、その痛みを可能な限り及ぼさないよう温かい配慮をすることが必要であります。

本委員会でのわが党の追及に対し、大村防衛庁長官は、来年度の防衛庁概算要求がアメリカの要

求にこたえたものであることを認めました。世論調査でも軍事費削減は今日大多数の国民の声であります。

本委員会でのわが党の追及に対し、大村防衛庁長官は、来年度の防衛庁概算要求がアメリカの要

求にこたえたものであることを認めました。世論調査でも軍事費削減は今日大多数の国民の声であります。

三兆円を超える大企業優遇税制、また莫大な利益を上げている電気産業大資本への補助金、大手海運業界向けの船舶建造費利子補給金など、大企

私は、本法律案の成立によつて、増税なき昭和五十七年度予算の編成へと一步前進したものと信ずるのであります。この法案を踏み台として、政

府におかれでは本格的な行政改革断行に一路邁進されることを要望して、賛成討論を終ります。

(拍手)

○委員長(玉置和郎君) 佐藤昭夫君。

私は、日本共産党を代表して、行政改革法案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案の内容が行政改革の第一歩として、当面の財政収支の改善のため、補助金等についてその削減を求めようとするものであります。

このように名のとて、一切のしわ寄せを国民に押しつけようとするものであります。

臨調答申や政府が言う活力ある福祉社会とは、児童手当の支給制限の強化、四十人学級計画の凍結、厚生年金の国庫負担の削減など、長期にわたる国民の運動によってかち取られてきた社会保障、福祉や教育、地方自治の諸制度の根幹を突き崩そうとするものであり、人事院勧告の不当な抑制とともに断じて許すことはできません。さら

に、所得税課税最低限の据え置きによる実質増税に加えて、五十八年度以降には一般消費税額新税率導入さえあり得ることを示唆していることは、増税なき財政再建という鈴木内閣の宣伝が全くのごまかしであることを示すものであります。

反対の第二の理由は、鈴木行革なるものがレーガン政権の強い要請にこたえた空前の大軍備拡張道を開くもの、すなわち、初めて軍拡ありきと

いう点であります。

本委員会でのわが党の追及に対し、大村防衛庁長官は、来年度の防衛庁概算要求がアメリカの要

求にこたえたものであることを認めました。世論調査でも軍事費削減は今日大多数の国民の声であります。

三兆円を超える大企業優遇税制、また莫大な利益を上げている電気産業大資本への補助金、大手海運業界向けの船舶建造費利子補給金など、大企

業優遇の行政の仕組みこそ真っ先に改革すべき問題であります。ところが政府は、大企業が中小企業を支えているなどという驚くべき論法で大企業擁護の姿勢を露骨に示しています。まさに国民には痛みを、大企業にはもうけをの論理だと言わなければなりません。しかも、この根源には、わが党が指摘してきたように、第二臨調設置から審議内容、その答申に至るまで、徹頭徹尾主導という臨調の体質そのものの問題があります。

反対の第四の理由は、行政改革の原点とも言うべき不正腐敗構造の一掃に全く手をつけていないばかりか、温存さえしようとしていることがあります。

今国会の審議を通じても、近畿電電の不正経理問題、大手建設業者の不正、談合入札問題など、政財官の癒着構造が引き起こした汚職腐敗の数々が明らかになりました。ところが鈴木総理が、ロッキード裁判への三権分立を侵犯し、事実上の指揮権発動につながる奥野法相のいわゆる人の道発言を容認し、当然の罷免要求を拒否していることはまさに鈴木行革の本質を示すものと言えます。

反対の第五の理由は、本法案の審議のあり方にについてであります。

そもそも三十六本の法改正を無理やり一本化し、一括審議を行い、わが党の徹底した審議の要求にもかかわらず、不十分な審議のまま採決を行うことは、国会の審議権を軽視するものとして断じて許すことができません。

あわせて、最後に指摘したいことは、本委員会におけるわが党の市川議員の奥野問題についての発言を封殺しようとした玉置委員長の行為についてであります。これは、議員の自由な発言を保障した国会法、参議院規則に照らしても明白に不当な行為であり、さきに山中議員より抗議並びに陳謝要求をしておりますが、重ねて主張をするものであります。

わが党は、大軍拡、財界奉仕、国民生活破壊の臨調路線に断固として闘い、国民本位の行政改革

の実現を目指して奮闘することを重ねて表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○委員長(玉置和郎君) 島山昭範君

行政改革について、いまほど国民の世論の盛り上がりを見たことはありません。それだけに、国民が納得できる行政改革を行わねばなりません。私どもは、今日まで行政改革推進の立場で

國民の納得のいく行政改革を目指して努力してまいりました。公明党が民政党・新自由クラブ、

社会民主連合とともにまとめた昨年九月の「行政改革に関する四党合意」、本年九月の「行政改

革に関する当面の基本方針案に対する四党共同要

求」も、こうした見地に立つものにほかなりませ

ります。

二つ目は、不公平税制の是正に真っ正面から取

り組むとともに、実質増税となつてゐる所得税の減税を五十七年度においても断行していただきたいのであります。

五十二年度改正以来据え置かれている所得税の課税最低限度額を引き上げることは急務であります。

以上をもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○委員長(玉置和郎君) 小西博行君。

○小西博行君 私は、民政党・国民連合を代表

し、ただいま議題となつております行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国

の補てんを明確にすること。第二に、住宅金融公

庫等の貸し付け金利を現行どおり据え置くこと。

これまでの歴代自民党政権は、高度経済成長と

ともに肥大化した財政構造、なかなか行政機構

にはほとんどメスを入れようとはせず、財政需要の

法律案に対し、賛成の討論を行います。

これまでの歴代自民党政権は、高度経済成長と

ともに肥大化した財政構造、なかなか行政機構

にはほとんどメスを入れようとはせず、財政需要の

内需回復対策がとられないまま景気はよくならぬ

いといふ悪循環を繰り返そうとしているのであります。

これでは何のための行政改革か、疑わざ

るを得ません。

政府は、行政改革を成功させるためにも所得

税の減税に踏み切り、国民に将来への希望を与

え、国民経済の活力をよみがえらすべきであります。

昭和五十七年度予算編成を目前にして、鈴木

総理が眞のリーダーシップを發揮されることを強く要望いたしたいと思います。

政府の姿勢に対する第二の疑問点は、地方分権

ますが、その履行を約束したのであります。このことは、国民が本法律案に対し抱いていた不安を払拭し得るものであり、評価するものであります。

しかし、この法案の審議の過程においても、政

府の行政改革に取り組む姿勢に幾多の疑問を感

じざるを得ないのであります。

その第一は、行政改革の断行と所得税の減税

は相矛盾するかのようない印象を国民に与えている

ことであります。決してこの両者は矛盾するものではなく、政府はむしろ減税を行うためにも行財

政改革を断行するという決意を積極的に示すべきであります。

二つ目は、不公平税制の是正に真っ正面から取

り組むとともに、実質増税となつてゐる所得税の減税を五十七年度においても断行していただきたいのであります。

五十二年度改正以来据え置かれている所得税の課税最低限度額を引き上げることは急務であります。

以上をもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○委員長(玉置和郎君) 小西博行君。

○小西博行君 私は、民政党・国民連合を代表

し、ただいま議題となつております行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国

の補てんを明確にすること。第二に、住宅金融公

庫等の貸し付け金利を現行どおり据え置くこと。

これまでの歴代自民党政権は、高度経済成長と

ともに肥大化した財政構造、なかなか行政機構

にはほとんどメスを入れようとはせず、財政需要の

内需回復対策がとられないまま景気はよくならぬ

いといふ悪循環を繰り返そうとしているのであります。

これでは何のための行政改革か、疑わざ

るを得ません。

政府は、行政改革を成功させるためにも所得

税の減税に踏み切り、国民に将来への希望を与

え、国民経済の活力をよみがえらすべきであります。

昭和五十七年度予算編成を目前にして、鈴木

総理が眞のリーダーシップを發揮することを強く要望いたしたいと思います。

政府の姿勢に対する第二の疑問点は、地方分権

を進めることについては、わが党は一応の評価を惜しむものではありません。また、そのほん

担を地方に転嫁しようとする姿勢だけが目立つてゐることであります。

わが党は、地方自治体の行政改革にも率先取り組んでいるところであります。しかし、それは地方の自立性を最大限に發揮させる体制づくりを意欲を持つて行財政改革を断行するためにも、单に一律に何%カットするという方式は、財政再建に若干寄与したとしても、本来の目的である補助金改革にはならないのであります。

わが党は、この臨時国会においては、衆参両院を通じて補助金改革の一環としての第二交付税制度の導入を主張してまいりましたが、政府はこれらの制度の導入を図るべきであります。このような制度の改革は放置し、国民健康保険等の地方自治体への負担の転嫁だけを行おうとする姿勢は断じて許されません。政府の猛省を促したいのであります。

第三に私が強調しておきたいことは、現在第二臨調によって進められている本来の行政機構の簡素合理化、官業の見直しなどについて、政府は官僚の根強い抵抗を断固排除する姿勢を明確に打ち出すべきであるということであります。政府は、これまでたびたび指摘してきた公務員の実質大幅削減、地方出先機関の整理統合、地方事務官の廃止、特殊法人の二割削減などについては、率先して断固実行する姿勢を明確にすべきであります。

以上、私は、政府の行革に取り組む姿勢について若干の基本的な問題点を指摘してまいりましたが、鈴木総理は、これらの諸点について謙虚に反省され、目前に迫った昭和五十七年度の予算編成には十分生かされるよう期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○森田重郎君 私は新政クラブの森田重郎であります。いわゆる行革関連特例法案に賛成の立場から討論を行います。

戦後のわが国は、荒廃の中に立ち上がり、各方面の民主化と相まって、他に類例のない高度成長経済を経験いたしました。しかし、それは脆弱な経済基盤の上に立ったものであり、成長せねば倒れるという自転車操業型の日本経済でもあります。

また一方では、行政機構の肥大化や既得権益擁護の拡大による社会制度の硬直化が進み、このままでは今後確実に到来する高齢化社会、資源エネルギーの制約、国際社会における責任分担の大という問題に対応できなくなることは余りにも明白であります。

これを乗り切るために、社会の意識革命に裏づけされた思い切った制度改革を含む行財政改革を実施する必要があります。この意味において、鈴木内閣が勇気を持って行政改革に取り組み始めたことは、大いに歓迎すべきことであります。

しかし、今日までの両院の行財政改革特別委員会の審議を通じて感じましたことは、政府の行革に対する哲学がまだに不明確な点が多くあることとでございます。それは現在進められている政府の行革が、今年度末には八十二兆円にも上ると見込まれている公債残高とその利払いによって、財政破綻を来すとの危機感に端を発しているからであります。

本来、行政改革は、国民の行政需要に的確かつ効率よくこころられる行政システムを整備することであり、そのためには、行政サービスの範囲と責任分野を明確にする必要があります。また行政改革の推進に当たり、国民の理解と協力を得るために、行政成功後の政府のあるべき姿、全体像といったものが国民の前に示されでしかるべきであると思います。しかるに、今日に至るもこれらのこととは必ずしも明確にされておりません。

今回の法案は、行政改革の入り口にすぎないものであり、一種の財政調整法案であり、急場しきものと決定いたしました。(拍手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これまでの方策であるとの感を強くするものであります。

が、増税という形での新たな負担増を避けつつ財政再建を緊急に達成しようとする点に着目して賛意を表するものであります。

この際、行革の遂行を支える国民の理解と協力を得るため、当面の緊急課題である不公平税制の是正の問題について申し上げます。

所得税の課税最低限は昭和五十二年来改正が据え置かれ、給与所得者の負担増はきわめて深刻なものがあります。財政再建期間中は減税はできないとする政府の対応は、歳入確保優先を考える余り、税の公平を求める国民の声を無視するものと言わざるを得ません。よって、私は政府に対し、

所得税の課税最低限の引き上げを含む課税の公平化を実現するためには、社会の意識革命に裏づけされた思い切った制度改革を含む行財政改革を実施する必要があります。この意味において、鈴木内閣が勇気を持って行政改革に取り組み始めたことは、大いに歓迎すべきことであります。

しかし、今日までの両院の行財政改革特別委員会の審議を通じて感じましたことは、政府の行革に対する哲学がまだに不明確な点が多くあることとでござります。それは現在進められている政府の行革が、今年度末には八十二兆円にも上ると見込まれている公債残高とその利払いによって、財政破綻を来すとの危機感に端を発しているからであります。

本来、行政改革は、国民の行政需要に的確かつ効率よくこころられる行政システムを整備することであり、そのためには、行政サービスの範囲と責任分野を明確にする必要があります。また行政改革の推進に当たり、国民の理解と協力を得るために、行政成功後の政府のあるべき姿、全体像といったものが国民の前に示されでしかるべきであると思います。しかるに、今日に至るもこれらのこととは必ずしも明確にされておりません。

○委員長(玉置和郎君) 多数と認めます。よって、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

午後六時四十八分散会

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第四号行政改革に関する請願外四百五十七件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。これらの請願につきましては、理事会において協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

第四三九号國の行う行政改革に関する請願外三件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第四号行政改革に進に当たっては、反対や抵抗の強い部分を聖域化したり、既得権擁護の圧力に屈することなく、国民全体の立場に立つて毅然たる態度と決意を持つて臨まれるよう強く要望いたします。

最後に、行政改革に当たっては、国会も国民とともに痛みを分かち合い、国会改革、議員特權の見直しなど、われわれも努力を重ねることを表明して、賛成討論を終わります。

○委員長(玉置和郎君) 以上をもちまして討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(玉置和郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」と認めます。

○委員長(玉置和郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置和郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」と認め、さよう決定いたします。

これにて散会いたします。

〔参考〕

行財政改革に関する特別委員会付託請願中の第四三九号 国の行う行政改革に関する請願と採択一覽表(四件)

第五三三号 國民生活の安定と地方分権の推進に資する行政改革に関する請願

政弘外二千百十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇七〇号 昭和五十六年十一月十八日受理
財界主導の行財政改革に反対、民主的財政改革の実現に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町明治北山口県農協労働組合内 河村保彦外千五百名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十六年十一月十八日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願

請願者 唐児島市下福元町四八九ノ三 緒方かおり外千二百十九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二〇七四号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区笠間町五八〇ノ六 今井陽子外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町西町六丁目 阪本環外千二百十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇七六号 昭和五十六年十一月十八日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願

請願者 福岡県直方市穀田水町 滝口房信

外四千七十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二〇七七号 昭和五十六年十一月十八日受理
弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願

請願者 福井県勝山市旭町二ノ二五ノ五ノ七 鳩田笑子外千八百十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

第二〇八二号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 横浜市磯子区峰町六二〇 楠田孝雄外二千二百二十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇八三号 昭和五十六年十一月十八日受理
行革関連特例法案反対、眞の民主的行財政改革の実現に関する請願

請願者 静岡県磐田市見付四、一四三ノ一 一 古田敏秀外三百八十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二〇八四号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 秋田県大館市十二所川端七七七ノ三 花田孝司外千七百九十九名

紹介議員 青木 薩次君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 新潟県村上市三之町五ノ二 五十嵐千里外二千五百六十二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇八六号 昭和五十六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 岐阜県高山市曙町一ノ四七 森下均外三千五十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇八七号 昭和五十六年十一月十八日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願

請願者 新潟市天明町二〇ノ二九 佐藤三作外二千四百四十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二〇八八号 昭和五六年十一月十八日受理
国民生活破壊の行革関連特例法案に反対し、国民のための民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治藤山九三ノ七 屋田恒之助外千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二〇八九号 昭和五六年十一月十八日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願

請願者 青森県東津輕郡三厩村増川四五ノ二 工藤修外二千百二十八名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二〇九二号 昭和五六年十一月十八日受理
軍事費拡大のための行政改革に反対し、平和・福祉・分権・自治の行政改革推進に関する請願

請願者 岐阜県高山市日の出町三ノ二六 小笠原茂幸外五百九名

紹介議員 安恒 良一君

軍事費拡大のための行政改革をやめ、平和・福祉・分権・自治の行政改革を進められたい。

第二〇九七号 昭和五六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町花園二丁目 佐藤貞雄外八百九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇九八号 昭和五六年十一月十八日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 新潟県上越市青野二、七九五ノ一 渡辺憲一外五千三百七十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二〇九九号 昭和五六年十一月十八日受理
国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行政改革の実現に関する請願

請願者 京都市右京区龍安寺西ノ川町七細見信一外三百四十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二一〇〇号 昭和五六年十一月十八日受理
国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行政改革のための民主的行政改革実現に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治藤山九三ノ七 屋田恒之助外千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第二一〇一号 昭和五六年十一月十八日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願

請願者 青森県東津輕郡三厩村増川四五ノ二 工藤修外二千百二十八名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

理由

学費や国鉄運賃など暮らしに直接かかわる公共料金の値上げが毎年のように繰り返されている。そして、来年もまた大幅な値上げが予定され、おり物価は上昇の一途をたどり我々の暮らしをますます圧迫するものとなる。このようななかで我々大學生協は、組合員の力を合わせ暮らしと平和を守る自主的な活動を進め、政府に対しても暮らしと勉学・研究条件を守り向上させるための諸施策を求めてきた。ところが政府は、国家財政の赤字を口実に増税や公共料金の値上げを行つたり、教育や福祉の分野の予算を抑制し国民負担を強化するなど我々の願いとは逆の政策を押し進めてきた。そして今年に入り政府は、第二次臨時行政調査会会長・土光敏夫経団連名誉会長を務めさせ「国家財政の再建」を掲げて行財政改革に乗り出した。この行財政改革は第二次臨時第一次答申(七月十日)やその答申を受けて閣議決定(八月二十五日)された行政改革大綱などこれまで発表されたものによると軍事費・防衛費は聖域扱いされ、また、大企業や大資産家への優遇税制の是正については具体的な方策を明らかにしないまま、国民の暮らしに直接かかわる教育や福祉などの分野における国家予算の大幅削減と制度の改悪を打ち出している。また、政府は差し迫つている昭和五十七年度予算編成をこの第一次答申に沿つて進めようとしており、軍事費・防衛費の増額と大企業向け大型公共事業は確保する一方、国民の負担強化と生活関連分野の予算は大幅に削り取ろうとしている。我々は、国民生活を犠牲にして、軍備の増強とともに、軍事費(防衛費)の削減、大企業・大資産家優遇の不公平税制の是正と利権と汚職、腐敗のない民主的行財政改革の実現を求め、大学生協組合員の暮らしと勉学・研究条件を守るよう強く要望するものである。

第二一〇〇号 昭和五十六年十一月十八日受理 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願(四通)

請願者 京都市右京区花園宮ノ上町二八ノ二 村田亮子外四百九十三名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二一一二号 昭和五十六年十一月十八日受理 財界主導の行財政改革に反対、民主的財政改革の実現に関する請願
請願者 福岡市南区警弥郷三ノ五ノ九 大長利実外二千百七十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

第二一一三号 昭和五十六年十一月十八日受理 臨時答申に基づき、政府が行う行政改革に反対し、国民生活の擁護に関する請願
請願者 井上進外千二百名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二一一四号 昭和五十六年十一月十八日受理 弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願
請願者 福井市春日三ノ一〇八ノ二 森忠祐美子外千三百六十六名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

第二一一五号 昭和五十六年十一月十八日受理 行革闘争特例法案反対、眞の民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 栃木県佐野市久保町九六 中田正道外百七十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

請願者 青森県弘前市中野二ノ一ノ一 石川まゆみ外九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二一一七号 昭和五十六年十一月十八日受理 国民のための行財政改革に関する請願
請願者 秋田県能代市中川原二六ノ八〇八児玉隣外二千四百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二一二五号 昭和五十六年十一月十八日受理 教育・福祉・医療などの国民生活を圧迫する行政改革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願
請願者 横浜市中区山下町二五二盤龜ビル内神奈川県消費者団体連絡会内池田潔外二万六千四百三十二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二一一九号 昭和五十六年十一月十八日受理 国民のための行財政改革に関する請願(二通)
請願者 川崎市多摩区生田七、八四九 松沢隆外二千九十二名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二一二〇号 昭和五六年十一月十八日受理 弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願
請願者 福井市大宮六ノ一、一〇三 中島勇外四百四十五名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

請願者 千葉県市川市新田二ノ四ノ五 高野信忠外百七十八名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二一二五号 昭和五十六年十一月十八日受理 増税なき財政再建の政府方針のもとに、今参議院で行革闘争特例法案が一括審議に付されている。行政の簡素化、不要不急の財政支出の見直し、外郭団体の整理統合など行政改革の必要性については、我々消費者も永らく主張してきたところである。しかし今国会で審議されている行政改革は、その内容が教育・福祉・医療など国民生活に深くかかわり、しかも多岐にわたつてゐるにもかかわらず、なお十分に国民が理解し得るところまで至っていない。実収入が前年比減少を記録し、加えて物価調整減税すら行われないなかで非消費支出が著しく増加するなど家計が厳しい局面に立たされている折から、いつそう家計に負担を強いる行政改革はなんとしても納得できない。

第二一二六号 昭和五十六年十一月十八日受理 福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革に反対する請願
請願者 埼玉県志木市館一ノ一ノ一ノ八
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

| | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ○七 伊藤雅夫外二千百九十六名 | 良司外五百五十八名 |
| 紹介議員 小柳 勇君 | 紹介議員 和田 静夫君 |
| この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 |
| 第二一四五号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一五四号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民のための行財政改革に関する請願 | 国民のための行財政改革に関する請願 |
| 請願者 青森県東津輕郡蟹田町中師宮本一 | 請願者 山口県下関市長府龜ノ甲町一、七 九六ノ四 板垣敏和二千名 |
| 一五ノ一八 松本幸雄外六十名 | 子外千二百四十八名 |
| 紹介議員 小山 一平君 | 紹介議員 片山 茲市君 |
| この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 | この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 |
| 第二一四六号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一五五号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町二 五 小野哲也外六十名 | 請願者 京都市右京区竜安寺塔の下町五ノ 四八 原田昭次外百五十四名 |
| 紹介議員 小山 一平君 | 紹介議員 片山 善市君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一四七号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一五六号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 京都市中京区西ノ京右馬寮町一一 三名 | 請願者 京都市南区八条源町三七 杉本京 三外百九名 |
| 紹介議員 対馬 孝且君 | 紹介議員 青木 薦次君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一四九号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一六二号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 ノ一〇朱雀寮内 中田和美外五十 名 | 請願者 大分県臼杵市江無田二六六ノ一 北山利男外七千百七十三名 |
| 紹介議員 下田 京子君 | 紹介議員 下田 京子君 |
| この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一七二号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一七七号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民のための行財政改革に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 北海道夕張郡栗山町日出 石川正 藏外四百九十九名 | 請願者 京都上京区一条通千本西入烏丸 町三七三ノ一一 駒井久雄外百四 |
| 紹介議員 赤桐 操君 | 紹介議員 赤桐 操君 |
| この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一七三号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一七八号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民のための行財政改革に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 横浜市綾瀬北八朔町一、〇一三 持田民夫外千五百八十名 | 請願者 京都市北区紫野上柏野西町五八 岡本昭外百三十八名 |
| 紹介議員 安恒 良一君 | 紹介議員 小柳 勇君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一五三号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一八一号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民のための行財政改革に関する請願 | 国民本位の民主的行財政改革実現に関する請願 |
| 請願者 新潟市鳥屋野六九九ノ一五 小野 | 請願者 東京都世田谷区若林一ノ二〇ノ二 一 荒井貴子外六十一名 |
| 紹介議員 中野正彦外四百三名 | 紹介議員 加瀬 完君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 |
| 第二一七四号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一七八号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民のための行財政改革に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 秋田市南通龜の町二ノ六 千園順 子外千二百四十八名 | 請願者 京都市右京区谷口田成寺町五ノ一 上羽一三外百四名 |
| 紹介議員 片山 茲市君 | 紹介議員 加瀬 完君 |
| この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 | この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 |
| 第二一七五号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一八二号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民のための行財政改革に関する請願(三通) |
| 請願者 村田 秀三君 | 請願者 秋田県大館市東台四ノ三ノ七〇 本間正外二千四百二名 |
| この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 | この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。 |
| 第二一七六号 昭和五十六年十一月十九日受理 | 第二一八三号 昭和五十六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願 |
| 請願者 三外百九名 | 請願者 福井市東今泉町二ノ四ノ二五 山 田栄三外千百十三名 |
| 紹介議員 青木 薦次君 | 紹介議員 丸谷 金保君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。 |
| 第二一七七号 昭和五六年十一月十九日受理 | 第二一八四号 昭和五六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 京都上京区一条通千本西入烏丸 町三七三ノ一一 駒井久雄外百四 | 請願者 青森県弘前市大森勝山三六一 竹 浪留美子外四百十二名 |
| 紹介議員 名 | 紹介議員 丸谷 金保君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一七八号 昭和五六年十一月十九日受理 | 第二一八六号 昭和五六年十一月十九日受理 |
| 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 大阪府堺市金岡町一、四二三中百 五十名 | 請願者 京都市北区紫野上柏野西町五八 岡本昭外百三十八名 |
| 紹介議員 村田 秀三君 | 紹介議員 小柳 勇君 |
| この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二一八一号 昭和五六年十一月十九日受理 | 第二一八八号 昭和五六年十一月十九日受理 |
| 国民本位の民主的行財政改革実現に関する請願 | 国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 請願者 東京都世田谷区若林一ノ二〇ノ二 一 荒井貴子外六十一名 | 請願者 京都市右京区谷口田成寺町五ノ一 上羽一三外百四名 |

一、国民犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革推進に関する請願(第二三五九号)

一、国民生活犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革の実現に関する請願(第二三六〇号)(第二三六一号)

一、国民のための行財政改革に関する請願(第二四〇三号)

一、軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行政改革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願(第二四〇六号)(第二四〇七号)(第二四〇八号)(第二三四〇九号)(第二四一〇号)(第二四一二号)(第二四一三号)

一、軍事費を削減し、大企業優遇税制を正し、国民本位の行財政改革実現に関する請願(第二四一六号)

一、国民のための行財政改革に関する請願(第二四四五号)(第二四四六号)(第二四四七号)

一、福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願(第二四四八号)

一、弱い階層へのしづか寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願(第二四五九号)(第二四五〇号)

一、国民生活破壊の行革関連特例法案に反対し、国民のための民主的行政改革実現に関する請願(第二四五一号)

一、国民犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革推進に関する請願(第二四五二号)

一、行革関連特例法案反対、真の民主的行財政改革の実現に関する請願(第二四五三号)(第二四五四号)

一、国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願(第二四五五号)(第二四五六号)(第二四五七号)(第二四五八号)(第二四五九号)(第二四五六〇号)

一、教育・福祉・医療などの国民生活を圧迫する行政改革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願(第二四五六一号)

一、民主的行政改革実現に関する請願(第二四五七号)

一、行革関連特例法案反対、眞の民主的行財政実現に関する請願（第二四九二号）
(第二四九三号)

二、行革関連特例法案反対、眞の民主的行財政改革の実現に関する請願（第二五〇六号）(第二五〇七号)(第二五〇八号)(第二五〇九号)
(第二五一〇号)(第二五一一号)(第二五一二号)(第二五一三号)(第二五一四号)(第二五一五号)(第二五一六号)(第二五一七号)

第三二二七五号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願

請願者 青森県弘前市桔梗野五ノ一〇ノ一
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第三二二七六号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田五、二九九
木内敏正外千九百三十二名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三二二七七号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民のための行財政改革に関する請願

請願者 青森県東津軽郡蟹田町一五四 村
田朋子外二十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三二二七八号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願

請願者 京都市北区大将軍南一条町二八
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二二八八号 昭和五十六年十一月二十日受理
國民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願

請願者 大阪府高石市羽衣五ノ一ノ九 中紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二三一八号 昭和五十六年十一月二十日受理
國民のための行財政改革に関する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市庄野町羽山三、〇〇紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二三一九号 昭和五六年十一月二十日受理
國民のための行財政改革に関する請願

請願者 北海道夕張郡由仁町一区 斎藤富一外四百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二三三〇号 昭和五十六年十一月二十日受理
國民のための行財政改革に関する請願(二通)

請願者 秋田市下羽羽川下山四八ノ二三紹介議員 川村 清一君
佐々木長次郎外千九百八十名
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二三三一号 昭和五十六年十一月二十日受理
國民のための行財政改革に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡北方町北方一、四二紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第二三三二号 昭和五十六年十一月二十日受理
國民のための行財政改革に関する請願

紹介議員 高知市上町四ノ四ノ二八 北村吉外六名
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三三三三号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民のための行財政改革に関する請願
請願者 長崎市椎の木町二三ノ一〇 山川みどり外百三十七名
紹介議員 八百板正君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三三四四号 昭和五十六年十一月二十日受理
福祉切捨てなど、国民の生活を破壊する行政改革反対に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池一ノ五四ノ一〇 國紹介議員 田武一外千二百十八名
紹介議員 本岡昭次君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第三三三五号 昭和五十六年十一月二十日受理
行革関連特例法案反対、眞の民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 滋賀県神崎郡五個荘町小幡六二〇
紹介議員 木野裕子外四百六十八名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。
政改革の実現に関する請願
請願者 京都市上京区堀川今出川下ル西
田地矢代幸恵外百四十九名
紹介議員 田中寿美子君

第三三三六号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行
政改革の実現に関する請願
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
政改革の実現に関する請願
第二三三七号 昭和五十六年十一月二十日受
國民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行
政改革の実現に関する請願

請願者 埼玉県東松山市美土里町二ノ八 藤原幸男外百六名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
紹介議員 阿具根 登君

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三二八号 昭和五十六年十一月二十日受理

藤原紫鷗外五十二名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三二九号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三〇号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 京都市伏見区淀池上町 高橋一郎

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三一号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 上田清輝外二百五十八名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三二号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三三号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 七 西村幸三外四百二十四名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三四号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三五号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 木岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

政改革の実現に関する請願
請願者 京都府綾部市東山町山家九一 久後地平外百八十六名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。
紹介議員 八百板 正君

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三六号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 太田雅弘外百四十名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三七号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三八号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 六百六十九名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三九号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 細川 勝也君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三〇号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 田畑諭外千名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三一号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 齊藤誠司外百四名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三二号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三三号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 後英雄外九十九名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三四号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三五号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 田啓次郎外六千百二十三名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三六号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三三七号 昭和五十六年十一月二十日受理

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願
請願者 福井市左内町八ノ二三 堀山美知子外千八十名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。
紹介議員 戸叶 武君

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三四四号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 青森市松森福田三五七 藤本貴広外二百名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三四五号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三四六号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 畑井茂七

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、国民のための行財政改革に関する請願
第二三四七号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 齊藤誠司外百四名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三四八号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三四九号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 滋賀県甲賀郡水口町古城が丘 倉田啓次郎外六千百二十三名

この請願の趣旨は、第一二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三五〇号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 滋賀県山本郡八森町茂浦七二 松橋粕藏外二千五百九十三名

この請願の趣旨は、第一二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三五一号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三五二号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 秋田県北秋田郡森吉町小又字小又 六三 高橋キヨウ外二千三百三十名

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三五三号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
第二三五四号 昭和五六年十一月二十日受理

紹介議員 岡本悦三、軍事費の削減を図り、大企業優遇税制の見直しを行い、民主的な行政改革を行うこと。
四、憲法に保障された地方自治を守り、政府自らが招いた財政危機の付けを地方自治体に転嫁し

ないこと。

理由
政府は、第二次臨時行政調査会第一次答申に基づき、その具体化のために行革推進臨時特例措置法案をこの臨時国会に提出した。これは政、財、官癡者の構造のなかで生じた一連の黒い霧と財界本位の行財政運営のもとで、大きく高まっている国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 福井市左内町八ノ二三 堀山美知子外千八十名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。
紹介議員 戸叶 武君

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見台一ノ一ノCノ二〇ノ三〇五 太田雅弘外百四十名

この請願の趣旨は、第一二〇九九号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 青森市松森福田三五七 藤本貴広外二百名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 畑井茂七

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 齊藤誠司外百四名

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二七五号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 秋田県山本郡八森町茂浦七二 松橋粕藏外二千五百九十三名

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 松山市錦鏡司四、〇九九 岡本悦三、軍事費の削減を図り、大企業優遇税制の見直しを行い、民主的な行政改革を行うこと。
四、憲法に保障された地方自治を守り、政府自らが招いた財政危機の付けを地方自治体に転嫁し

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

国民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願
請願者 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三三五九号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革推進に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村 田中君子
外四百十五名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一五一三号と同じである。

第二三六〇号 昭和五十六年十一月二十日受理
国民生活犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革の実現に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山四ノ一二ノ二〇
斎藤あや子外九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二三六一號 昭和五十六年十一月二十日受理
国民生活犠牲の行政改革に反対し、民主的行政改革の実現に関する請願

請願者 京都市上京区今小路通七本松西入
下ル末之口町九九八 吉田耕造外
百名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二四〇三号 昭和五十六年十一月二十一日受
理
請願者 北海道足寄郡足寄町北三条二丁目
長谷川昭二外四百九十九名

紹介議員 赤堀 操君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。
軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願（三通）
請願者 東京都小金井市本町四ノ七ノ二四

三 中津川陽久外三千七百八十四

を実現することである。ところが鈴木首相は「政治生命をかける」と、この行政改革を断行しようとしている。すでに東京都民は鈴木都政のもとで、都財政再建委員会の答申に基づく減量経営攻撃によつて都民一人当たり約八千五百円もの負担増を押し付けられたが、反動的行政改革の断行は、二重、三重に都民の暮らしを脅かすものである。

紹介議員 安恒 良一君
軍事費を削つて、大企業優遇を是正し、政府・財界による不正、腐敗をなくす国民本位の民主的行政改革のため、次の措置をとられたい。

一、国民健康保険給付費、児童扶養手当、特別児童扶養手当の一部経費の都道府県への肩代わりを行わないこと。

二、公共事業の地域特例かさ上げ率の引下げを行わないこと。

三、東京都をはじめ自治体が住民の要求にこたえ実施している単独事業としての老人医療無料化、ないし軽減措置を廃止しないこと。

四、児童手当を低所得者に限定しようとする所得制限の強化や見直しを行わないこと。

五、年金の支給開始年齢の引上げや物価スライドの繰延べを行わないこと。

六、保育所の新設の抑制と保育料の値上げを行わぬ充実すること。

七、教科書の無償制度の廃止、四十人字級の停止を行はず、行き届いた教育のため充実を図ること。

八、住民サービスの低下を招く地方行政への減量経営の導入、公共施設、業務の民営化、民間委託、職員定数の削減、抑制を行わないこと。

九、一般消費税やこれに類する大衆課税を行わず所得減税を実施すること。

十、軍事費削減、大企業優遇の不公平税制の是正で民主的財政再建を図ること。

理由 第二次臨時行政調査会が七月十日、鈴木首相に提出した第一次答申は、増税なき財政再建、行政改革に名をかり、福祉・教育など切捨て、地方自治体に負担を押しつける一方、軍備拡張と不公平な大企業優遇税制には手をつけない反動的行政改革にはかならない。我々が行政改革に求めるのは、

政府・財界による不正、腐敗をなくしたり、戦争準備のための軍事費を削減させ、国民本位の行政

治生命をかける」と、この行政改革を断行しようとしている。すでに東京都民は鈴木都政のもとで、都財政再建委員会の答申に基づく減量経営攻撃によつて都民一人当たり約八千五百円もの負担増を押し付けられたが、反動的行政改革の断行は、二重、三重に都民の暮らしを脅かすものである。

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

第四〇七号 昭和五十六年十一月二十一日受
理
請願者 東京都大田区羽田四ノ四ノ一 東
田泉外二千二十八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願（二通）

請願者 東京都大田区東馬込二ノ八ノ一四
谷口初江外四千三百五十三名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願

請願者 東京都港区南青山五ノ四ノ三五
渡辺一誠外二千九百九十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願

請願者 東京都江東区大島四ノ一ノ六ノ二
一四 棚橋保外五千百七十一名

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願（二通）

請願者 東京都江東区大島四ノ一ノ六ノ二
一四 棚橋保外五千百七十一名

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平六ノ二三ノ一
内田光昭外千四百八十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願

請願者 東京都江東区大島四ノ一ノ六ノ二
一四 棚橋保外五千百七十一名

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備費を削減し、大企業優遇税制を正し、国民本

を実現することである。ところが鈴木首相は「政治生命をかける」と、この行政改革を断行しようとしている。すでに東京都民は鈴木都政のもとで、都財政再建委員会の答申に基づく減量経営攻撃によつて都民一人当たり約八千五百円もの負担増を押し付けられたが、反動的行政改革の断行は、二重、三重に都民の暮らしを脅かすものである。

紹介議員 井一郎外二千三百八十八名
この請願の趣旨は、第二四〇六号と同じである。

軍備拡張と大企業優遇、国民生活破壊の行革に反対し、国民本位の行政改革実現に関する請願（三通）

第二十五部 行財政改革に関する特別委員会会議録第十号 昭和五十六年十一月二十七日【参考議案】

第五一

位の行財政改革実現に関する請願

請願者 青森市新城平岡二二八ノ一五 小倉秀貞外千百八十二名

紹介議員 善脱タケ子君

一、憲法の精神にのつとり、軍事費の増強をやめること。

二、大企業優遇をやめ、不公平税制を改めること。

三、社会保障、福祉、教育、医療、公営住宅など、国民生活に必要な制度や施設の発展、充実を図ること。

1 教科書の無償制度は存続し、速やかに四十人学級制を実施すること。

2 老後の暮らしを圧迫する老人医療費の有料化や年金制度の改悪をやめること。

3 地方自治体への補助の削減をやめること。

4 保育施設の拡充、保育料の引下げを行うこと。

理由

不公平な税制を改め、利権や汚職をなくし、むだのない、民主的な行財政の改革を期待したにもかかわらず、第二次臨時行政調査会の答申によつて実施に移されようとしている行政改革は、多くの国民の願いを裏切り、国民に重い負担と犠牲を強いる内容となつていて。しかも、大企業優先、軍備費拡大の方向が示されており、国民生活の総がままで軍備増強を進めるための行財政改革であることが明らかである。日本国憲法第九条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことをうたい、更に、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない」ことを、世界に高らかに宣言しているのである。我々は、戦争には絶対反対であり、政府が、この憲法の精神にのつとり、軍拡を活安定の立場から、真に民主的な財政再建を行ふ

よう、強く望むものである。

第二四五五号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 福井県坂井郡三国町錦 松井博幸

紹介議員 鈴木 和美君

國民のための行財政改革に関する請願(二通)

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

本庄治外三百六十七名

岸

第二四五六号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 青森県東津軽郡蟹田町中師宮本一

紹介議員 小山 一平君

○三ノ四 三上文代外三十名

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

田村栄一外七百三十五名

第三四四七号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 青森県加東郡滝野町上滝野一、〇

紹介議員 目黒今朝次郎君

○三ノ四 三上文代外三十名

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第三四五二号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 滋賀県大津市比叡平一ノ一八ノ九

紹介議員 安倉弘志外千名

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第三四五五号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 京都市左京区高野西開町三八ノ一

高野川ハイツ五〇九 村松和枝外二十名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第三四五六号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 京都市北区等持院西町三四ノ一立

命衣笠寮内 小山清外百三十九名

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第三四五七号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 京都府宇治市五ヶ庄広岡谷一ノ四

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二四五四号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 東京都小金井市桜町一ノ一五ノ二

紹介議員 山中 郁子君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二四五五号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 九 工藤晃子外二千四十四名

紹介議員 山中 郁子君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二四五六号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 九 工藤晃子外二千四十四名

紹介議員 山中 郁子君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二四五七号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 四 若林享子外六十名

紹介議員 小山 一平君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二四五九号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 長野県飯田市下久堅一、七五五

紹介議員 近藤 忠孝君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二四五三号 昭和五十六年十一月二十一日受理

請願者 山下昭治外百四十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

弱い階層へのしわ寄せ行革に反対し、國民のための行財政改革に関する請願

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

| | | |
|-------------|--|---|
| 第二四五五号 | 昭和五十六年十一月二十一日受 理 | 請願者 東京都杉並区南荻窪四ノ二九ノ一 國民生活犠牲の行財政改革に反対し、民主的行財政改革の実現に関する請願 |
| 紹介議員 鈴木 和美君 | 岩手県盛岡市東緑が丘三〇ノ一〇 松坂サヨ外百六十八名 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二四五九号 | 昭和五十六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 紹介議員 野田 哲君 | 青森県弘前市和徳和泉七 宮野邦 昭外七十九名 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二四六〇号 | 昭和五十六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 紹介議員 和田 静夫君 | 東京都大田区山王三ノ二九ノ七 峯松益幹外二百九十二名 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 第二四六一号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。 |
| 紹介議員 和田 静夫君 | 横浜市中区山下町二五二豊龜ビル 内神奈川県消費者団体連絡会内 星野正思外二万八千七百二十二名 | この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。 |
| 第二五〇七号 | 昭和五十六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 山中 郁子君 | 横浜市中区山下町二五二豊龜ビル 内神奈川県消費者団体連絡会内 星野正思外二万八千七百二十二名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五〇八号 | 昭和五十六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 片岡 勝治君 | 横浜市西区浜松町五ノ一六 日高 准之助外四千九百十一名 | この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。 |
| 第二四九三号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。 |
| 紹介議員 宮本 顯治君 | 神奈川県横須賀市長沢三六七 吉 川諭吉外四千九百十二名 | この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。 |
| 第二五〇九号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 神谷信之助君 | 東京都三鷹市新川六ノ三八ノ二 大枝茂一外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五一〇号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 長田 京子君 | 埼玉県狭山市入間川一、三五四ノ 四八狹山台ハイツ一二ノ四〇三 長田修外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五一一号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 立木 洋君 | 東京都東村山市本町一ノ八ノ三七 土屋正之外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五一五号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 上田耕一郎君 | 滋賀県彦根市幸町二二ノ六 藤本 正清外一万四百二十七名 | この請願の趣旨は、第二三四九号と同じである。 |
| 第二四九二号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 山田耕三郎君 | 東京都昭島市築地町二九〇ノWノ 三二 野田富士夫外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五〇八号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 上田耕一郎君 | 東京都府中市南町五ノ三八ノ七 宮田修外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 第二五一二号 | 昭和五六年十一月二十一日受 理 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |
| 紹介議員 近藤 忠孝君 | 東京都杉並区南荻窪四ノ二九ノ一〇 瀬戸山ツギエ外一万三千二百九十八名 | この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。 |

紹介議員 宮本 顯治君
杉田正久外一万三千二百九十八名
この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二五六号 昭和五十六年十一月二十一日受
理

行革闘連特例法案反対、真の民主的行財政改革の
実現に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合一ノ一四ノ一
○ 松村昇外一万三千二百九十八
名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

第二五七号 昭和五十六年十一月二十一日受
理

行革闘連特例法案反対、真の民主的行財政改革の
実現に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大内町一、七
三二 斎藤とみ子外一万三千二百
九十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一六二四号と同じである。

昭和五十六年十二月八日印刷

昭和五十六年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D